

地震災害対策編

第3章

災害応急計画

第1節 初動期の応急活動

第1 組織動員

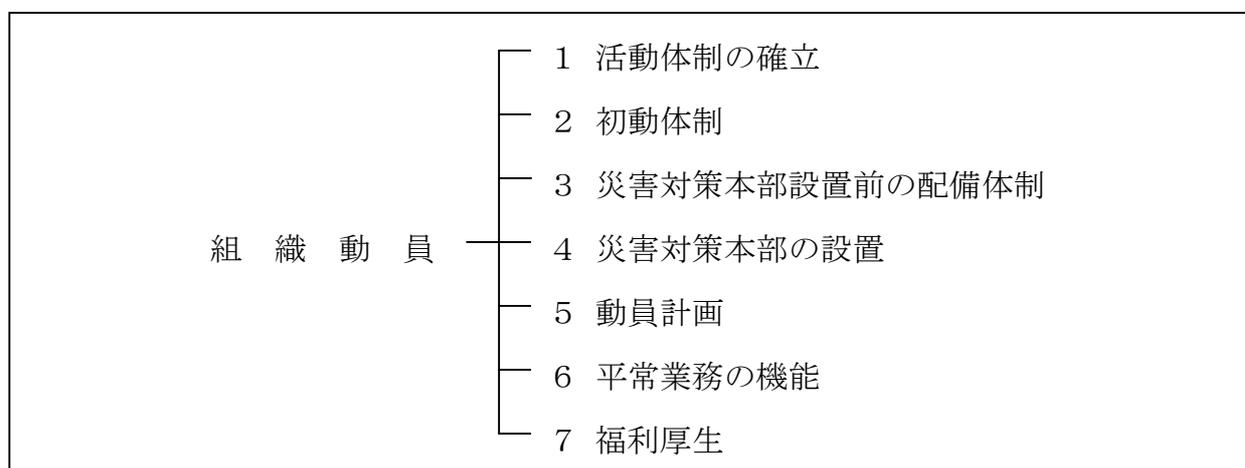
《基本方針》

地震による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合、佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第23号）の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の体系》



※ 佐倉市地域防災計画における班及び班長は、災害対策配備上の名称である。

《対策の展開》

1. 活動体制の確立

(1) 配備体制及び災害対策本部設置の基準

① 災害による自動配備・自動設置基準

地震が発生した際、次の表に掲げる震度に応じ、自動的に配備体制をとるとともに、災害対策本部を設置するものとする。

震度1～3	・地震情報の収集を行う。
震度4	・第1配備職員は職場または、自宅待機。 ・その他の職員は連絡の取れる体制を取る。
震度5弱	・第2配備職員は登庁し、被害状況の把握及び災害対応にあたる。 ・避難所長及び副所長は、避難所の安全確認を行う。 ・支部長及び副支部長は、支部へ参集し、情報収集にあたる。
震度5強	・災害対策本部の自動設置 ・第3・第4配備職員は登庁し、災害対応にあたる。 ・避難所長及び副所長は、避難所の安全確認を行う。 ・支部長及び副支部長は、支部へ参集し、情報収集にあたる。 ・本部設置準備班及び本部付き職員は市民部交通防災課へ参集し、本部事務にあたる。
震度6弱以上	・災害対策本部の自動設置 ・非常登庁配備体制（第5配備） ・避難所及び支部配備職員は、各避難所または支部へ参集し、開設。 ・本部設置準備班及び本部付き職員は市民部交通防災課へ参集し、本部事務にあたる。 ・その他の職員は各所属へ登庁し、災害対応にあたる。

(注) 東海地震注意情報発表から地震発生までの措置については、付編に記載する。

(2) 震度判定及び参集指令

① 震度は、佐倉市に設置してある震度計による。

なお、停電等により地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断または参集指令によるものとする。

② 活動体制をとるにあたり、参集指令等を行うための緊急連絡系統をあらかじめ定めておくものとする。

③ 市民部防災班は、震度情報をたえず収集し、災害が発生する恐れのある場合は、危機管理監を通じ、市長及び副市長に報告する。

市長は、報告に基づき、配備体制等を検討・決定し、あらかじめ定められた緊急連絡系統により、参集指令を行うものとする。

2. 初動体制（現地情報の収集）

被害の概要を早期に把握して情報を収集し、災害対策本部における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、避難所配備職員及び支部配備職員を派遣する。

（1）派遣基準

勤務時間内外において、佐倉市に設置してある震度計が震度5弱以上を記録した場合。

（2）活動

① 震度5弱または震度5強の場合

ア 避難所長及び副所長は、避難所周辺の被害調査及び避難状況調査を行いながら各避難所に参集する。また、支部長及び副支部長は、各避難所からの報告に備え、支部を開設する。

イ 避難所長及び副所長は、担当地区の概括的な被害情報の収集を行い、防災行政無線や携帯電話で支部に報告する。

ただし、支部に報告が困難な場合は、直接、災害対策本部（災害対策本部設置前においては市民部防災班）に報告する。

ウ 支部長及び副支部長は、避難所長及び副所長から収集した被害情報を取りまとめ、防災行政無線等により、災害対策本部（災害対策本部設置前においては市民部防災班）に報告する。

エ 災害対策本部長（市長）は、報告に基づき、避難所の開設の必要性があると認めるときは、避難所の開設について指示を行う。

オ 避難所長及び副所長は、避難所の開設の指示を受けたときは、直ちにその他の避難所配備職員に対し、参集の指示を行う。また、支部長及び副支部長は、避難所の開設状況等を勘案し、必要に応じて、その他支部配備職員に対し、参集の指示を行う。

② 震度6弱以上の場合

ア 避難所配備職員は、避難所周辺の被害調査及び避難状況調査を行いながら各避難所に参集し、避難所の開設を行う。

イ 避難所配備職員は、概括的な被害情報の収集を行い、防災行政無線や携帯電話で支部に報告する。

ただし、支部に報告が困難な場合は、直接、災害対策本部に報告する。

ウ 支部配備職員は、避難所配備職員から収集した被害情報を取りまとめ、防災行政無線等により災害対策本部に報告する。

（3）参集拠点は指定避難所及び支部とする。

3. 災害対策本部の設置前の配備体制

市長は、次の配備基準に該当する場合、危機管理監を責任者とする第1配備体制または第2配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

（1）配備基準

① 佐倉市に設置してある震度計が震度4を記録した場合は第1配備体制、震度5弱を記録した場合は第2配備体制とする。

② その他、市長が必要と認めた場合。

【災害対策本部設置前の配備体制】

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第1 配備	<p>佐倉市に設置してある震度計が震度4を記録したとき。</p> <p>東海地震観測情報が発表されたとき。</p> <p>本部長（市長）が必要と認めたととき。</p>	<p>担当職員が自宅または職場で待機し、交通防災課は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p>	<p>災害対策本部体制のうち、次に示す班の中で指名された者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策部 広報班 ・総務部 管財班 ・市民部 防災班 避難誘導班 ・土木部 道路班 下水道班 ・都市部 計画班 建築班 建築物危険度判定班 宅地危険度判定班 ・教育委員会 教育管理班
第2 配備	<p>佐倉市に設置してある震度計が震度5弱を記録したとき。</p> <p>東海地震注意情報が発表されたとき。</p> <p>本部長（市長）が必要と認めたととき。</p>	<p>第1 配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p>	<p>災害対策本部体制のうち、次に示す班の中で指名された者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策部 広報班 ・総務部 管財班 ・市民部 防災班(第2 配備時点で全員) 避難誘導班 市民生活班 ・福祉部 福祉班 ・健康こども部 医療防疫班 児童福祉班 体育施設班 ・経済環境部 農政対策班 商工対策班 ・土木部 道路班 下水道班 ・都市部 計画班 建築班 建築物危険度判定班 宅地危険度判定班 ・教育委員会 教育管理班 学校教育班 社会教育班 文化班 公民館班 幼稚園班 市民音楽ホール班 美術館班 図書館班 ・各出先機関の施設管理者 ・避難所長、副所長、支部長、副支部長

(2) 配備を解く基準

市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、または災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

4. 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ① 佐倉市に設置してある震度計が震度5強以上を記録した場合は、自動的に設置する。
- ② 佐倉市において、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合。
- ③ 佐倉市において、大規模な災害が発生する、または大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合。
- ④ 東海地震予知情報が発表されたとき。
- ⑤ その他市長が設置の必要を認めたとき。

(2) 配備基準

- ① 佐倉市に設置してある震度計が震度5強を記録した場合は第3・第4配備体制、震度6弱を記録した場合は第5配備体制（非常登庁配備体制）をとる。
- ② 災害対策本部が設置された場合は、原則として第3・第4・第5配備の範囲とし、災害対策本部会議において、状況に応じて適時、配備体制の決定を行う。
ただし、緊急を要する場合は、災害対策本部会議の本部長(市長)が決定する。
- ③ 災害対策本部の設置を迅速に行うため、あらかじめ本部設置準備班の職員を指名しておくものとする。

本部設置準備班は、佐倉市に設置してある震度計が、震度5強以上を記録した場合に直ちに登庁し、本部長（市長）及び災害対策本部員に連絡をするほか、本部長の指示により、災害対策本部の設置を行う。

また、本部設置準備班は、本部設置後、本部付き職員として業務に従事するものとする。ただし、被害状況、役職等を勘案し、所属する各部・各班の業務に従事する必要がある場合は、各部・各班の業務に従事するものとする。

【災害対策本部設置時の配備体制】

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第3配備	佐倉市に設置してある震度計が震度5強を記録したとき。 東海地震予知情報が発表されたとき。 災害対策本部会議または本部長（市長）が必要と認めたとき。	第2配備体制を強化して、情報・輸送・医療・救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○本部員 本部長 副本部長 本部員 市長が認めるその他職員 ○全班員 土木部下水道班 都市部各班 ○指名された班員 ○本部設置準備班 ○本部付き職員 ○避難所長、副所長 ○支部長、副支部長
第4配備	佐倉市に設置してある震度計が震度5強を記録したとき。 災害対策本部会議または本部長（市長）が必要と認めたとき。	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○本部員 本部長 副本部長 本部員 市長が認めるその他職員 ○全班員 企画政策部秘書班 広報班 総務部システム復旧班 市民部市民生活班 経済環境部各班 教育委員会教育管理班 ○指名された班員 ○本部設置準備班 ○本部付き職員 ○避難所長、副所長 ○支部長、副支部長
第5配備 (非常登庁体制)	佐倉市に設置してある震度計が震度6弱以上を記録したとき。 災害対策本部会議または本部長（市長）が必要と認めたとき。	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。	全職員

(3) 出動及び応援要請

市長は、災害対策本部を設置した場合には市民部防災班を通じて、その旨を速やかに佐倉市八街市酒々井町消防組合に連絡するものとする。

災害時には佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し活動するが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長が判断したときは、市民部防災班を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行うものとする。

(4) 組織及び運営

① 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、以下に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

本部においては、本部長(市長)、副本部長、本部員及び市長が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

② 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長(市長)が必要に応じて招集する。ただし、本部長(市長)は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または本部員との協議をもってこれに代える。

また、本部長(市長)は災害応急対策に関し、必要があると認める場合は、防災関係機関に対し災害対策本部会議への職員等の出席を要請する。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、水道事業管理者、危機管理監、企画政策部長、総務部長 税務部長、市民部長、福祉部長、健康こども部長、経済環境部長 土木部長、都市部長、議会事務局長、会計管理者 市長が認めるその他職員
本部派遣職員	本部長(市長)が必要に応じ、防災関係機関から派遣を求める者

イ 協議事項

- 1) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- 2) 動員・配備体制に関すること。
- 3) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- 4) 各部間調整事項に関すること。
- 5) 市民への避難準備情報の発表、避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 6) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 7) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 8) 他の市町村への応援要請に関すること。
- 9) 災害救助法の適用要請に関すること。
- 10) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- 11) 災害復旧に関すること。
- 12) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 事務局

事務局は危機管理監を責任者とし、市民部防災班、本部設置準備班及び本部付き職員で構成する。

③ 部班長会議

必要に応じて、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため、部班長会議を設ける。

④ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は次のとおりとする。

【災害対策本部組織概要】



【災害対策本部組織概要】

教育委員会	教育管理班…教育総務課 学校教育班…学務課 指導課 教育センター 各小中学校 社会教育班…社会教育課 文化班…文化課 公民館班…各公民館 幼稚園班…各幼稚園 市民音楽ホール班…市民音楽ホール 美術館班…市立美術館 図書館班…各図書館
協力部	議世事務局協力班…議世事務局 監査委員事務局協力班…監査委員事務局 選挙管理委員会事務局協力班…選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局協力班…農業委員会事務局
水道部	水道部の定める配備体制による
避難所	各指定避難所
支部	佐倉支部 志津北部支部 志津南部支部 白井・千代田支部 根郷支部 和田支部 弥富支部
水防班	佐倉市災害対策本部水防班活動要領による

【地震災害発生時の配備一覧表】

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
		国体推進課			○	○	●
	財政班	財政課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	総務課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	物資需給応援班	情報システム課			○	○	●
	管財班	管財課	○	○	○	○	●
		契約検査室			○	○	●
会計班	会計室			○	○	●	
税務部	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		収税課			○	○	●
市民部	避難誘導班	市民課	○	○	○	○	●
		健康保険課	○	○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・サービスセンター		△	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		△	○	●	●
		志津コミュニティセンター		△	○	●	●
		西志津ふれあいセンター		△	○	●	●
		和田ふるさと館		△	○	●	●
		ミレニアムセンター佐倉		△	○	●	●
		市民公益活動林 [°] -センター		△	○	●	●
防災班	交通防災課	○	●	●	●	●	
福祉部	福祉班	社会福祉課		○	○	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		介護保険課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●
		老人福祉センター		△	○	○	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
健康 こども部	医療防疫班	健康増進課		△	○	○	●
		健康管理センター		△	○	○	●
		西部保健センター		△	○	○	●
		南部保健センター		△	○	○	●
	児童福祉班	子育て支援課		△	○	○	●
		各保育園		△	○	○	●
		各老幼の館		△	○	○	●
		各児童センター		△	○	○	●
		児童青少年課			○	○	●
体育施設班	生涯スポーツ課		△	○	○	●	
経済 環境部	農政対策班	農政課		△	○	●	●
	商工対策班	商工観光課		△	○	●	●
	環境対策班	環境保全課			○	●	●
		廃棄物対策課			○	●	●
土木部	道路班	道路管理課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●
		志津霊園対策室			○	○	●
	下水道班	下水道課	○	○	●	●	●
都市部	計画班	都市計画課	○	○	●	●	●
		公園緑地課	○	○	●	●	●
		開発審査課	○	○	●	●	●
	建築班	建築指導課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	都市計画課	○	○	●	●	●
		公園緑地課	○	○	●	●	●
開発審査課		○	○	●	●	●	

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
教育委員会	教育管理班	教育総務課	○	○	○	●	●
	学校教育班	学務課		△	○	○	●
		指導課		△	○	○	●
		教育センター		△	○	○	●
		各小中学校		△	○	○	●
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●
	文化班	文化課		△	○	○	●
	公民館班	各公民館		△	○	○	●
	幼稚園班	各幼稚園		△	○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●
	美術館班	市立美術館		△	○	○	●
	図書館班	各図書館		△	○	○	●
協力部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●
支部	各支部		○	○	○	●	
避難所	各指定避難所		○	○	○	●	

※ ○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

△…出先機関の施設管理者及び当該施設の所管課職員は登庁

※ 兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

⑤ 事務分掌

各部、各班等の事務については、次のとおりとする。

企画政策部 責任者：企画政策部長

班 名	所 掌 事 務
秘 書 班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長及び副本部長付の秘書に関する事。 2. 災害視察者及び見舞者の接遇に関する事。 3. 災害見舞金の受入れ及び礼状に関する事。 4. 被災市民の各種要望に関する事。 5. 相談事項の処理のための各班への要請に関する事。
物 資 需 給 班 (企画政策課) (国体推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係応急対策資材の備蓄管理及び払出しに関する事。 2. 寝具、衣料品、炊事用具等の備蓄管理及び払出しに関する事。 3. 被災者の食事及び炊き出し手配に関する事。 4. 被災者の食糧、生活必需品の需要の把握及び調達に関する事。 5. 食糧、生活必需品の受払管理、配送及び配分に関する事。 6. 救援物資の受入れ及び管理に関する事。 7. 災害対策従事職員の食糧の調達に関する事。 8. その他、必要物資の備蓄管理及び払出しに関する事。
財 政 班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の応急予算措置に関する事。 2. 義援金配分及び義援金の運用に関する事。
広 報 班 (広報課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係情報の広報及び報道機関との連絡調整に関する事。 2. 災害関係広報紙の編集、発行及びホームページ等による広報に関する事。 3. 災害関係写真等の撮影及び記録、資料の整理に関する事。 4. 広報車による災害関係情報の広報援助に関する事。 5. 新聞、放送機関からの災害関連情報の収集に関する事。 6. 外国人の安否確認、避難支援、生活相談に関する事

総 務 部 責任者：総務部長

班 名	所 掌 事 務
総 務 管 理 班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 佐倉市職員の管理に関する事。 2. 従事命令書及び公用令書の発行に関する事。 3. 災害対策従事者の把握、処遇に関する事。 4. 災害派遣職員の受入れ及び配置に関する事。 5. ボランティアの受入れ及び配置に関する事。 6. 応援職員の輸送に関する事。 7. 職員及びその家族の被災状況の把握に関する事。 8. 職員への情報提供に関する事。
システム復旧班 (情報システム課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種システムの管理・復旧に関する事。 2. 情報セキュリティーに関する事。
物資需給応援班 (情報システム課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物資需給班の応援に関する事。

管財班 (管財課) (契約検査室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎の警備及び管理に関すること。 2. 市有建築物の被害調査・報告及び応急修理に関すること。 3. 市有建築物の被災度区分判定に関すること。 4. 庁用自動車の集中管理及び配車に関すること。 5. 車両の借り上げに関すること。 6. 災害時の用地対策に関すること。 7. 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約に関すること。 8. 庁内備品の貸出及び管理に関すること。 9. 電話交換業務及び庁内放送に関すること。 10. 緊急通行車両の届出に関すること。
会計班 (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係経費の出納に関すること。 2. その他、必要な会計管理に関すること。 3. 義援金の受け入れに関すること。

税務部 責任者：税務部長

班名	所掌事務
税務班 (市民税課) (資産税課) (収税課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の税制措置に関すること。 2. 災害時の民有地及び民家の現地調査及び調査結果の情報整理に関すること。

市民部 責任者：市民部長

班名	所掌事務
避難誘導班 (市民課) (健康保険課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒区域等における退避命令等の伝達に関すること。 2. 避難後の警戒区域等の警戒に関すること。 3. 臨時の避難所の開設、管理及び避難者の誘導に関すること。 4. 市関連施設以外の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 5. 市関連施設以外の避難者の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 6. 安否情報の照会・回答に関すること。
出張所班 (各出張所・派出所) (サービスセンター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災市民からの要望、相談等の取次に関すること。 2. 各施設の利用者の保護及び避難等に関すること。 3. 各施設の被害状況の集約・報告、警備及び応急対策に関すること。

<p>市民生活班 (自治人権推進課) (志津コミュニティセンター) (西志津ふれあいセンター) (和田ふるさと館) (ミレニアムセンター佐倉) (市民公益活動サポートセンター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災市民の各種相談に関する事。 2. 相談事項の処理のための各班への要請に関する事。 3. 市民相談等の状況を応急情報として本部に報告する事。 4. 各施設の利用者の保護及び避難等に関する事。 5. 各施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 6. 災害支援に係るNPOの情報に関する事。
<p>防災班 (交通防災課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 佐倉市災害対策本部の開設及び閉鎖に関する事。 2. 佐倉市防災会議並びに災害対策本部会議の開催及び庶務に関する事。 3. 佐倉市職員の動員並びに各部の職員の参集状況の把握に関する事。 4. 本部員、各部及び部内各班並びに関係機関の連絡調整に関する事。 5. 災害対策本部との連絡並びに災害対策活動に関する関係各課との連絡調整に関する事。 6. 県災害対策本部との連絡及び報告に関する事。 7. 国・自衛隊・県への要請、他自治体等との相互協力・応援及び日赤・民間協力団体等への協力要請に関する事。 8. 関係機関との相互応援協力に関する事。 9. 各部の応援体制の調整・指示に関する事。 10. 気象注意報・警報等及び地震情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する事。 11. 避難準備情報・避難の勧告・指示その他本部長命令の伝達に関する事。 12. 災害救助法の適用に関する事。 13. 被害発生及び応急対策状況等の情報収集に関する事。 14. 避難者の避難状況の総括的把握及び報告に関する事。 15. 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関する事。 16. 災害・被害状況、災害対策活動状況等、関係情報全般の集約、記録の編集保存に関する事。 17. 行方不明者名簿の作成に関する事。 18. 災害見舞金、災害援護資金等の支給に関する事。 19. 罹災証明に関する事。 20. 生活再建支援法に関する事。 21. 佐倉市消防団活動に関する事。 22. 防災行政無線の運用・管理及び無線通信に関する事。 23. 帰宅困難者対策に関する事。 24. 上記以外の災害対策活動の連絡調整に関する事。 25. その他、他部及び部内の各班に属さない事項に関する事。

福祉部 責任者：福祉部長

班名	所掌事務
福祉班 (社会福祉課) (高齢者福祉課) (介護保険課) (障害福祉課) (老人福祉センター)	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の収容施設、緊急移送等の手配に関する事。 社会福祉協議会及び日本赤十字社等社会福祉諸団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 災害援護資金の貸付けに関する事。 災害弔慰金の支給に関する事。 遺体の収容・安置、引き渡し及び埋火葬に関する事。 高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援に関する事。 高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難状況の把握及び報告に関する事。 福祉避難所(避難室)の設置、運営に関する事。 老人福祉センター利用者の保護及び避難等に関する事。 老人福祉センター施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班名	所掌事務
医療防疫班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の医療、助産、防疫・救護に関する事。 災害時の感染症の予防・防疫に関する事。 被災家屋等の消毒・防疫に関する事。 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関する事。 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の要否に関する事。 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関する事。 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関する事。 医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関する事。 印旛健康福祉センターとの連絡に関する事。 遺体の検案及び収容の協力に関する事。 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関する事。 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。
児童福祉班 (子育て支援課) (各保育園) (各老幼の館) (各児童センター) (児童青少年課)	<ol style="list-style-type: none"> 被災児童の児童福祉に関する事。 各保育園、学童保育所並びに各老幼の館、児童センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 園児及び学童並びに各老幼の館、児童センター利用者の保護及び避難等に関する事。 避難所開設に必要な協力に関する事。

体育施設班 (生涯スポーツ課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体育関係施設利用者の保護及び避難等に関する事。 2. 体育関係施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 3. 臨時救護所の開設・運営の協力に関する事。 4. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事。
--------------------	---

経済環境部 責任者：経済環境部長

班名	所掌事務
農政対策班 (農政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農畜産物並びに生産施設の被害調査及び報告に関する事。 2. 農地並びに林地の被害調査及び報告に関する事。 3. 被災農家への救援及び救済措置に関する事。 4. 農道並びに林道の保全に関する事。 5. 農業関係機関並びに生産者団体との連絡調整に関する事。 6. 農政関係公共施設等への連絡調整に関する事。
商工対策班 (商工観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係及び観光施設等の連絡調整及び被害調査報告に関する事 2. 被災商工業関係及び観光業関係の経営者の相談及び指導に関する事。 3. 経営資金等の融資、相談、斡旋に関する事。
環境対策班 (環境保全課) (廃棄物対策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による大気、河川、土壌、その他の汚染対策に関する事。 2. 公害関係測定機器の管理に関する事。 3. ゴミ、し尿、家屋廃棄物の収集、運搬及び処理に関する事。 4. 佐倉市、酒々井町清掃組合 印旛衛生施設管理組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関する事。 5. 関係機関及び業者との連絡調整に関する事。 6. 環境衛生・環境保全に関する事。 7. 動物対策に関する事。

土木部 責任者：土木部長

班名	所掌事務
道路班 (道路管理課) (道路建設課) (志津霊園対策室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁等の被害調査・報告及び応急対策に関する事。 2. 復旧工事に障害となる物の除去に関する事。 3. 都市ガス施設等の安全確保指導に関する事。 4. 緊急輸送路の確保に関する事。 5. 佐倉警察署との交通規制の相互連絡に関する事。 6. 関係業者への協力要請及び機材等の調達に関する事。

下水道班 (下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域等の調査・応急対策及び関係者との連絡調整に関する事。 2. 河川、調整池の保全に関する事。 3. 公共下水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関する事。 4. 内水排水施設（ポンプ）の管理等に関する事。 5. 公共下水道施設（汚水）の機械器具の整備点検及び操作指示に関する事。 6. 流域下水道との連絡調整に関する事。 7. 関係業者への協力要請及び機材等の調達に関する事。 8. 公共下水道料金の減免に関する事。
----------------	--

都市部 責任者：都市部長

班名	所掌事務
計画班 (都市計画課) (公園緑地課) (開発審査課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公園施設等の被害調査・報告及び応急対策に関する事。 2. 宅地の応急対策に関する事。 3. 住居またはその周辺の障害物の除去に関する事。 4. 開発行為等施行者に対する安全確保の指導及び指示に関する事。 5. 土地区画整理事業施行区域の被災調査・報告及び応急対策に関する事。 6. 土地区画整理事業施行者に対する安全確保の指導及び指示に関する事。
建築班 (建築指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災家屋の応急復旧等に関する事。 2. 応急仮設住宅の建設及び改修に関する事。
建築物危険度判定班 (建築指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の応急危険度判定に関する事。 2. 税務部税務班の実施する現地調査の支援に関する事。
宅地危険度判定班 (都市計画課) (公園緑地課) (開発審査課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災宅地危険度判定に関する事。

教育委員会 責任者：教育次長

班名	所掌事務
教育管理班 (教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会職員（県費負担職員含む）の管理及び動員に関する事。 2. 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3. 学校教育施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 4. 学校教育施設の保全対策に対する指導及び指示に関する事。 5. 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事。 6. 佐倉市奨学資金の運用に関する事。

学 校 教 育 班 (学務課) (指導課) (教育センター) (各小中学校)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒の避難監督に関する事。 2. 被災学校の休校処置及び応急教育対策に関する事。 3. 学用品等の調達及び給付に関する事。 4. 児童・生徒及び保護者の被災状況調査及び報告に関する事。 5. 被災児童・生徒及び教職員の保健衛生及び健康管理に関する事。 6. 炊き出し設備の確保に関する事。 7. 災害時における給食に関する事。 8. 教職員の被災状況調査及び報告に関する事。 9. 避難所の開設・運営の協力に関する事。 10. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事。
社 会 教 育 班 (社会教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 2. 避難所の開設・運営の協力に関する事。 3. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事。
文 化 班 (文化課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 2. 避難所の開設・運営の協力に関する事。 3. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事。
公 民 館 班 (各公民館)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館利用者の保護及び避難等に関する事。 2. 公民館施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 3. 社会教育班に対する協力に関する事。 4. 避難所の開設・運営の協力に関する事。 5. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関する事。
幼 稚 園 班 (各幼稚園)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幼稚園施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。 2. 園児の保護及び避難等に関する事。 3. 園児の被災状況調査及び報告に関する事。 4. 避難所の開設・運営の協力に関する事。
市民音楽ホール班 (市民音楽ホール)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民音楽ホール利用者の保護及び避難等に関する事。 2. 市民音楽ホール施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。
図 書 館 班 (各図書館)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 図書館利用者の保護及び避難等に関する事。 2. 図書館施設の被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関する事。
美 術 館 班 (美術館)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 美術館利用者の保護及び避難に関する事。 2. 美術館施設の被害調査・報告、警備及び応急対策に関する事。

協 力 部 責任者：議会事務局長

班 名	所 掌 事 務
各 協 力 班 (議会事務局) (監査委員事務局) (選挙管理委員会事務局) (農業委員会事務局)	1. 各部・各班の協力に関する事。

水 道 部 責任者：水道部長

班 名	所 掌 事 務
総 務 班 情 報 班 広 報 班 給 水 班 復 旧 班 浄 水 場 班 (水道部の定める配 備体制による)	1. 部内の連絡調整に関する事。 2. 水道料金の減免に関する事。 3. 部内の庶務に関する事。 4. 水道業務の総合調整に関する事。 5. 部内他班の応援に関する事。 6. 上水道の水質管理に関する事。 7. 取水施設、浄水場及び配水施設の保全に関する事。 8. 各種上水道の保全に関する事。 9. 給水制限及び応急工事に関する事。 10. 消火栓の使用及び臨時給水に関する事。 11. 水道施設の被害調査・報告及び応急対策に関する事。 12. 給水工事指定業者の応急依頼に関する事。

支 部

班 名	所 掌 事 務
佐倉支部 志津北部支部 志津南部支部 臼井・千代田支部 根郷支部 和田支部 弥富支部	1. 地区内の市民の苦情受理に関する事。 2. 地区内の被災状況の把握及び連絡に関する事。 ※支部に指定されている施設の管理者は、支部開設または支部開設に必要な協力に関する事。

避 難 所

班 名	所 掌 事 務
各避難所	1. 避難所開設・運営に関する事。 2. 地区内の被災状況の把握及び連絡に関する事。

本部設置準備班

班 名	所 掌 事 務
本部設置準備班	1. 災害対策本部の設置に関する事。 2. 災害対策本部設置後、本部付き職員の所掌事務に関する事。 ※本部長の指示により解散した場合は、各部各班の事務に従事する。 地震災害発生時のみ配備

本部付き職員

班 名	所 掌 事 務
本部付き職員	1. 災害対策本部の運営に関する事。 2. 災害対策本部事務局（市民部防災班）の応援に関する事。 3. 企画政策部広報班への情報提供に関する事。

水 防 班

（企画政策部・総務部・税務部・市民部・健康こども部・経済環境部・土木部・都市部・教育委員会・協力部共通事項）

班 名	所 掌 事 務
水 防 班	1. 部ごとに指定された場所の水防活動に関する事。 ※水防班の活動内容は、別途定める「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」による。

各部共通事項

班名	所掌事務
各部共通	1. 被害状況報告に関する事 2. 訓練に関する事 3. 職員の動員報告に関する事 4. 復旧に関する事 5. 部内他班の応援に関する事

(5) 決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、そのつど危機管理監が防災関係機関に通知する。また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(6) 設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所1号館4階市民部交通防災課に置く。ただし災害対策本部としての機能を発揮または維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、市民部防災班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

(7) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、「佐倉市災害対策本部」の標識を掲示する。

(8) 職務・権限の代理

① 副本部長

本部長不在時、または本部長に事故があるときは、佐倉市災害対策本部条例の規定により副本部長が本部長の職務・権限を代理する。

② 危機管理監

危機管理監は、災害時その他緊急の対応を要する事態において、市長または副市長の命を受け、市民の安全対策に関する事務の総合調整を行う。

また、災害時その他緊急の対応を要する事態において、市長及び副市長が不在の場合、危機管理監は市民の安全対策に関することについて代決することができる。

③ 各部・各班の長の代理

各部長の代理は、各部の班長が務めるものとする。班長が複数いる場合は、あらかじめ、部長の職務・権限を代理する班長を指名しておくものとする。

また、班長の代理は、副班長とし、あらかじめ指名しておくものとする。

(9) 閉鎖基準

① 市域において、災害発生のおそれが消滅したとき。

② 本部長(市長)が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

③ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長(市長)が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即し、第2配備体制等に移行する。

(10) 設置及び閉鎖の通知

本部長(市長)は、災害対策本部を設置または閉鎖した場合は、各部、知事、佐倉市防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5. 動員計画

(1) 配備計画

- ① 原則として、各部長が部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備または実施のため、配備職員に周知徹底する。
- ② 第1配備体制については、防災担当等で情報収集・連絡活動が円滑に行えるよう、あらかじめ各課等において所要人員を定めておく。
- ③ 各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第2配備から第4配備までの指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に周知徹底する。

④ 班長

各部の部長は、あらかじめ班ごとに班長を指名する。指名された班長は班内の業務の総括を行う他、本部連絡員との調整等を行う。

⑤ 本部連絡員

各部の部長は、あらかじめ部ごとに本部連絡員を指名する。指名された本部連絡員は、本部員の指示により、災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

また、平時においては部内の災害対策に関する調整、市民部交通防災課との連絡、調整を行う。

- ⑥ 各部長は、あらかじめ副班長を指名する。副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合、班長の代理として班内の業務を統括する。

(2) 勤務時間内の動員方法

① 連絡体制

ア 各部への連絡は、市民部防災班が庁内放送によって行う。

イ 電話または伝令によって行う場合は、市民部防災班が実施する。

② 活動体制への移行

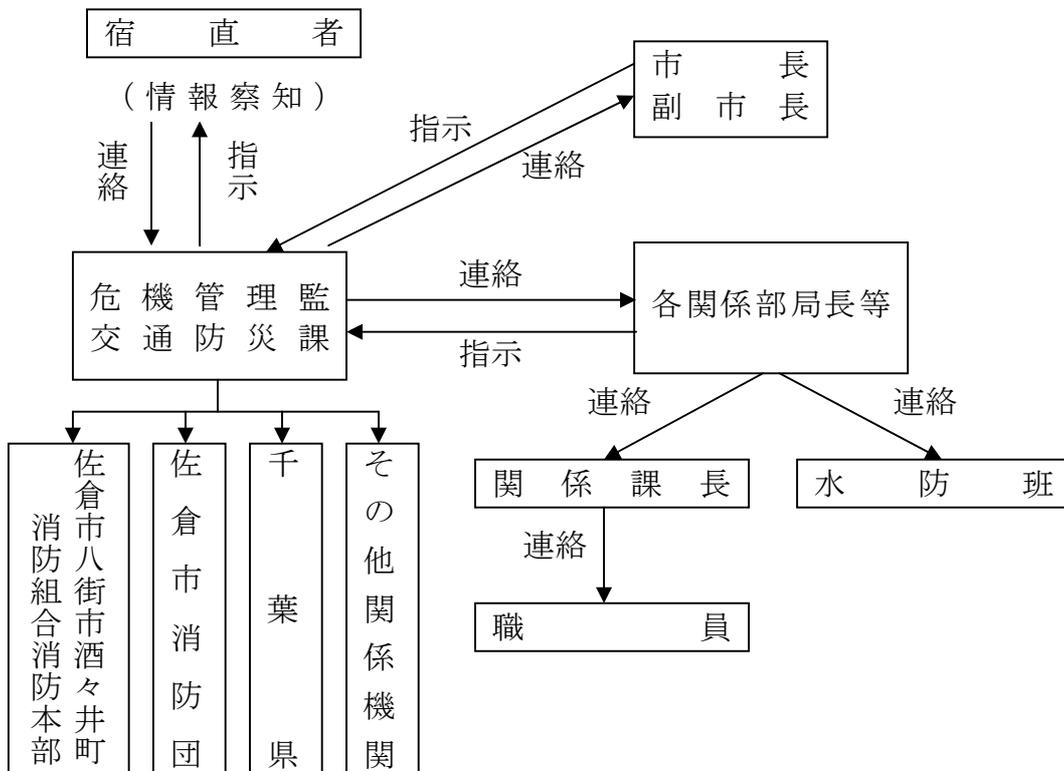
庁内放送、電話等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

(3) 勤務時間外の動員方法

① 連絡体制

ア 職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、該当する職員(第5配備の場合は全職員、第2配備から第4配備の場合は指名する者)は、連絡がなくとも直ちに参集する。

イ 宿直者は、災害発生を察知したとき、直ちに次の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。



② 非常招集の準備

震度6弱以上の地震が起こった場合の職員の動員については、通信が途絶すること、交通の途絶のため登庁に時間を要すること等を考慮し、全ての職員は、日常から所用時間、経路等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに登庁できるようにする。

③ 非常招集を免除する者

- ア 病気により許可を受けて休暇または休職中の者。
- イ 所属長がやむをえない理由のため招集できないと認めた者。

④ 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

- ア 本部連絡員は、所属の部と本部との連絡にあたり本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。
- イ 本部長の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて市民部防災班に報告し、市民部防災班は危機管理監を通じ、本部長に報告する。

⑤ 参集場所

- ア 一般職員
 - 自己の指定参集場所とする。
- イ 避難所配備職員
 - 避難所配備の指名を受けている職員は、指定避難所に参集する。

ウ 支部配備職員

支部配備の指名を受けている職員は、支部に参集する。

⑥ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(4) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また各課長は非常招集した場合、氏名、時刻等を市民部防災班に報告し、市民部防災班は危機管理監を通じ、本部長に報告する。

(5) 人員の確保・調整

① 第1配備から第4配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を市民部防災班へ報告する。

ただし、状況に応じ、他の部から応援を求めることが適当と判断されるときは、市民部防災班を通じて、本部長（災害対策本部設置前においては市民部防災班）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

② 第5配備の場合等、部内の全職員が配備されている場合

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を市民部防災班まで速やかに報告するとともに、応援の必要がある場合は、市民部防災班を通じて、本部長に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

(6) 災害時における職員の服務

① 職員は、佐倉市地域防災計画の定めるところにより、班長の指揮に従って災害対応に従事しなければならない。

② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、または発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

(7) 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い市長が決定し指令を出す。

6. 平常業務の機能

第5配備体制下では、地震発生からの時間経過とともに、市民部防災班と協議のうえ、市民サービス部門等から平常業務を開始する。

7. 福利厚生

災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化への対処、及び他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊施設等の指定

① 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

② 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理、調整については総務部総務管理班で行う。

イ 派遣職員の宿泊施設は、総務部総務管理班で把握した人員によって必要数を確保する。

(2) 夜食等の調達

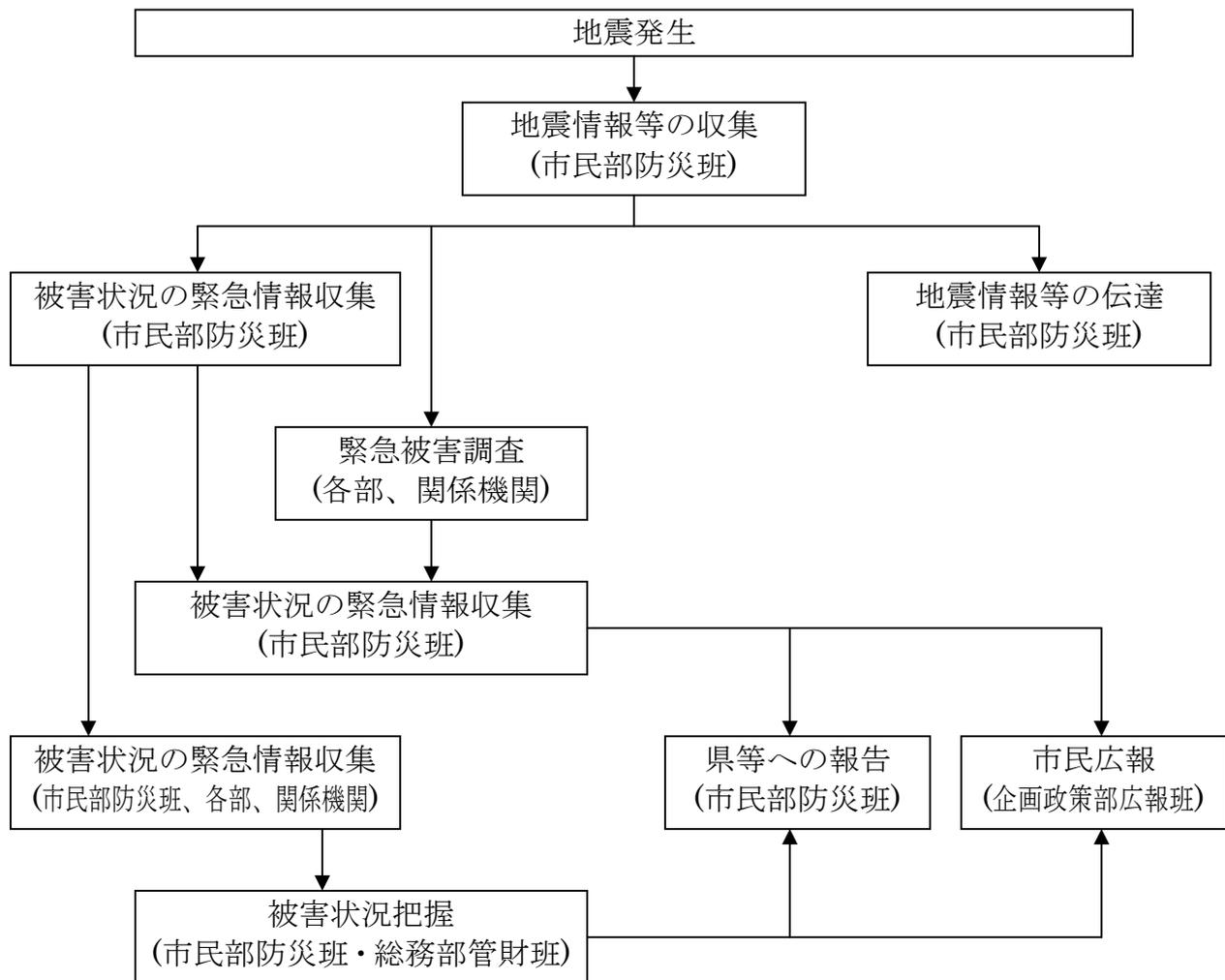
災害対策従事者への夜食等の配給については、企画政策部物資需給班及び総務部物資需給応援班が協定業者等から調達し、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第2 情報の収集・伝達・報告

《基本方針》

地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに千葉県防災行政無線や千葉県防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

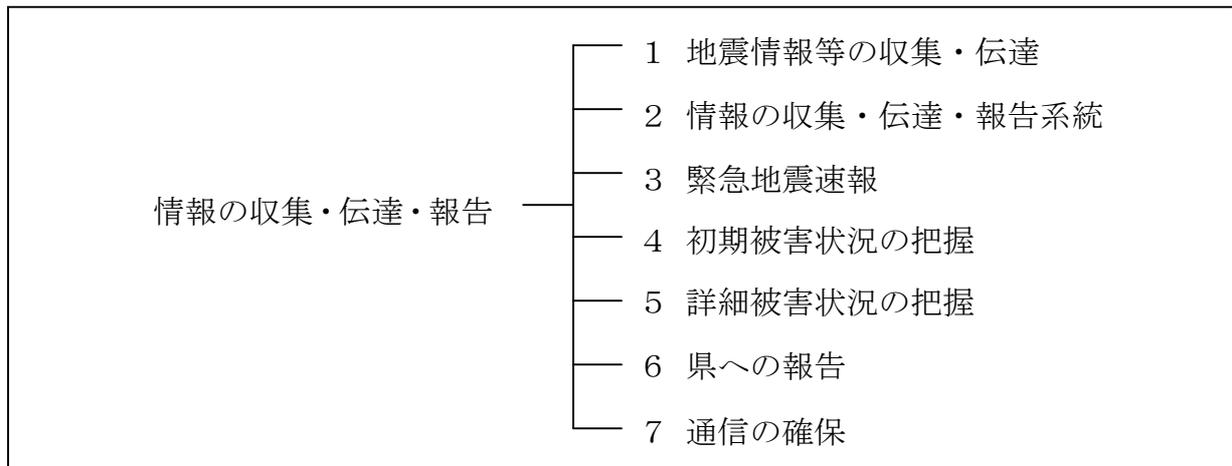
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の体系》



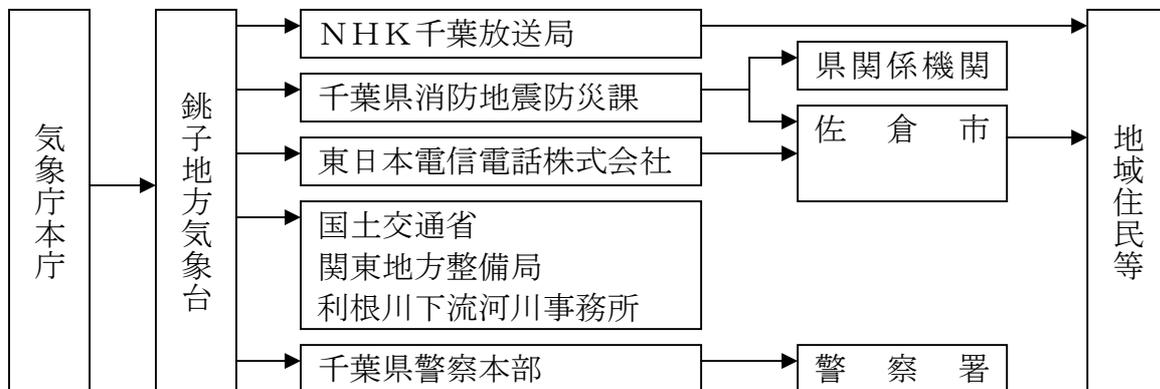
《対策の展開》

1. 地震情報等の収集・伝達

(1) 地震情報

- ① 市民部防災班は、防災行政無線、千葉県防災情報システム及び電話等を通じて、気象庁の発表する地震情報を速やかに収集する。
- ② 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

【地震情報等の伝達系統】



(2) 火災情報

- ① 火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- ② 電話不通時は、市民から各消防署等への通報及び避難所・支部からの情報による。

(3) 異常現象の発見及び通報

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市または警察署に通報する。
- ② 市長は異常現象の通報を受けた場合、県及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、または関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

2. 情報の収集・伝達・報告系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間で迅速かつ的確に伝達・報告できる系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

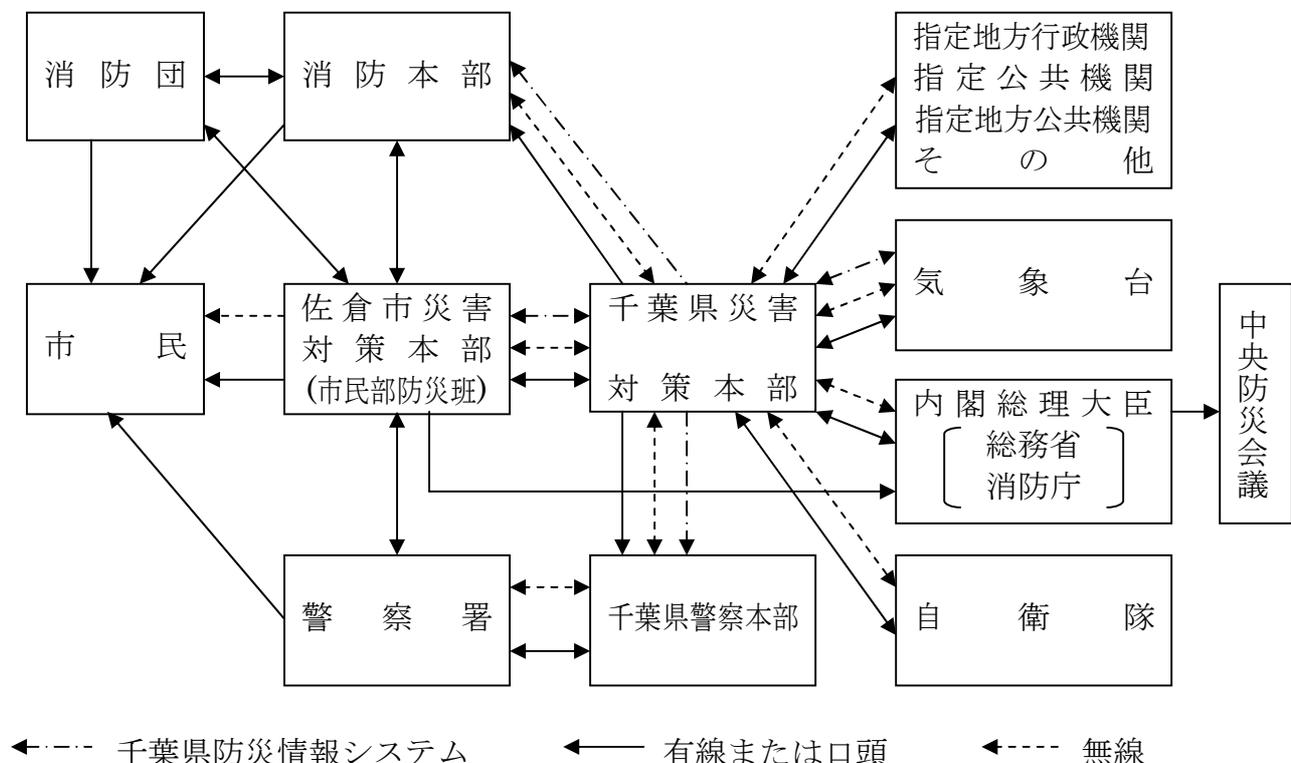
震災時における佐倉市の情報の収集・伝達手段は次のとおりとする。

- ① 千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム
- ② 電話、携帯電話、FAX、インターネット等の通信手段
- ③ バイク、自転車を用いた伝令

(2) 広域的な災害情報通信連絡系統

① 通信連絡系統

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。



② 通信連絡手段

ア 千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。

イ 千葉県防災行政無線等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

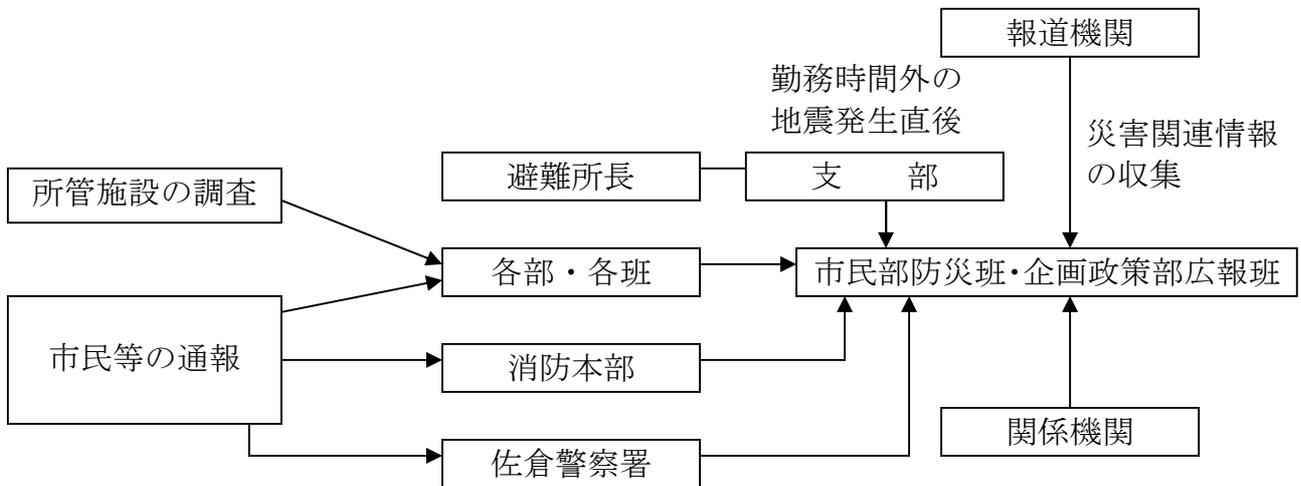
ウ 保有する防災行政無線等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

エ 緊急を要する通信を確保し、または優先通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

(3) 佐倉市における情報収集・伝達系統

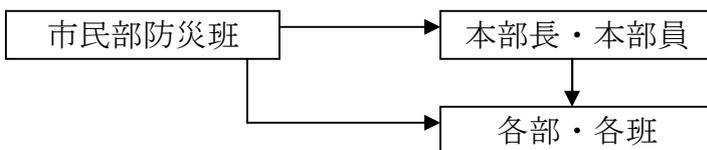
震災時における佐倉市の情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

① 情報収集系統

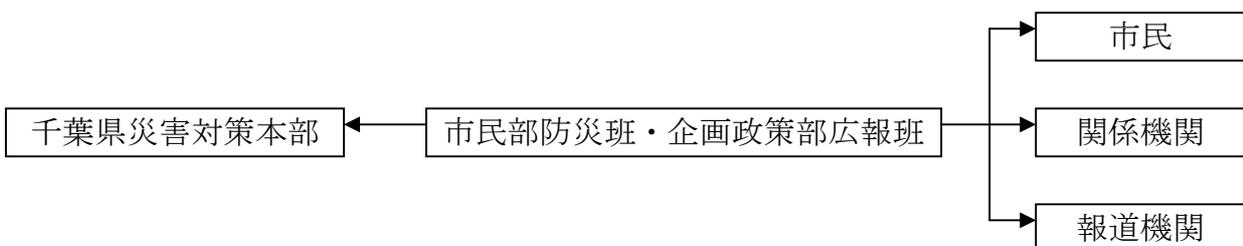


② 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



3. 緊急地震速報

気象庁より提供される緊急地震速報を住民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を行い、防災行政無線による伝達を行う。

4. 初期被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

(1) 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を市民部防災班に報告する。

① 実施担当者として収集すべき情報

ア 市民部防災班

関係機関から概括的な被害情報収集を行う。

イ 企画政策部広報班・市民部防災班

テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。また、避難所長からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。

ウ 市民部市民生活班

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

エ 健康こども部医療防疫班

医療機関で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

オ 避難所配備職員

担当地区の概括的な被害情報収集を行う。

② 情報収集の手段

ア 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを用いる。

イ 電話、携帯電話、FAX、インターネット等を用いる。

(2) 緊急被害調査

各実施担当者は、調査した被害状況を市民部防災班に報告する。

① 実施担当者

ア 避難所配備職員・支部

避難所周辺の被害調査を実施し、担当避難所において調査結果を取りまとめ、支部に報告する。

支部は、避難所配備職員からの報告を取りまとめ、市民部防災班に報告する。

イ 各部各班

事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施する。

② 調査内容

ア 概括的な被害状況調査

イ 道路・橋梁等の被害状況調査

ウ 河川・調整池等の被害状況調査

エ 土砂災害等危険箇所調査

オ ライフライン施設の被害状況調査

カ 建物の被害状況調査

キ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

③ 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等とする。

(3) 被害情報の概括的把握

市民部防災班は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は次のとおりである。

- ① 災害情報
- ② 市民の安否等に関する情報
- ③ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- ④ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報(対策実施能力の現況を含む)
- ⑤ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報(人的被害に関わる範囲)
- ⑥ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報(対策実施能力の現況を含む)
- ⑦ 産業施設等の被災の有無に関する情報(対策・復旧活動支援、市民の生活基盤)

5. 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

(1) 各部所管施設の被害状況の把握

- ① 各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、市民部防災班へ報告する。
- ② 各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに市民部防災班へ報告する。
- ③ 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(2) 把握する内容

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、行方不明者の状況	市民部防災班・健康こども部医療防疫班
	負傷者の状況	市民部防災班・健康こども部医療防疫班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	税務部税務班
	被災建築物応急危険度判定	都市部建築物危険度判定班
	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務部管財班・各部
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
非住家被害	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	税務部税務班
	被災建築物応急危険度判定	都市部建築物危険度判定班
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
その他被害	田畑、農業用施設の被害状況	経済環境部農政対策班
	文教施設の被害状況	教育委員会各班
	医療機関の被害状況	健康こども部医療防疫班
	道路、橋梁の被害状況	土木部道路班
	河川、水路、調整池の被害状況	土木部下水道班
	水道施設の被害状況	水道部
	下水道施設の被害状況	土木部下水道班

把握する内容		担当部・班
その他被害	ごみ処理施設等の被害状況	経済環境部環境対策班
	電気、ガス、水道、鉄道の被害状況	市民部防災班・関係機関
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	税務部税務班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育委員会各班
	農業用施設の被害金額	経済環境部農政対策班
	その他公共施設の被害金額	総務部管財班・各部
	農林・商工の被害金額	経済環境部各班
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	市民部避難誘導班・各支部・各避難所
	災害時要援護者の避難状況	福祉部福祉班
	応急給水	水道部
	給食の状況	教育委員会学校教育班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康こども部医療防疫班
	防災活動に必要な情報及びその他 応急対策に必要な状況	市民部防災班

※ なお、住家被害調査をするにあたり、都市部建築物危険度判定班は、税務部税務班に対し、必要な技術支援を行うものとする。

(3) 被害状況の集約

① 情報の集約

市民部防災班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

② 被害情報等の整理

市民部防災班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

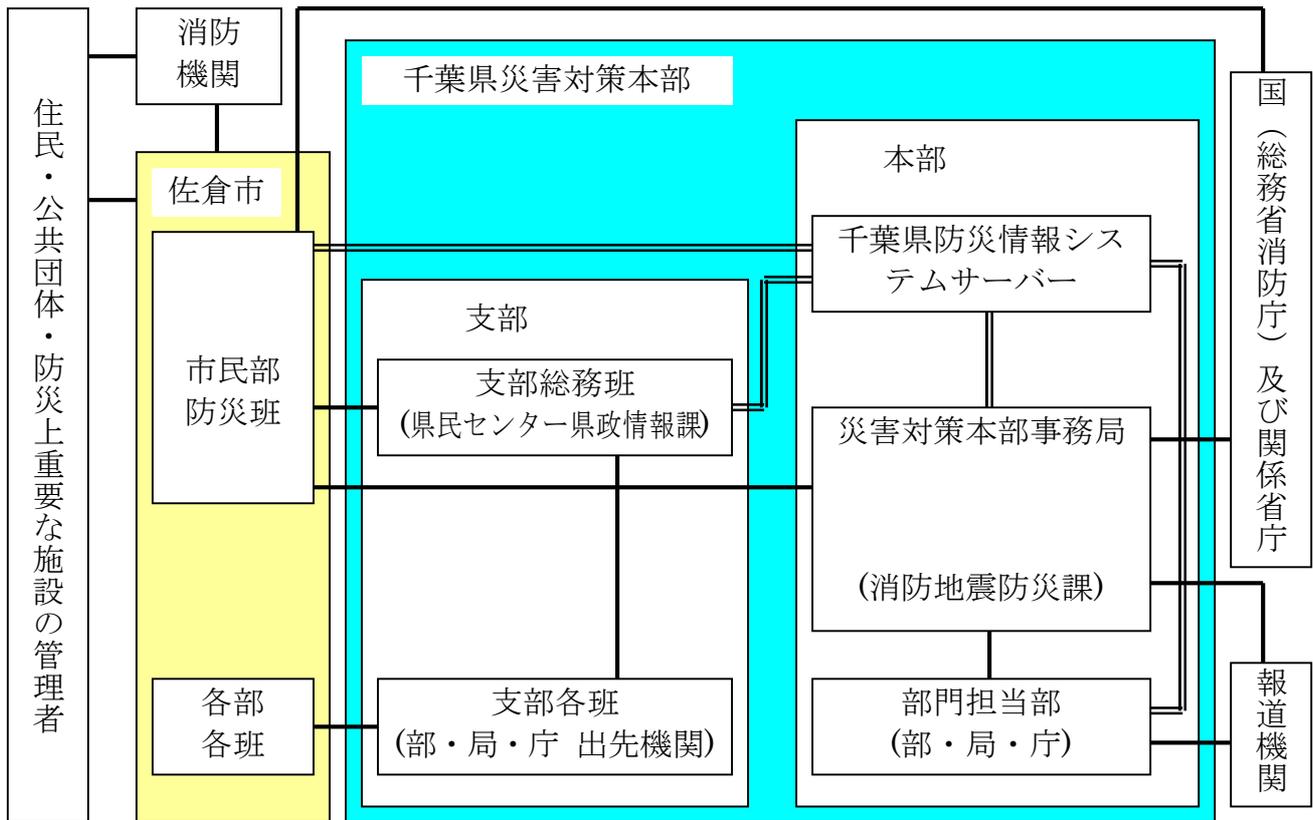
市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、市民部防災班は、県に対して応援要請を行う。

6. 県への報告

市及び県は災害が発生した場合または発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



==== 千葉県防災情報システムによる報告ルート
 —— 電話・FAX等による報告ルート

本部事務局：県災害対策本部事務局

(災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課)

部門担当部：県災害対策本部の部

(災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁)

支部総務班：県災害対策本部支部総務班

(災害対策本部未設置の場合は、北総県民センター県政情報課)

(2) 報告すべき事項等

① 報告の種別等

本部事務局(県消防地震防災課)への報告の種別、時期及び方法は、資料編「報告一覧」のとおりとする。

② 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所または地域

エ 被害の状況(被害の程度等は資料編「被害の認定基準」に基づき判定する。)

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

- 1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
- 2) 主な応急措置の実施状況
- 3) その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要事項

(3) 市が実施する情報収集・報告

市域に災害が発生したとき、または発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話、FAX、防災行政無線により県本部事務局(県消防地震防災課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては、「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

(4) 収集・報告に当たって留意すべき事項

- ① 災害発生初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して効果的な被害状況等の収集活動にあたりるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- ② 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ③ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意し、正確な数値の把握に努める。
- ④ 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に災害発生初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ⑤ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、関係機関等に応援を求めて実施する。
- ⑥ 市は、罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 千葉県被害情報等報告要領

佐倉市地域防災計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。

(6) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

総括責任者：市における被害情報等の報告を統括する……1名

取扱責任者：市における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。

市において所掌事務等を勘案して定める。

(7) 勤務時間外における県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、県(消防地震防災課)への災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 千葉県防災行政無線

電 話(地上系) 500-7225 (県防災行政無線統制室)

(衛生系) 012-500-7225 (")

F A X(地上系) 500-7110 (")

(衛生系) 012-500-7110 (")

② 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (")

F A X 043-222-5219 (")

(8) 被害状況等報告

① 詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応

地震発生直後の県への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。

② 報告の方法

市民部防災班は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話・F A X等によって報告する。

③ 応急措置完了後の対応

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。報告の方法は前記同様、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話・F A X等で行うとともに、事後速やかに文書によって報告する。

7. 通信の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

市民部防災班は、地震発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

(2) 通信連絡態勢

① 通信連絡の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

② 指定電話及び連絡責任者

- ア 市及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- イ 各機関は、災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- ウ 防災関係機関は、指定電話および連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに佐倉市防災会議の庶務担当(市民部交通防災課)に修正報告しなければならない。

③ 千葉県消防地震防災課に報告する場合の通信

ア 千葉県防災行政無線

電 話(地上系)	500-7361	(県消防地震防災課)
(衛生系)	012-500-7361	(")
F A X(地上系)	500-7298	(")
(衛生系)	012-500-7298	(")

イ 一般加入電話

電 話	043-223-2175	(")
F A X	043-222-5208	(")

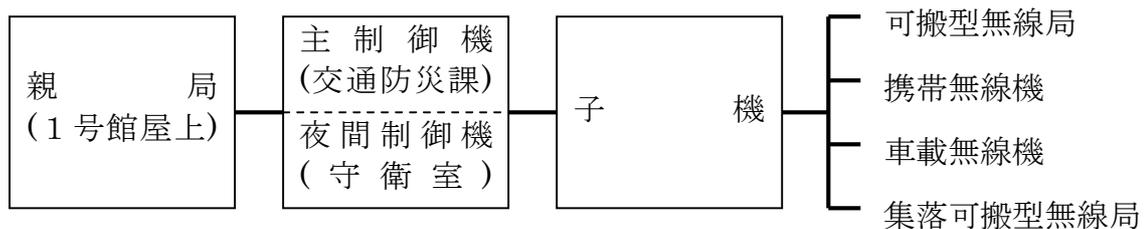
(3) 種類別通信設備の利用

① 防災行政用無線(移動系)

災害の発生または発生の恐れがある場合における各部各班への指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

移動系無線の通信系統は次のとおりである。

【防災行政無線(移動系)系統図】



周波数：466.6625MHz

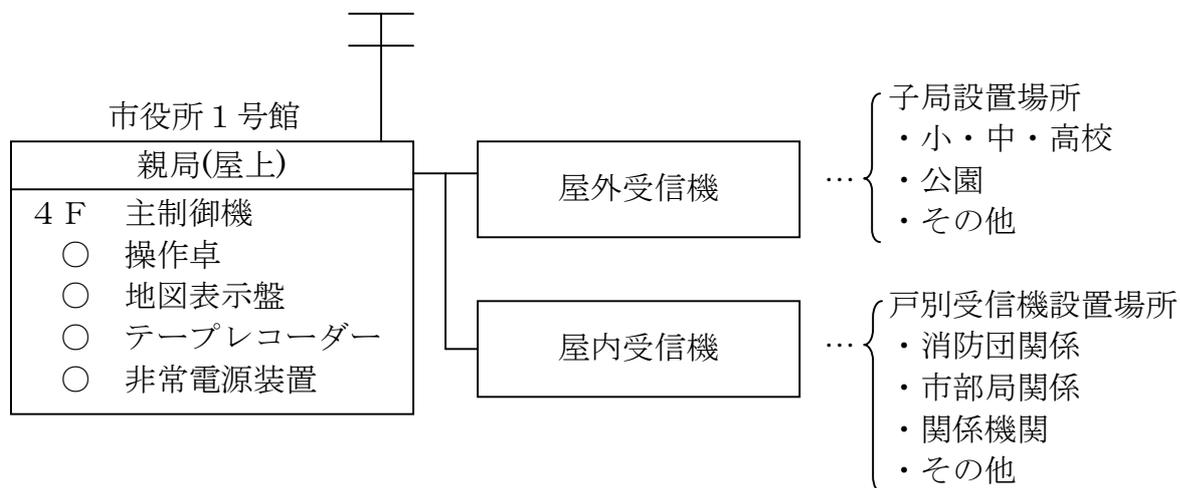
出力：5W

② 佐倉市防災行政無線(固定系)

災害の発生または、発生への恐れのある場合に、市民に対し適切な情報の伝達等を行うため市内に設置した子局及び、市の出先機関、消防団関係者宅等に設置する戸別受信機により広報を行う。

固定系無線の通信系統は次のとおりである。

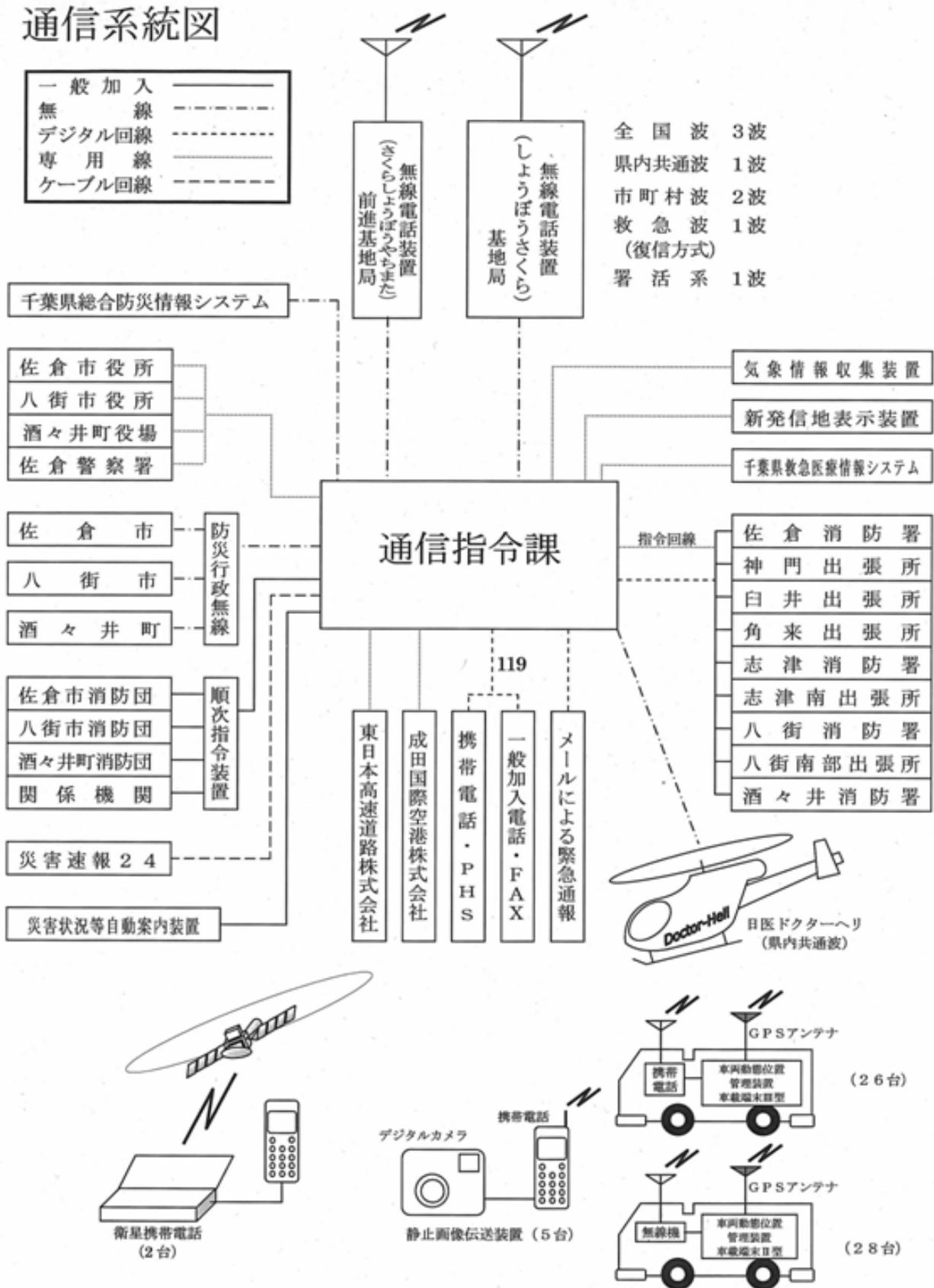
【固定系無線系統図】



③ 消防無線

佐倉市八街市酒々井町消防組合の情報の収集、伝達及び災害現場との連絡等は次のとおりである。

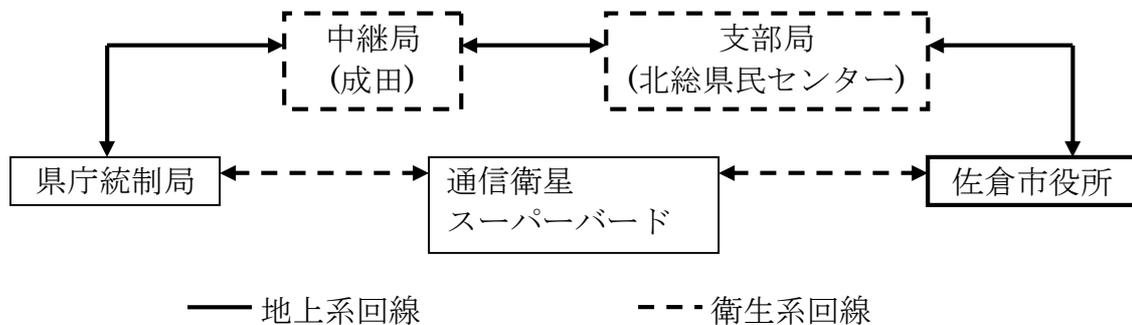
【消防通信系統図】



④ 防災行政無線

市と県との間における情報の収集、伝達は、県が設置している防災行政無線によって行う。

【防災行政無線構成図】



⑤ 電気通信事業者への要請

市民部防災班は、東日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

⑥ 優先利用

市民部防災班は、必要に応じて東日本電信電話株式会社に対して非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(4) 有線電話等途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

① 県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

② 関係機関との連絡

市民部防災班は、関係機関に対し、職員の派遣、及び当該派遣職員と所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

③ 消防電話・警察電話等の利用

市民部防災班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防本部または佐倉警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

④ 非常通信の利用

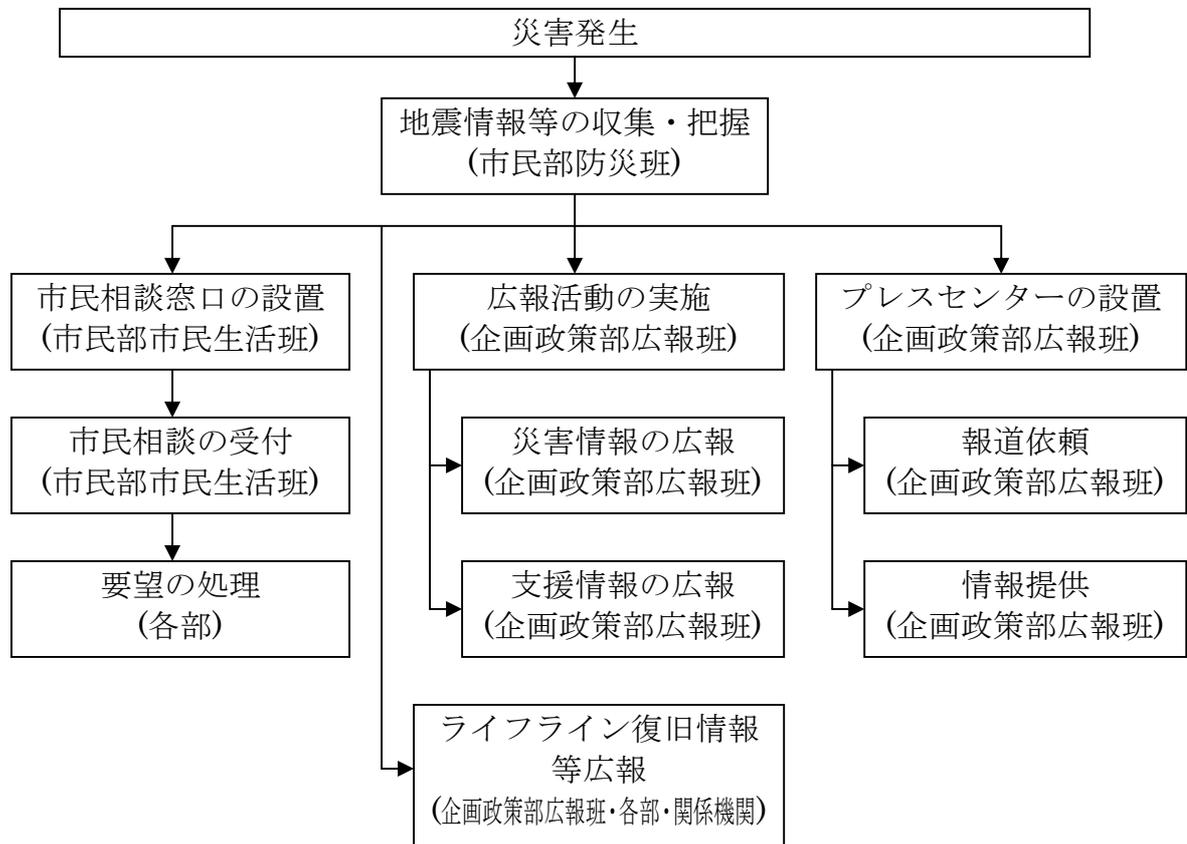
市民部防災班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の通信設備を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 関係機関（警察、鉄道会社）
 - イ 関東地方非常通信協議会に加入する機関
 - ウ アマチュア無線等
- ⑤ 災害現場等出動者との連絡
- 災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適当な手段によって行う。

第3 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

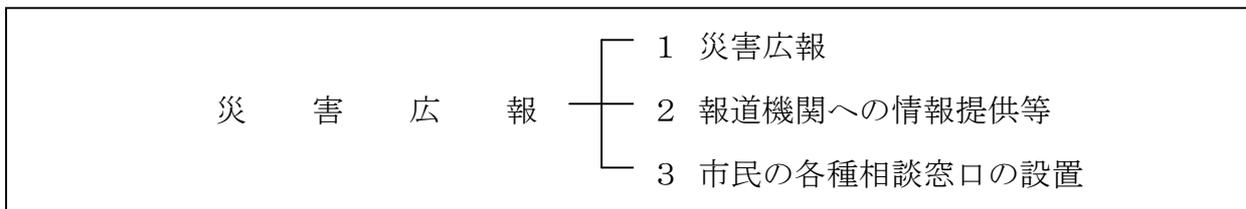
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

企画政策部秘書班、広報班、市民部市民生活班

《対策の体系》



1. 災害広報

災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。

《実施担当機関》

企画政策部広報班

《対策の展開》

(1) 災害情報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- ① 地震情報に関する事
- ② 被害の概要に関する事
- ③ 避難準備情報・避難勧告・指示の伝達に関する事
- ④ その他市民の安全確保に必要な事（二次災害防止情報を含む）

(2) 支援情報

地震発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- ① 避難所に関する事
- ② 救護所に関する事
- ③ 救援物資の配布に関する事
- ④ 給水・給食に関する事
- ⑤ その他市民生活に必要な事

(3) ライフライン復旧情報等

企画政策部広報班は、土木部道路班、下水道班、水道部、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- ① 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関する事
- ② 電気、ガス、交通機関等の復旧に関する事
- ③ 電話の復旧に関する事
- ④ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関する事

(4) 広報の手段

① 広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

② その他広報手段

ケーブルネット 296 による情報提供を行うほか、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所、防災拠点等に掲示・配布する。

(5) 災害時要援護者への広報

災害時要援護者への広報は、文字放送や手話、FAX、電話やインターネット等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

2. 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

《実施担当機関》

企画政策部広報班

《対策の展開》

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、企画政策部広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請・報道要請に関する協定」に基づき、NHK千葉放送局等の報道機関に対し、原則として県を通じて放送要請をするほか、株式会社広域高速ネット二九六に対し放送を要請する。

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報についてはその保護に十分に配慮する。

【情報提供の主な項目】

- ① 災害発生の場所及び発生日時
- ② 被害状況
- ③ 応急対策の状況
- ④ 住民に対する避難勧告等の状況
- ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項
- ⑥ 支援施策に関すること

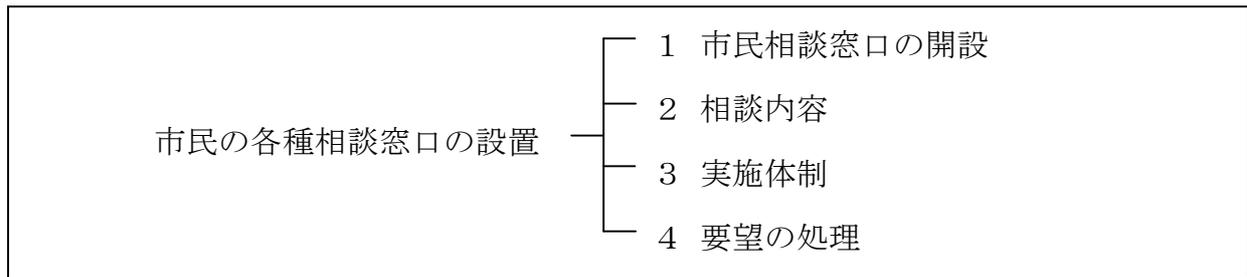
3. 市民の各種相談窓口の設置

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別行政相談窓口等を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

《実施担当機関》

企画政策部秘書班、市民部市民生活班、

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、行政評価事務所等の関係機関と連携し、必要に応じて市役所及び公共施設等に特別行政相談窓口等を開設する。

企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、必要に応じ開設された特別行政相談窓口等に職員を派遣するものとする。

なお、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、特別行政相談窓口等の開設時期、場所、運営方法、処理体制等について、あらかじめ協議しておくものとする。

(2) 相談内容

特別行政相談窓口等への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ① 上水道・下水道の修理に関する事
- ② 災害時要援護者対策等の福祉に関する事
- ③ 罹災証明の発行に関する事
- ④ 災害弔慰金等の支給に関する事
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事
- ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関する事
- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事
- ⑨ その他生活再建に関する事

(3) 実施体制

- ① 各部及び関係機関からの応援により、市民対応業務全般について実施する。
- ② 窓口の開設時には、広報紙、防災行政無線等で市民へ周知する。

(4) 要望の処理

- ① 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- ② 特別行政相談窓口等で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

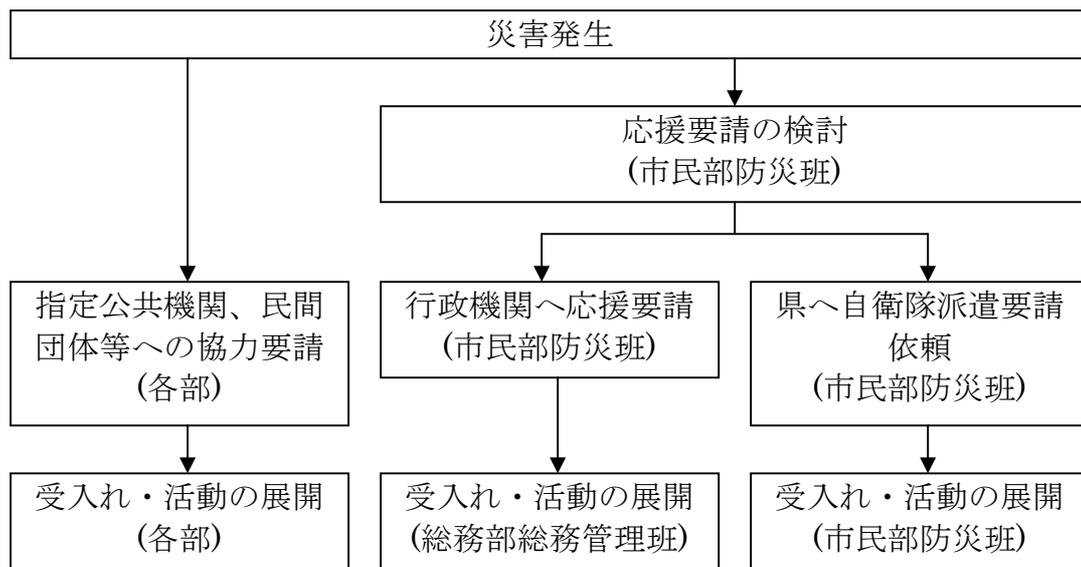
第4 応援の要請・受入れ

《基本方針》

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

また、海外からの支援の受入れについて、国の指導のもとに体制整備に努める。

《応急対策の流れ》



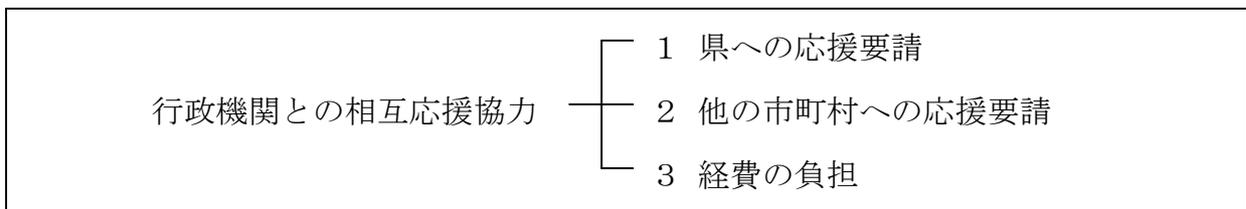
1. 行政機関との相互応援協力

各部署は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県及び他の市町村に応援協力を求める。

《実施担当機関》

市民部防災班、総務部総務管理班、各部

《対策の体系》

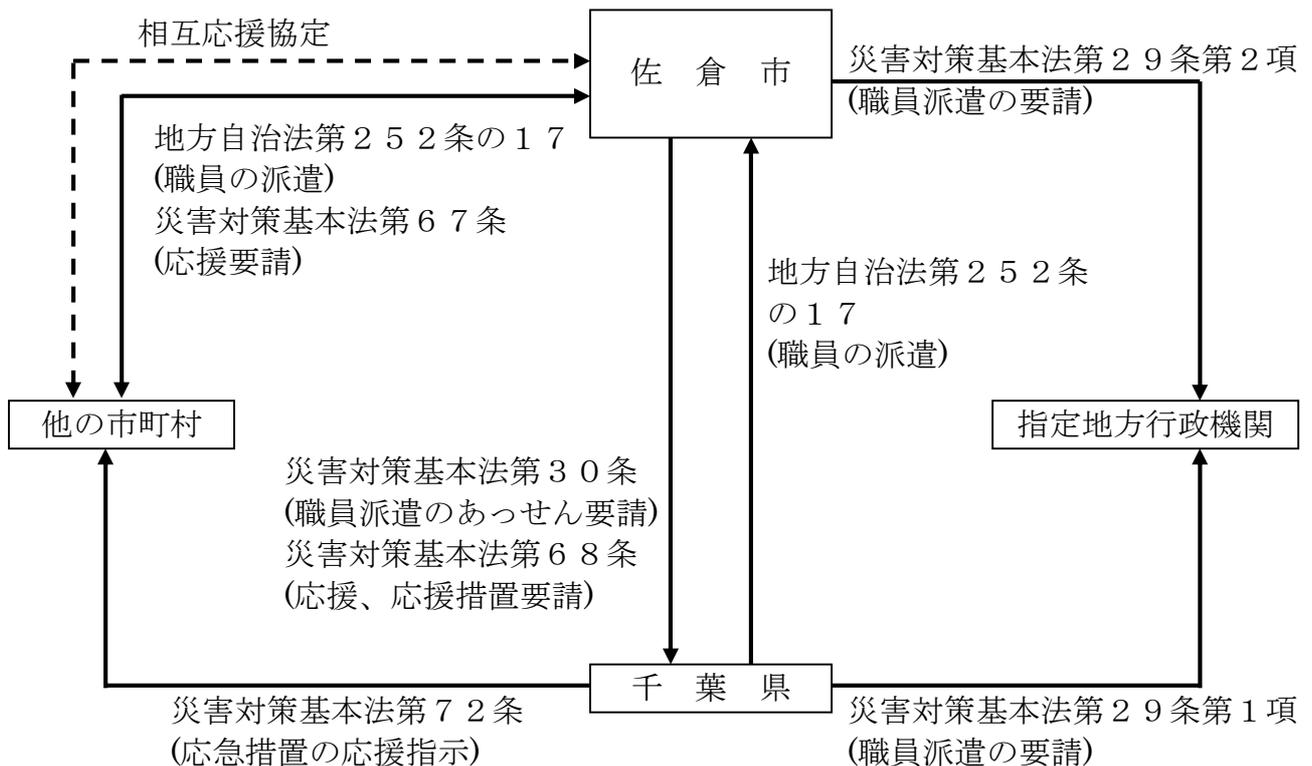


《対策の展開》

地震が発生した場合、県への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、市民部防災班が窓口となる。

また、総務部総務管理班は、市民部防災班及び各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(1) 県への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援または応援のあっせんを要請する。

また、本部長(市長)は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

【千葉県庁連絡先】

《平常時》

名称		勤務時間内	勤務時間外 (県防災行政無線統制室)
総務部 消防地震防災課	N T T 電話	043-223-2175	043-223-2178
	N T T F A X	043-222-5208	043-222-5219
	県防災行政無線電話	500-7361	500-7225
	県防災行政無線 F A X	500-7298	500-7110

《災害発生時》

名称		総務部消防地震防災課 情報収集作業室	千葉県災害対策本部
災害対策本部 設置前	N T T 電話 N T T F A X 県防災行政無線電話 県防災行政無線 F A X	043-223-2175 043-222-5208 500-7303 500-7630	
災害対策本部 設置後	N T T 電話 N T T F A X 県防災行政無線電話 県防災行政無線 F A X		043-223-2154 043-224-2025 500-7303 500-7630

【北総県民センター連絡先】

N T T 電話	043-483-1110
N T T F A X	043-483-2450
県防災行政無線電話	503-721・723
県防災行政無線 F A X	503-722

【総務省消防庁連絡先】

名称		勤務時間内 (消防庁応急対策室)	勤務時間外 (消防庁宿直室)
総務省 消防庁	N T T 電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	N T T F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防行政無線電話	120-7527(地上系) 048-500-7527(衛星系)	120-7782(地上系) 048-500-7782(衛星系)
	消防行政無線 F A X	120-7537(地上系) 048-500-7537(衛星系)	120-7789(地上系) 048-500-7789(衛星系)

(2) 他の市町村への応援要請

災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(以下「協定」という)、「千葉県広域消防相互応援協定」(以下「消防協定」という)等の関係法令・協定に基づき実施する。

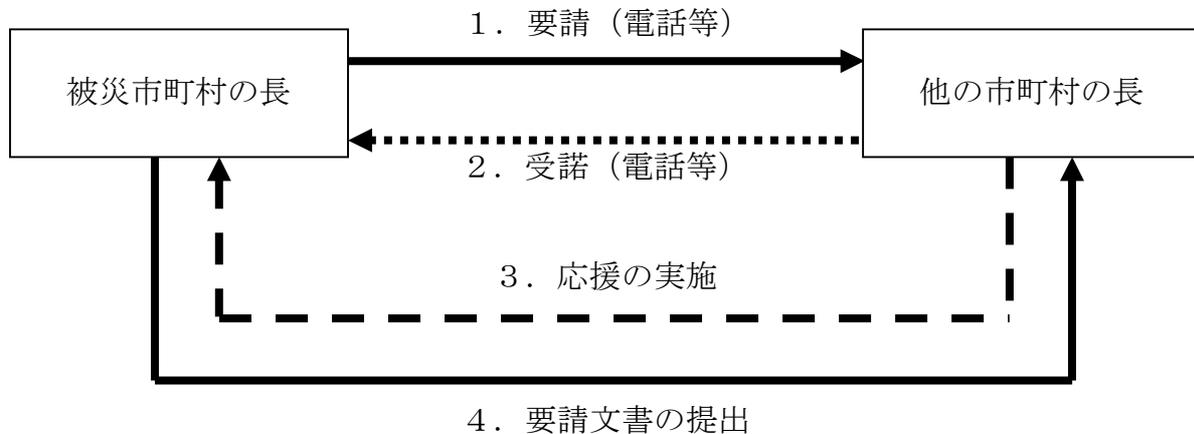
また、協定及び消防協定を締結している近隣の市町村が被災している場合は、被災市町村からの応援要請または知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

① 応援の要請

協定及び消防協定締結市町村は、必要とする応援の要旨を電話(県防災行政無線電話またはN T T 電話)及びF A X(県防災行政無線またはN T T)等により応援要請を行い、事後速やかに、必要な文書を提出する。

【協定による応援要請の手続き及び応援の実施(協定第3・4条)】

《個別要請の場合》



1. 要 請 (被災市町村⇒他市町村)

被災市町村は、災害時相互応援連絡票（以下「応援連絡票」という）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

2. 受 諾 (他市町村⇒被災市町村)

要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線またはN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡票の写しに加除訂正を行い、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

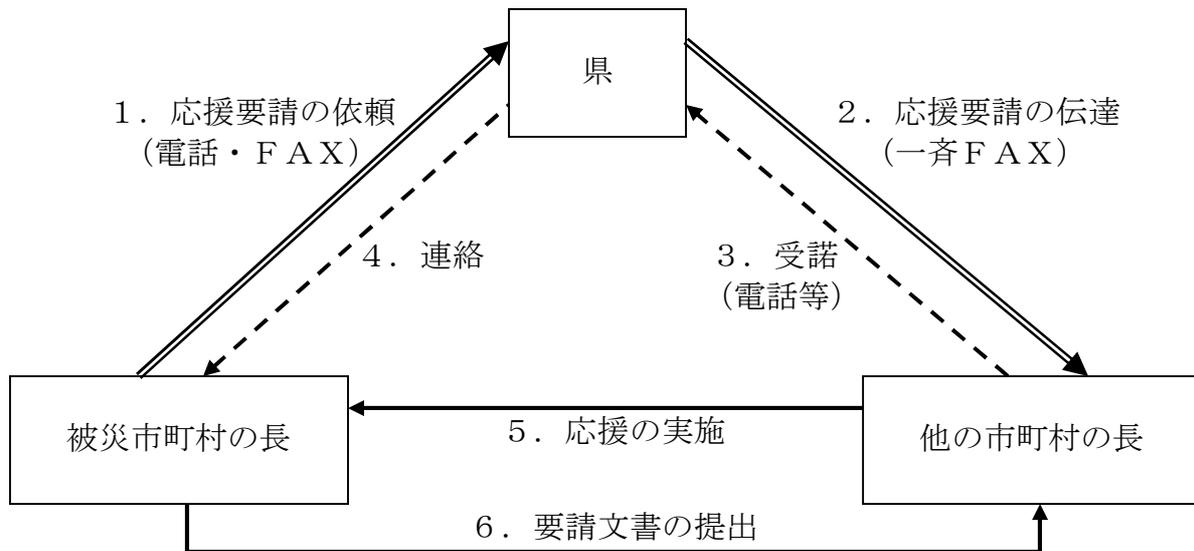
3. 応援の実施 (他市町村⇒被災市町村)

県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

4. 要請文書の提出 (被災市町村⇒他市町村)

応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書を提出する。要請文書発行の日付は、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

《複数市町村に同時に要請の場合》



1. 要請の依頼（被災市町村⇒県）

被災市町村は、応援連絡票に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部または千葉県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

2. 応援要請の伝達（県⇒他市町村）

県はF A X受信した応援連絡票を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とF A X一斉送信を行うこととする。

3. 受諾の連絡（他市町村⇒県）

応援できる市町村は、受信した応援連絡票に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部または千葉県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

4. 受諾の連絡（県⇒被災市町村）

県は応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線電話またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

5. 応援の実施（他市町村⇒被災市町村）

県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

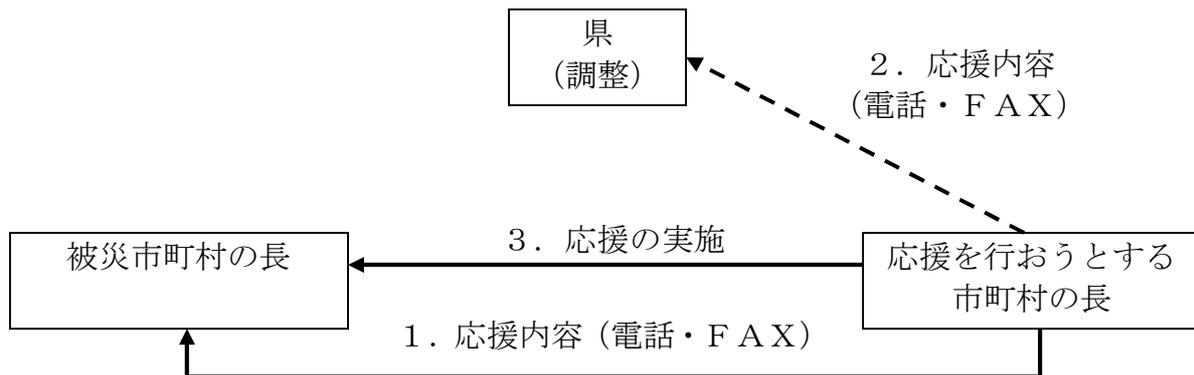
6. 要請文書の提出（被災市町村⇒他市町村）

応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書を提出する。要請文書発行の日付は、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

② 隣接地域の緊急応援

協定及び消防協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

【自主応援(協定第5条)の手続き】



1. 応援内容の連絡(応援市町村⇒被災市町村)

自主応援しようとする市町村は、応援連絡票に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話(県防災行政無線またはN T T電話)で連絡するとともに、F A X(県防災行政無線またはN T T)送信する。

2. 応援内容の連絡(応援市町村⇒県)

自主応援することとなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話(県防災行政無線またはN T T電話)で連絡するとともに、応援連絡票をF A X(県防災行政無線またはN T T)送信する。

県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う(県による調整)。

3. 応援の実施(応援市町村⇒被災市町村)

自主応援することとなった市町村は、応援連絡票に記載した応援内容を実施する。

③ 情報の交換(協定第8条)

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行う。

ア 千葉県防災情報システムによる情報交換

次の項目については、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努める。

a) 物資管理情報

- 食糧、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

- b) 公共施設情報
 病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号
 - c) 避難所情報
 被災者の一次収容のための施設の名称、場所及び電話番号
 - d) ヘリコプター臨時発着場
 救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時発着場の名称、場所
 - イ その他の方法による情報交換
 その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。
- (3) 経費の負担
 国または県、他の市町村より派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法については、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の展開》

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対象	応援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から市民部防災班を通じて要請。
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、市民部防災班に報告。

(3) 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら適宜確保する。

(4) 経費の負担

指定公共機関等から協力を受けた場合の費用負担については、そのつど、または事前に相互に協議して定めた方法による。

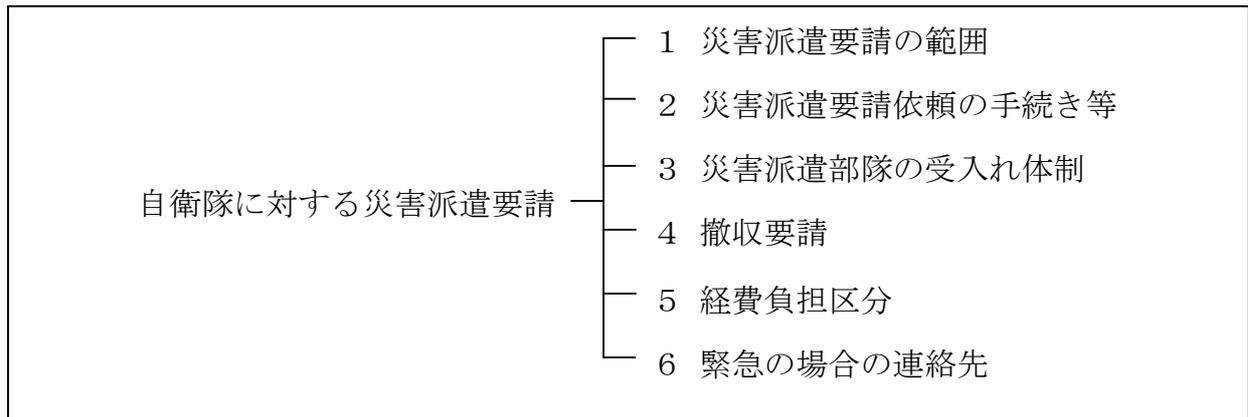
3. 自衛隊に対する災害派遣要請

市民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

《実施担当機関》

市民部防災班

《対策の体系》



《対策の展開》

佐倉市災害対策本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請を依頼する。(災害対策基本法第68条の2)なお、通信の途絶等により知事へ依頼できない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。(自衛隊法第83条第2項)

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

② 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等の捜索救助(緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施)

- ④ 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
- ⑤ 消防活動
利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
- ⑥ 道路または水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合に限る。）
- ⑦ 診察、防疫、病虫防除の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県または市町村が準備）
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救済物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- ⑩ 救難物資の無償貸付または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は、県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）
- ⑪ 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
- ⑫ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- ⑬ 予防措置
風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
- ⑭ その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

(2) 災害派遣要請依頼の手続等

市長が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後、速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

① 提出(連絡)先 県総務部消防地震防災課

② 提出部数 1部

③ 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域、活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

① 他の災害救助復旧機関との競合または重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

② 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要な十分な資機材を準備し、かつ諸作業に関係のある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

③ 自衛隊との連絡窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊の部隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

④ 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場(野外の適切な広さ)

エ 駐車場(車1台の基準 3m×8m)

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 面 積
OH-6J	約 30m × 30m
UH-1H	約 36m × 36m
UH-60	約 50m × 50m
CH-47	約 100m × 100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したときまたはその必要がなくなった場合、もしくは作業が復旧段階に入った場合、本部長(市長)は速やかに文書で知事にその旨報告し、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議して、撤収要請を行う。

(5) 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(6) 緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災行政 無 線		
		時間内 8:00 ～ 17:00	時間外				
県 内	陸 上 自 衛 隊	高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 286・287 (302)	631-723 当)631-724	
		第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 236 (302)	632-721 当)632-725	
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215 (301)	633	
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202・203 (302)	636-721 当)636-723	
	海上 自 衛 隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420 (2424)	635-723	
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213 (2220)	635-721	
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213・413 (222)	634	
	航空 自 衛 隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303 (225)	638-721 当)638-724	
	県 外	陸 上 自 衛 隊	第1師団 司令部 (練馬)	第3部長 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内線 238・239 (207)	
			東部方面 航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 0425-24-9321 内線 234 (302)	
海上 自 衛 隊		横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543 (2222)	637-721 637-723	

注：緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

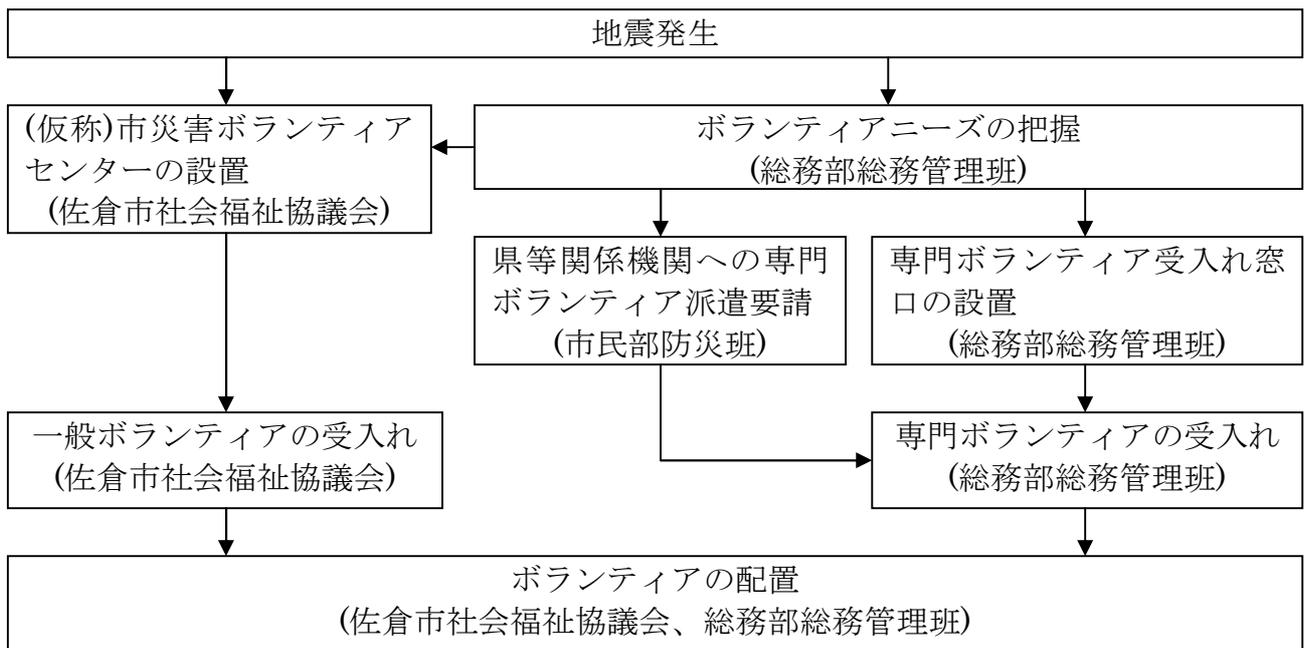
ア. 陸上自衛隊 東部方面航空隊(東京都立川駐屯地)

イ. 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

第5 ボランティア協力対策

各地から寄せられるボランティアの申し入れに対して、県、日本赤十字社千葉県支部、千葉県社会福祉協議会、千葉県ボランティア活動振興センターと相互に連携し、被災者の多様なニーズに応じて円滑に活動できるよう専門性を有する者の活用を含め、需給調整に努めるものとする。

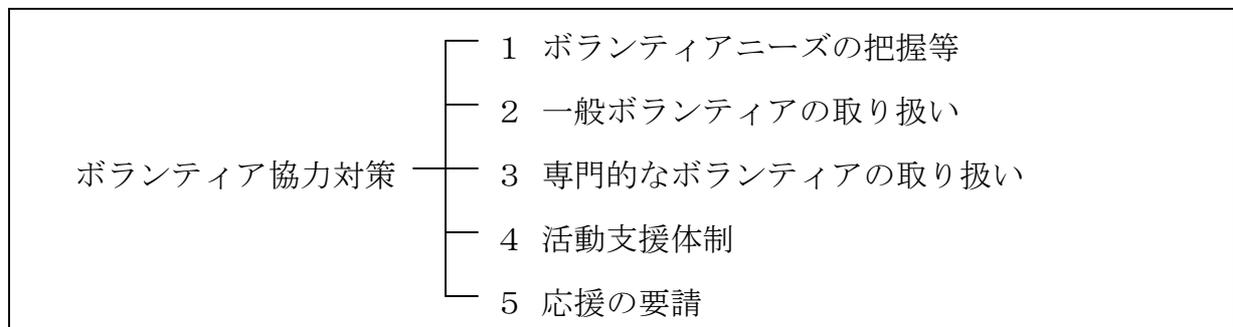
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

佐倉市社会福祉協議会、総務部総務管理班、市民部防災班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. ボランティアニーズの把握等

総務部総務管理班は、各避難所や市民相談窓口から収集された被災者からのボランティアニーズを把握するとともに、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、一般ボランティアに係る情報を佐倉市社会福祉協議会に連絡する。

2. 一般ボランティアの取り扱い

(1) 活動内容

佐倉市社会福祉協議会は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など災害時要援護者の介護等
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 被災者のニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者及び被災地に対する支援活動

(2) (仮称)佐倉市災害ボランティアセンターの開設

佐倉市社会福祉協議会は、関係諸団体の協力を得て、一般ボランティアの受入れ、活動の調整を行うための(仮称)市災害ボランティアセンターを開設する。

(3) 一般ボランティアの配置

佐倉市社会福祉協議会は、(仮称)市災害ボランティアセンターにおいて受け入れた一般ボランティアについて、総務部総務管理班と協議を行ったうえで、配置を行う。

3. 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、被災建築物応急危険度判定等の災害応急対策において、市単独での対応が困難な場合、総務部総務管理班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、市民部防災班に報告を行い、市民部防災班は、県の担当部局にボランティアの派遣を要請する。

活動分野及び県の担当部局については、次のとおりである。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、 歯科衛生士、ボランティア医療団体	健康福祉部 健康福祉指導課
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部 建築指導課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部 都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課

活動分野	個人・団体	県受付窓口
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課
外国語通訳、 翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳	総合企画部 政策推進室
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部 消防地震防災課

※ なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時から登録を行っていることから、発災時に、県、他市町村、建築関係団体等と速やかに連携を図り、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士への連絡と招集を行うものとし、都市部が主体となって対応するものとする。

また、災害救助法第24条の業務指示命令で定められた内容は次のとおりである。

- ① 医師、歯科医師または薬剤師
- ② 保健師、助産師または看護師
- ③ 土木技術者または建築技術者
- ④ 大工、左官またはとび職
- ⑤ 土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者
- ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者
- ⑦ 軌道経営者及びその従業者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者

(2) 受入れ及び配置

総務部総務管理班は、専門ボランティアの受入れ窓口を設置し、受入れ体制を整えるとともに、受入れ次第、必要とする活動内容に応じて市各部局と調整を行なったうえで配置を行う。

4. 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

総務部総務管理班は、佐倉市社会福祉協議会と協議を行い、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の準備を行う。

(2) 災害情報の提供

佐倉市社会福祉協議会は、市民部防災班から災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報の提供を受けるとともに、ボランティア関係団体に対して当該情報の提供を行うものとする。また、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れ、市民部防災班に提供するなど、市との情報共有に努めるものとする。

5. 応援の要請

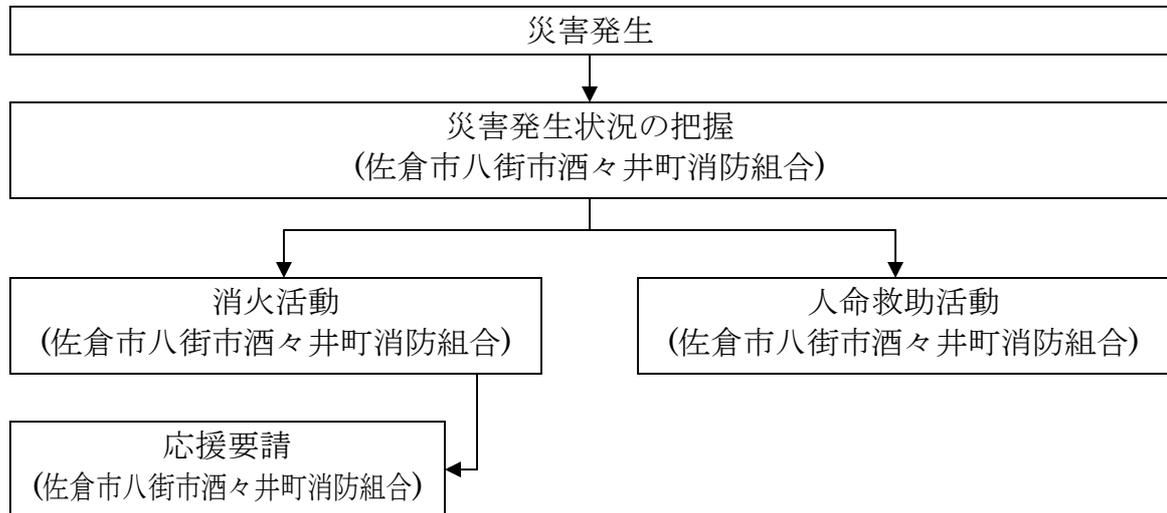
一般ボランティアの応援要請を行う方法については、主に次の方法による。

- (1) 佐倉市社会福祉協議会は、一般ボランティアの需要に対し人員が不足する場合、総務部総務管理班からの情報をもとに千葉県社会福祉協議会等の関係機関に連絡し、応援の要請を行う。
- (2) 企画政策部広報班は、必要に応じ、テレビやラジオ、新聞等の報道機関を通じて、一般ボランティアの参加を呼びかける。

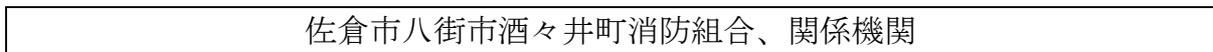
第6 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

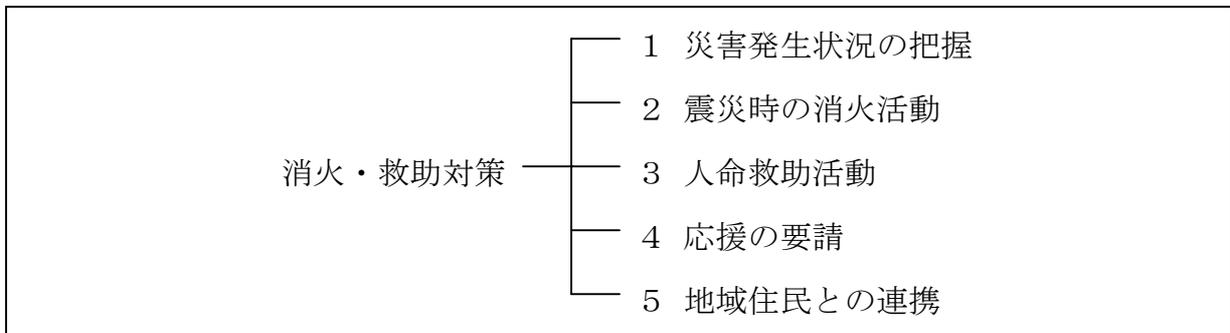
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

(1) 情報の収集

消防本部は、市民部防災班との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

(2) 県等への報告

地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに県に報告する。

2. 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶ恐れのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 出動体制

消防隊の出動体制については、市域における火災及び地震災害の状況に応じて、佐倉市八街市酒々井町消防組合「災害出動計画」に定めるところによる。

(2) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(3) 火災防御活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確認を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、または既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(4) 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数小隊とする。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与える恐れのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

(5) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- ① 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- ② 部隊の確保
 - ア 非常招集による緊急増強隊の編成
 - イ 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- ③ その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広 報
- (6) 広域断水時火災の防御対策
 - ① 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
 - ② タンク車の優先出動と活動
 - ③ 有効かつ的確な水利統制
 - ④ 機械性能の保持と積載ホースの増加
 - ⑤ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
 - ⑥ 火気使用者に対する啓発
 - ⑦ 危険区域の重点立入検査
- (7) 大規模市街地火災の防御対策
 - ① 初動体制の確立
 - ② 火災態様に応じた部隊配備
 - ③ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
 - ④ 延焼阻止線の設定
 - ⑤ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- (8) 高層建築物等火災の防御対策
 - ① 活動期における出動小隊の任務分担
 - ② 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ③ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - ④ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - ⑤ 水損防止
- (9) 二次火災の防御
 - 地震発生から数時間～数日後に発生する地震に関連した火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

3. 人命救助活動

警察等との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

- ① 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、佐倉警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたりるとともに、必要に応じて災害時における千葉県消防広域応援基本計画に関する基本協定並びに大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき応援を要請する。
- ② 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- ③ 佐倉警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領

- ① 重傷・重体者の救出を優先する。
- ② 被害拡大の防止を実施する。
- ③ 傷病者の救出を実施する。
- ④ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- ⑤ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

4. 応援の要請

(1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

市長または消防長は、地震による被害の拡大が著しく、緊急の必要があると判断した場合は、千葉県広域消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援体制に基づく応援要請

市長または消防長は、大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが消防活動に必要と認められる場合は、災害時における千葉県消防広域応援基本計画に関する基本協定並びに大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

市長または消防長は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

市長または消防長は、地震等の大規模な災害時に際し、市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは速やかに知事に緊急消防援助隊の要請をする。ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して要請する。

5. 地域住民との連携

自主防災組織、自治会・町内会等の地域住民は、消防隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

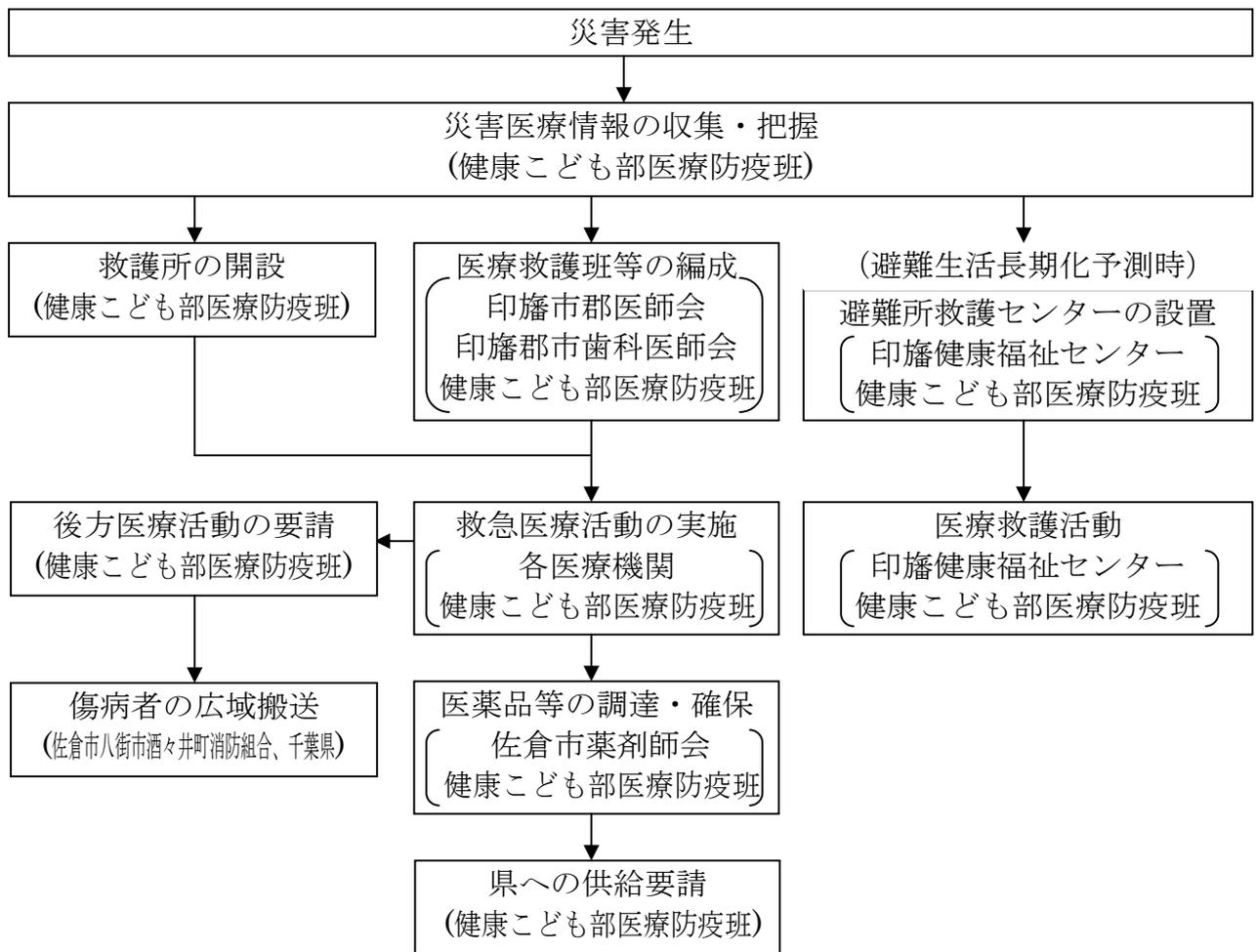
また、消防本部は、必要に応じて住民、自主防災組織、自治会・町内会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第7 医療救護

市は、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び佐倉市薬剤師会等と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、活動を実施するものとする。

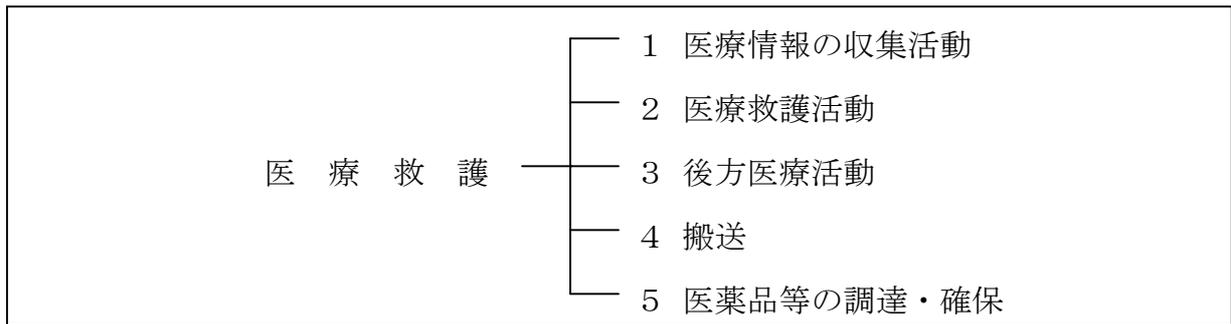
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

健康こども部医療防疫班、佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 医療情報の収集活動

健康こども部医療防疫班は消防本部と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、千葉県広域災害救急医療情報システム、ホットライン等で医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2. 医療救護活動

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて健康こども部医療防疫班が救護所の開設を決定し、印旛市郡医師会佐倉地区及び印旛郡市歯科医師会佐倉地区等に対し、医療救護班等の派遣依頼を行う。

(1) 救護所の設置

市は、傷病者の収容にあたっては、市内の民間病院、有床・無床診療所等を災害の実態に即して活用するが、次のような場合には中学校等の指定避難所に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したために、現地医療機関だけでは対応しきれない場合。
- ② 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合。
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と後送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

(2) 医療救護班等の体制

- ① 派遣要請を受けた印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会は、事前に定めた計画に従い、医療救護班等を編成・派遣するものとする。

また、健康こども部医療防疫班は、医療救護班等に協力し、その業務を補助するものとする。

- ② 医療救護班等が不足する場合は、県、国、日本赤十字社等の医療関係機関に救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じ災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行うものとする。

(3) 医療救護班の業務

- ① トリアージ（負傷者選別）の実施
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送準備の決定
- ④ 軽傷患者等に対する医療
- ⑤ 避難所等での医療
- ⑥ 助産救護

(4) 避難所救護センターの設置

- ① 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市との連携のもとに、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。
- ② 避難所救護センターでは、精神科、歯科等も加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。
- ③ 避難所救護センターは、避難所の設置状況を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回を行う。
- ④ 避難所救護センターの業務は、印旛健康福祉センター長が統括する。

3. 後方医療活動

市及び各医療機関は、市内拠点病院での救急医療活動のほか、県と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

(1) 市内の医療機関による医療活動

市内の病院を中心に各医療機関は、救急医療活動を実施する。

(2) 広域的後方医療活動

救護所及び市内拠点病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、市は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

4. 搬送

医療機関との密接な連携のもとに、傷病者の搬送を実施する。

(1) 傷病者の搬送

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、健康こども部医療防疫班、印旛市郡医師会等の関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行うものとする。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

(3) 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、市民部防災班は、県にヘリコプターの出動を要請する。

5. 医薬品等の調達・確保

日本赤十字社千葉県支部及び医療機関と協力し、医薬品、衛生材料及び輸血用血液を調達・確保する。

(1) 医療品等の調達・確保

健康こども部医療防疫班は、佐倉市休日夜間急病等診療所や市内医療機関、佐倉市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、輸血用血液等の調達・確保を行う。

(2) 供給の要請

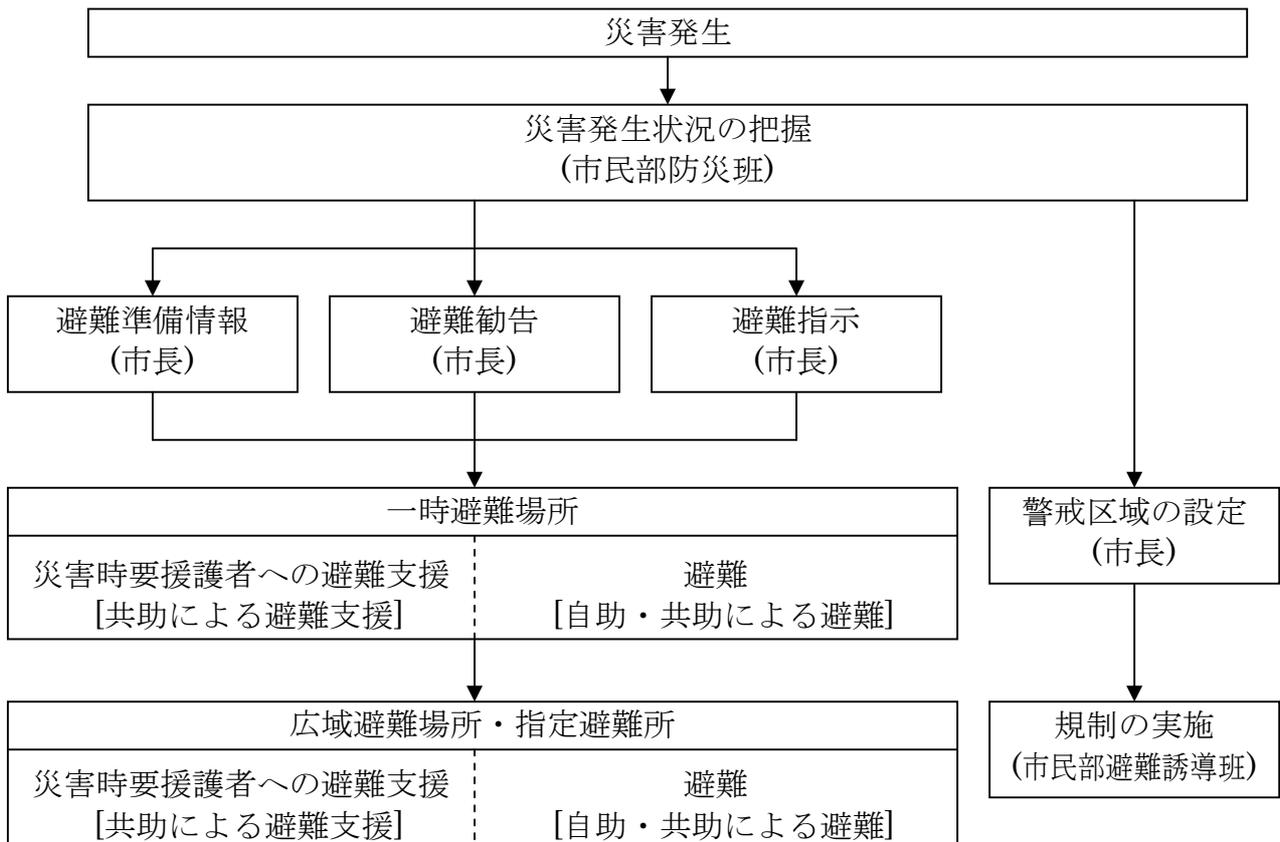
健康こども部医療防疫班は、医薬品等が不足する場合、県に対して供給の要請を行う。

第8 応急避難

《基本方針》

災害から住民の安全を確保するため、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（昭和48年8月30日千葉県防災会議決定）に基づき、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。また、避難準備情報・避難勧告・避難指示に関し、具体的なマニュアルの策定を進める。

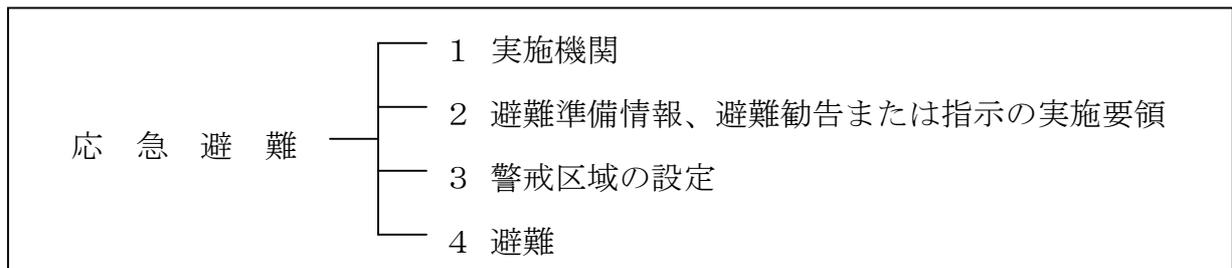
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市民部防災班、避難誘導班、福祉部福祉班、市民、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 実施機関

地震の発生によって、土砂災害等の被害の危険性がある地域の住民に対し、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市を中心として、相互に連絡をとりながら避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行い、生命または身体の安全を確保する。

(1) 実施機関

避難の勧告または指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ① 市長等〔災害対策基本法第60条〕
- ② 警察官〔災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条〕
- ③ 水防管理者〔水防法第22条〕
- ④ 知事またはその命を受けた県職員〔水防法第22条、地すべり等防止法第52条〕
- ⑤ 消防長または消防署長〔消防法第23条の2〕
- ⑥ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合に限る。)
〔自衛隊法第94条〕

(2) 指定避難所の設置

- ① 避難所の設置は、市長が行う。
- ② 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2. 避難準備情報、避難勧告または指示の実施要領

(1) 実施機関の措置等

地震の発生に伴う災害による住民等の生命または身体の保護のため、または災害の拡大防止のために特に必要があると認められるとき、上記1(1)に掲げる者は、関係法令に基づき、次により避難の勧告または指示を行うものとする。

① 市の措置

市は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、またはその拡大の恐れがあり、住民等の生命、身体に被害等を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの勧告または指示を行う。

また、市は、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階において、避難準備情報を発表する。

ただし、知事は、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの勧告または指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって実施する。

② 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼす恐れのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、または市長から要求があったとき、もしくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

③ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

④ 知事等の措置〔水防法第22条、地すべり等防止法第25条〕

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

⑤ 消防庁または消防署長〔消防法第23条の2〕

火災の拡大またはガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認める場合、火災警戒区域を設定して、区域内における火気の使用の禁止、区域からの退去または区域への出入を禁止・制限する。

(2) 避難準備情報、勧告または指示の内容等

災害が発生し、または発生の恐れがある状況に応じて、避難準備情報、避難勧告及び指示を発表・発令する。

また、具体的な発表・発令基準について定めておくものとし、常に情勢に適合した基準となるよう努めるものとする。

① 避難準備情報（要援護者避難情報）

	内 容
発表時の状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。
住民に求める行動	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、定められた避難場所への避難行動を開始し、避難支援者は支援行動を開始する。 ・その他住民は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難するための準備を開始する。
発表内容	・発表者 ・発表日時 ・対象地域 ・避難準備情報を発表する理由 ・避難に際しての携帯品 ・避難方法 ・避難場所

	内 容
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車 ・ 防災行政無線 ・ 電話による口頭伝達 ・ メール配信 ・ 市ホームページ ・ L字放送（ケーブルネット 296） ・ テレビ・ラジオ放送（必要に応じ）

② 避難勧告

	内 容
発令時の状況	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。
住民に求める行動	・ 通常の避難行動ができる者は、定められた避難場所への避難行動を開始する。
発表内容	※避難準備情報に準じる。
伝達方法	※避難準備情報に準じる。

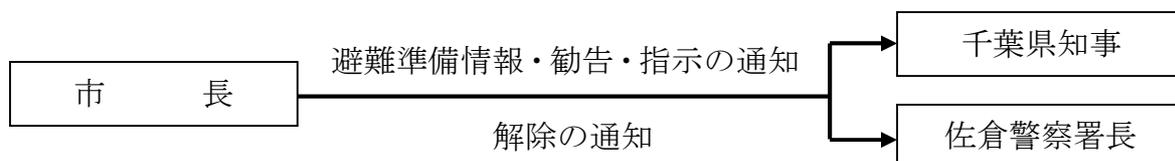
③ 避難指示

	内 容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・ 人的被害の発生した状況。
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・ 避難をしていない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。
発表内容	※避難準備情報に準じる。
伝達方法	※避難準備情報に準じる。

(3) 避難準備情報、避難勧告または指示の関係機関への通知

① 市長が避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行った場合

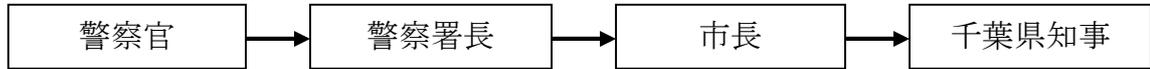
市長は、避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。



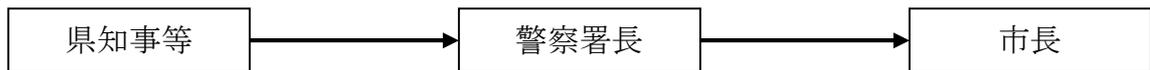
② 市長以外が避難勧告または指示を行った場合

市長以外が避難勧告または指示を行った場合は、直ちに市民部防災班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

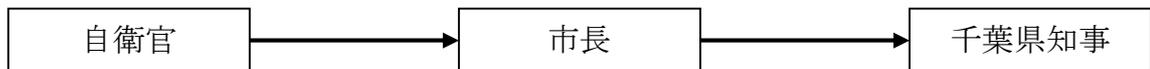
ア 警察官の措置（災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条）



イ 県知事またはその命を受けた県職員等の措置（地すべり等防止法第25条 水防法第22条）



ウ 自衛官の措置（自衛隊法第94条）



(4) 避難準備情報、避難勧告または指示の内容

市長等が、避難準備情報の発表、避難の勧告または指示を行う場合は、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにしてこれを行う。

- ① 避難対象地域(町名、施設等)
- ② 避難先(避難場所の名称)
- ③ 避難経路(避難場所への安全な順路)
- ④ 避難準備情報、避難勧告または指示を発表または発令した理由
(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- ⑤ その他必要な事項
(避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等)

(5) 避難準備情報、避難勧告または指示の解除

市長は、避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示し、同時に県知事に報告する。

3. 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、住民等の生命または身体に対する危険を防止する必要があると認める場合は、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- ① 市長は、その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、または当該区域からの退去を命じる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのない場合は、危機管理監またはその他の関係部長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- ② 警察官は、前記の職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要求があった場合は、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- ③ 警戒区域の設定に必要な措置は、市民部、消防本部、その他関係部が連携し、佐倉警察署等の協力を得て実施する。

(2) 規制の実施

- ① 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- ② 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去、または立入禁止の措置をとる。
- ③ 市長は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

4. 避 難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、災害時要援護者に配慮しつつ、避難準備情報・避難勧告・指示等必要な措置を講じる。

(1) 一時避難場所への避難

一時避難場所への住民の避難は、自助・共助による避難を基本とする。

また、災害時要援護者に対しては、自主防災組織、自治会・町内会等の共助により避難支援を実施する。

(2) 広域避難場所・指定避難所への避難

指定避難所への住民の避難は、自助・共助による避難を基本とする。

また、災害時要援護者に対しては、自主防災組織、自治会・町内会等の共助により避難支援を実施する。

(3) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(5) 避難路の選定

指定避難所への誘導にあたり、二次災害防止のため、土砂災害等の発生のおそれのない、安全な避難路を早急に確認し、選定するものとする。

(6) 情報伝達

避難準備情報・避難勧告・指示の発表・発令状況、指定避難所の開設の状況、安全な避難路等について住民に周知するため、防災行政無線や広報車等により情報の伝達を行う。

特に、災害時要援護者等に対しては、確実に伝達できるよう配慮するものとし、事前に情報伝達体制を確立するよう努めるものとする。

(7) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

ア 避難に際しては、必ず火気・電気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

② 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩で避難する。

イ 避難にあたっては、災害時要援護者を優先とし、避難支援を実施する。

ウ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

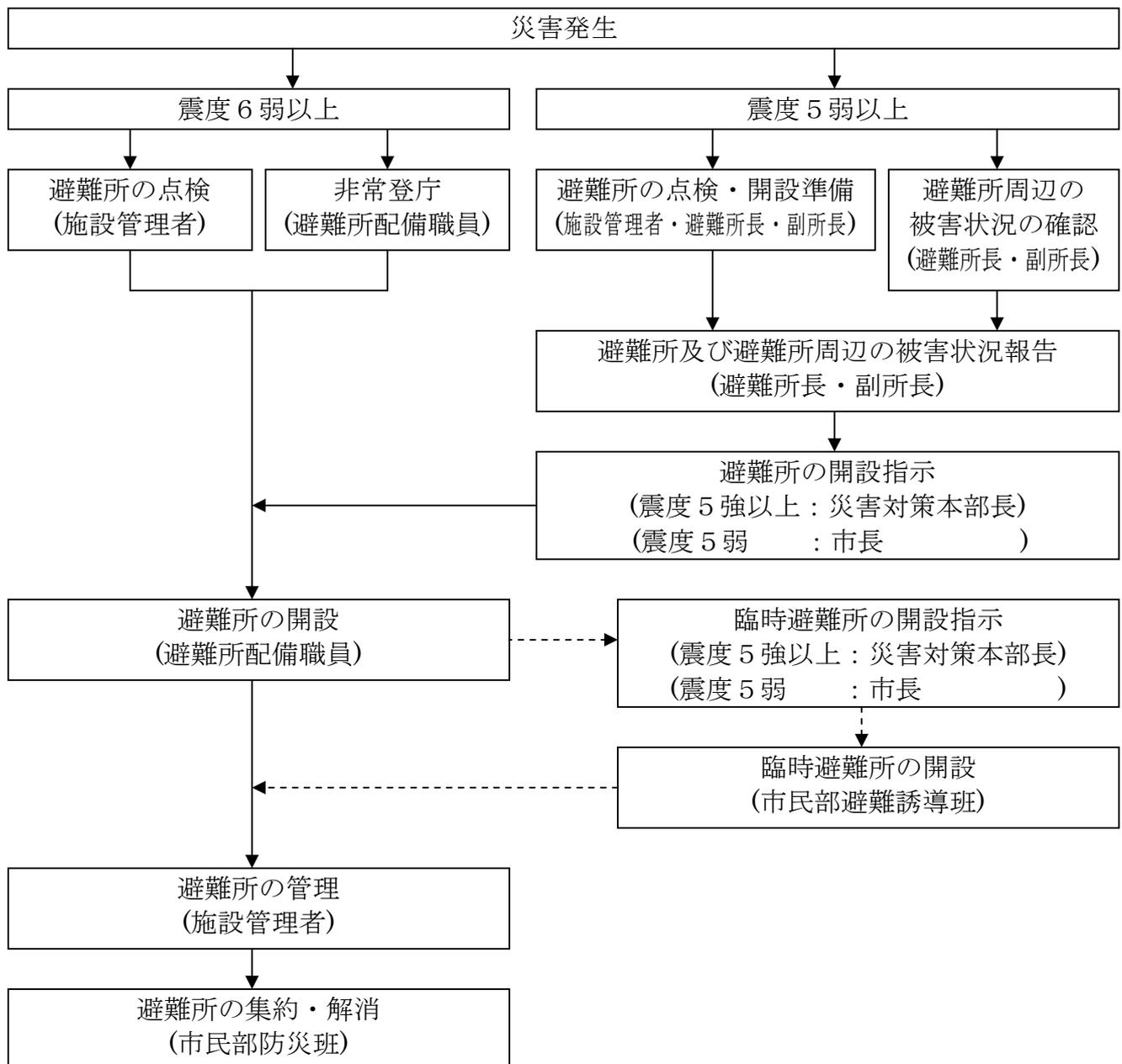
第9 避難所の設置・管理

市は、災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所の設置を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができるものとする。

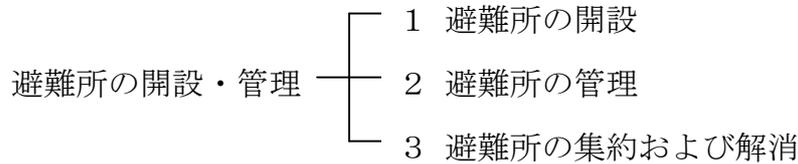
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市民部、施設管理者、避難所配備職員

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

(1) 避難所の開設基準

- ① 佐倉市に設置してある震度計が震度6弱以上を記録し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。
- ② 佐倉市に設置してある震度計が震度5強以下を記録した場合、避難所周辺の被害状況および避難状況から、災害対策本部設置前においては市長、災害対策本部設置後においては災害対策本部長が開設の必要性を判断し、開設する。

(2) 避難収容の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難準備情報、避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ 交通網の不通により、帰宅が困難になった者
- ④ その他、収容が必要と認められる者

(3) 避難所の開設方法

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合、施設管理者及び避難所配備職員は、速やかに施設を点検のうえ開設する。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者、避難所長及び副所長は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

また、避難所長及び副所長は、避難所周辺の被害状況（避難状況を含む）を確認し、支部を經由して、市民部防災班または災害対策本部に報告を行う。

市長または災害対策本部長は、避難所長等からの報告に基づき、避難所開設の必要性があると判断した場合、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、開設の指示があった場合は、速やかに避難所配備職員に参集するよう指示を行うとともに避難所の開設を行う。

(4) 臨時の避難所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合、市民部避難誘導班は、震度5強以上の場合は災害対策本部長、震度5弱以下の場合は市長の指示により、指定避難所となっていない市の施設を臨時の避難所として開設する。

また、市民部避難誘導班は、市民部防災班と連絡・調整を行い、市所管施設以外の公共の施設管理者及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難施設としての施設の提供を要請する。

② 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

市民部避難誘導班は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、市民部防災班を通じ、災害対策本部長(市長)に協議するとともに、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

(5) 臨時避難所の開設

① 臨時避難所を開設する場合は、市民部避難誘導班から職員を派遣する。

② 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

(6) 関係機関への通知

市民部防災班は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

2. 避難所の管理

自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織の協力を得て、避難所を運営する。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の職員または指名された者(避難所長)とする。

(2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(4) 避難所の管理

① 避難者記録簿の作成

管理責任者は、各世帯に避難者カードを配布・回収のうえ、これを基に避難者記録簿をできる限り早期に作成する。

② 食糧、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所物品要望票を配布・回収したうえ、これを基に避難所全体での食糧、生活必需品、その他物資の必要数を集約し、企画政策部物資需給班に報告する。企画政策部物資需給班は取りまとめた後、総務部物資需給応援班とともに必要物資を調達する。

また、到着した食糧や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物品受払簿に記入のうえ、ボランティア・NPO等の協力を得て配布する。

③ 医療・助産・防疫・救護

管理責任者は、避難者記録簿の作成時に、避難者の傷病状況等も把握し、医療防疫班に救護所の設置、医師の派遣等の要請を行う。

(5) 災害時要援護者への配慮

① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会等やボランティア・NPO等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について調査を行い、所定の調査用紙に記載する。

管理責任者は、調査結果を取りまとめ、支部を通じて福祉部福祉班に報告を行う。

- ② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を、福祉部福祉班に要請する。福祉部福祉班は、管理責任者からの要請を取りまとめ、企画政策部物資需給班に調達要請を行う。企画政策部物資需給班は、総務部物資需給応援班とともに必要物資を調達する。

到着した食糧や物資を受け取った場合は、管理責任者は、そのつど避難所物品受払簿(災害時要援護者用)に記入のうえ、ボランティア・NPO等の協力を得て配布する。

また、管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者の状況等を災害時要援護者記録簿に取りまとめ、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

- ③ 福祉部福祉班は、調査結果及び災害時要援護者名簿に基づき、必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう関係機関に要請する。

(6) プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。

3. 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

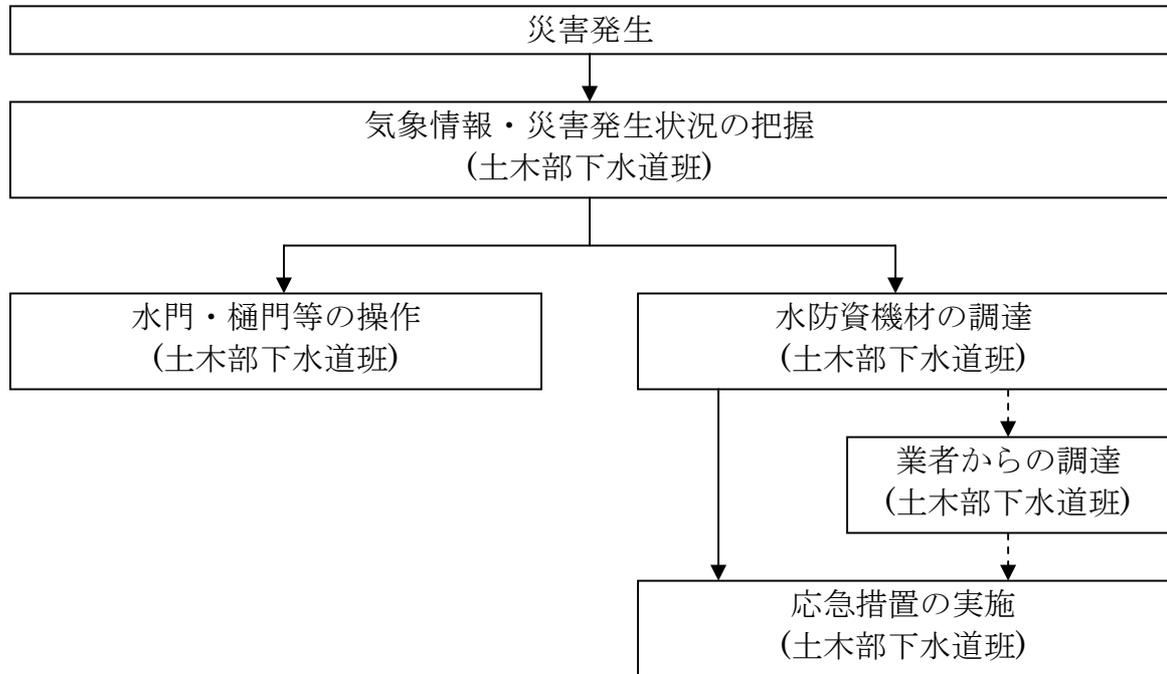
- (1) 本部長(市長)から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
(2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を、各支部に電話や無線にて報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。

報告を受けた支部は、その旨を災害対策本部に電話や無線にて報告する。

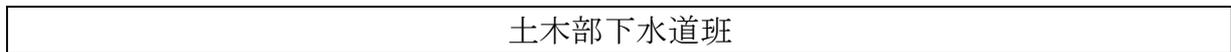
第10 地震水防

河川・水路または調整池の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

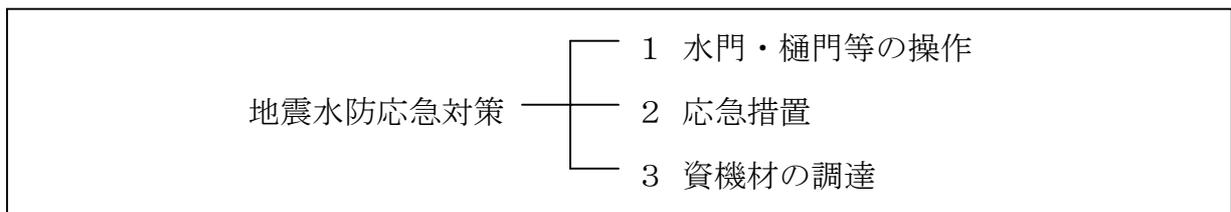
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 水門・樋門等の操作

水門・樋門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じてゲート等の適正な開閉を行う。

市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないようゲートの閉鎖等の措置をとる。

また、土木部下水道班では、操作に十分な人員が確保できない場合においては、水防班の編制を要請するものとする。

2. 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

また、土木部下水道班は、応急措置を講じるにあたり、班内で十分な人員が確保できない場合、水防班の編制を要請するものとする。

(1) 警戒区域の設定

水防管理者(市長)は水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、立ち入りを禁止、または制限する。

(2) 水防工法

水防作業は千葉県水防計画に定める工法によって実施する。

3. 資機材の調達

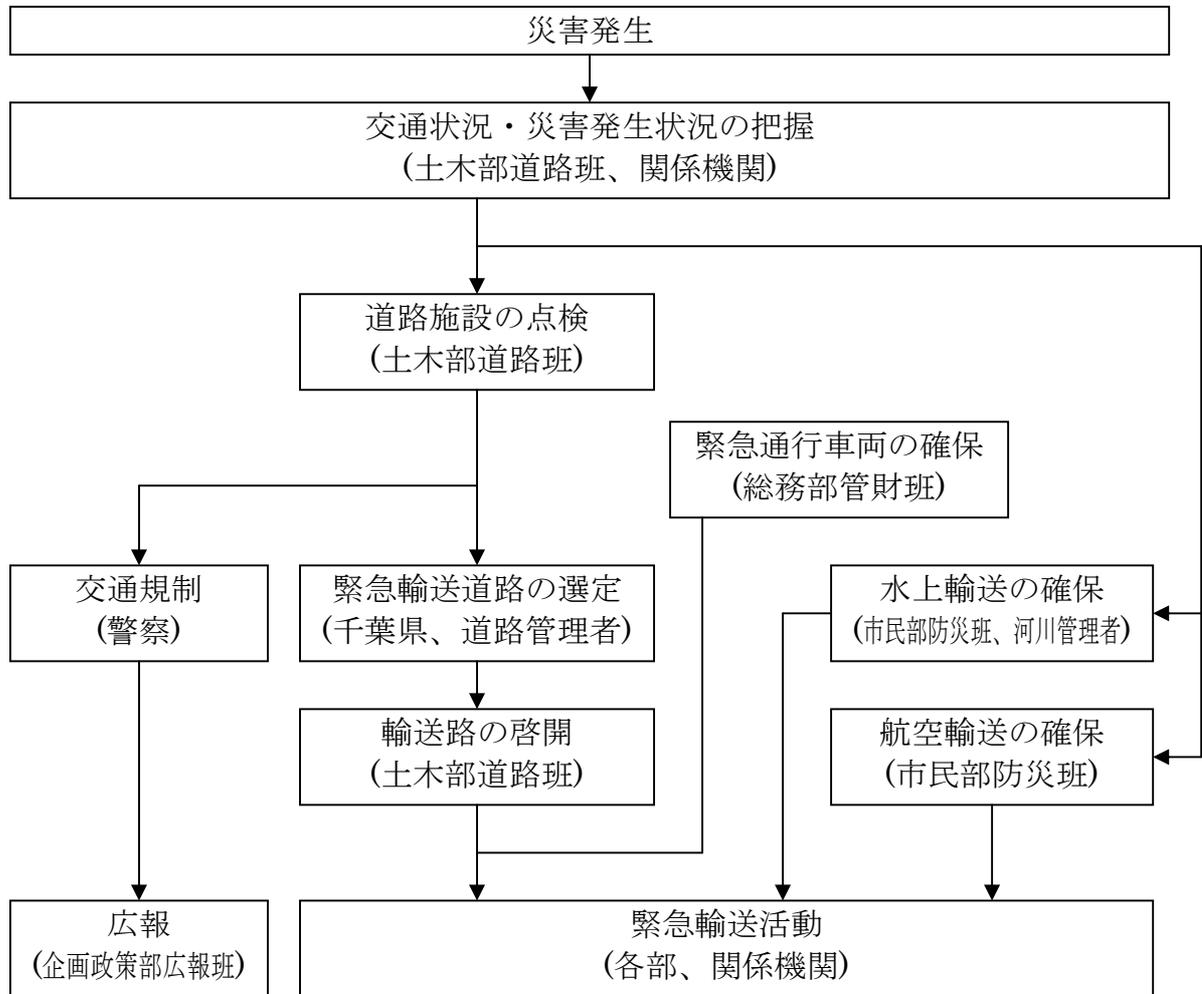
資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、それでもなお不足する場合は、現地調達または協定業者等からの調達を行う。

第11 緊急輸送活動

《基本方針》

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

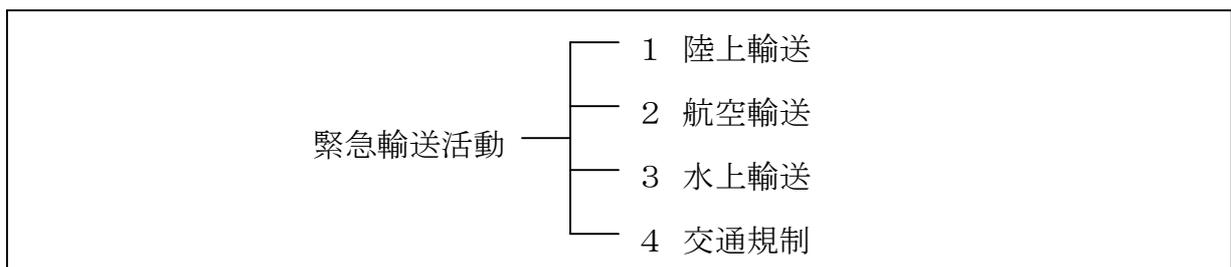
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

企画政策部広報班、総務部管財班、市民部防災班、土木部道路班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 陸上輸送

(1) 道路交通の確保

① 交通支障箇所の把握

ア 交通支障発生危険箇所の事前把握

市は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査するため、土木部道路班内に調査担当を編成しておくものとする。

【流失の恐れ及び老朽による危険橋梁等】

1	樋ノ口橋	市道	4-1	4	佐倉橋	市道	I-517
2	子ノ橋	市道	I-4	5	大戸刈橋	市道	I-31
3	下勝田橋	市道	I-31				

イ 交通支障箇所の調査及び報告

調査担当は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

- 1) 市民部防災班及び土木部道路班調査担当は、市の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を、土木部長を通じ市長に報告するものとする。
- 2) 市長は、1)による報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(2) 緊急輸送道路の選定等

① 道路施設の点検

土木部道路班は、使用可能な道路を把握し、緊急輸送道路を選定するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

② 県への点検結果の報告

市民部防災班は、道路施設点検の結果を県に報告するとともに、県が行う緊急輸送道路の決定に関しての協力を行う。

(3) 緊急輸送道路の周知

① 関係機関への連絡

市民部防災班は県が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

また、土木部道路班は、市が選定した緊急輸送道路について、市民部防災班に報告するとともに、各部に連絡する。

② 市民への周知

企画政策部広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、県が行う市民への周知に協力する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

土木部道路班は、緊急輸送道路を確保するため、協定業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な資機材(ショベル、ブルドーザー等)についても協定業者等から調達する。

(5) 輸送手段の確保

総務部管財班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

① 輸送車両等の確保

ア 市が所有する全ての車両は、総務部管財班が集中管理を行う(ただし水道部の車両を除く)。

イ 車両が不足する場合は、日本通運株式会社、社団法人千葉県トラック協会等に協力を要請する。

② 緊急通行車両標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を、知事、または当該車両の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

イ 前項の確認をしたときは、知事または公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。

ウ 交付された標章は、運転者席の反対側(助手席)の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

③ 緊急通行車両等の事前届出

ア 事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)業務の実施について責任を有する者(指定行政機関等の長)とする。申請先は、当該車両の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。

イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請車に交付される。

ウ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警察本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

④ 車両の運用

ア 車両の運用は、総務部管財班が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務部管財班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

(6) 燃料の確保

① 総務部管財班は、公用車、その他の災害応急対策を実施するための必要な燃料については、あらかじめ業者等と協定を締結し、十分な燃料を確保するものとする。

- ② 総務部管財班は、必要に応じ、燃料の緊急輸送を実施するよう協定業者等に要請を行う。

(7) 物資集積場所の確保

① 物資集積場所の確保

市民部防災班は、必要に応じ物資の集積場所を確保するものとする。

物資集積場所については、緊急輸送道路から連絡する道路の幅員が、5.5m以上確保されている場所に設置するものとする。

② 荷捌き資機材等の確保

市民部防災班は、あらかじめ業者等と協定を締結するなどし、物資集積場所における作業に必要な荷捌き資機材等を確保するよう努めるものとする。

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

- ① あらかじめ設定した災害時用ヘリポートの他、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを次の点に留意して選定する。

【必要最小限度の地積】

機種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

- ② 市民部防災班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。
- ③ 市民部防災班は、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

市民部防災班は、県と連携するとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3. 水上輸送

印旛沼を水上輸送路として活用し、緊急物資等の輸送を行う。船の着岸地点は、所定の橋詰めテラス(船着場)とする。

(1) 輸送路の確保

- ① 市民部防災班は、河川管理者を通じて船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- ② 水上輸送の支障となる障害物がある場合、河川管理者に対し障害物の除去を要請する。

(2) 輸送手段の確保

市民部防災班は、県と連携して、警察、自衛隊等の協力を得ながら緊急輸送活動を行う。

4. 交通規制

県公安委員会、警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

佐倉警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

① 交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、道路管理者は道路法第46条第1項の規定により、佐倉警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止、または制限する。

② 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(2) 県公安委員会、警察による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、市民部防災班を通じて県公安委員会、警察に対して交通規制の実施を要請する。

① 人命救助、避難路確保等のための交通規制

地震発生直後において、人命救助等のため必要があると認める場合は、被災場所、被災地の状況、道路の被害程度等を考慮して、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

② 緊急輸送路確保のための交通規制

災害応急対策を実施するための人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要があると認める場合は、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

③ 交通管制の実施

緊急交通路、緊急輸送路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、警察とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

④ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(3) 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

① 自衛官及び消防職員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。

措置をとることを命じられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自衛官等が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官等は、前項の命令または措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合。	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合。	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはその恐れがある場合。	道路交通法 第6条第4項 道路交通法 第75条の3

(4) 相互連絡

市民部防災班は、佐倉警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

(5) 広 報

交通規制を実施する場合は、佐倉警察署と連携して広く一般に周知する。

(6) 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び公安委員会は、被災地内の交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときはその状況を

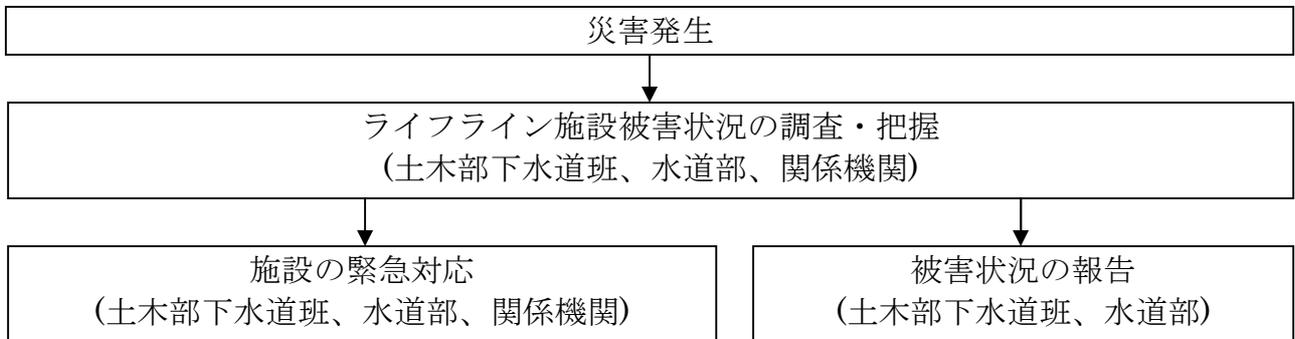
- 関係道路の主要交差点への標示
- 関係機関への連絡
- 一般住民に対する広報
- 迂回路等の標示

等の方法によって徹底に努め、一般交通の確保を図るものとする。

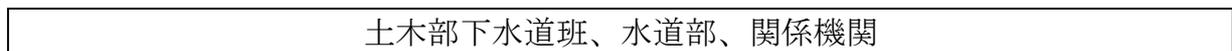
第12 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

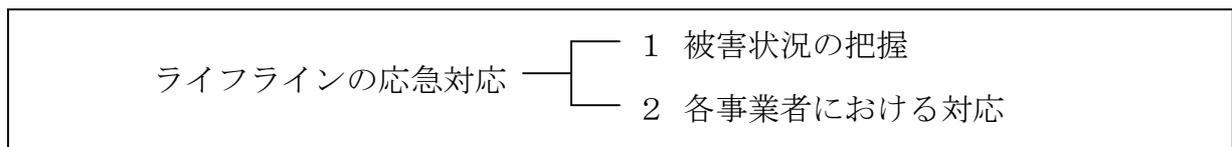
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 被害状況の把握

- (1) 土木部下水道班及び水道部は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、市民部防災班に報告する。
- (2) 市民部防災班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

- (1) 上水道施設
 - ① 水道部は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う。
 - ② 必要に応じて、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉警察署、付近住民に通報する。
- (2) 下水道施設
 - ① 土木部下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う。
 - ② 必要に応じて、佐倉警察署、付近住民に通報する。

(3) 電力供給施設

東京電力株式会社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、または佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県、佐倉警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(4) ガス供給施設

千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社災害対策本部の指令に基づいて、ガス供給施設の被害状況及び被害の範囲に応じてブロック単位でガス供給を停止する等の緊急措置を講じるとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

社団法人千葉県エルピーガス協会及び日本瓦斯株式会社は、LPガス供給施設を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対策を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。また、特にLPガス販売事業所においては、一般消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図るものとする。

(5) 電気通信施設

東日本電信電話株式会社は、災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

第13 帰宅困難者対策

中央防災会議が定める「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月27日決定)において、「首都地域は、首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集しているため、大きな地震が発生した場合、人的・物的被害や経済被害が甚大なものになると予想される。帰宅困難者においても、膨大な数の発生が予測(1都3県で約650万人)されるため、都心部から居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる。」としている。

千葉県においても、日々、100万人を超える人々が通勤、通学、旅行等により他の都県に流出、滞在していることから、本市においても大規模地震を始め災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、県や他の市町村等の防災機関と連携して各種施策の推進を図る。

《実施担当機関》

市民部防災班、関係機関

《対策の体系》



1. 帰宅困難者

(1) 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

(2) 他都県からの流入人口及び他都県への流出人口(平成12年国勢調査結果)

① 千葉県への都県別流入人口内訳

(単位：千人)

流入人口	東京都	埼玉県	神奈川県	茨城県	合計
総数	88	41	15	44	188
通勤	72	32	12	35	151
通学	16	9	3	9	37

② 千葉県からの都県別流出人口内訳

(単位：千人)

流出人口	東京都	埼玉県	神奈川県	茨城県	合計
総数	822	38	23	35	918
通勤	744	30	17	30	821
通学	78	8	6	5	97

2. 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となって駅等に殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動をとることによる交通の支障や、沿道での水、食糧、救護等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能の麻痺が予想される。特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食糧、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、勤務先事業所等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、各勤務先事業所等において、水、食糧、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3. 帰宅困難者対策

想定される事態に対処するため次に掲げる対策の検討及び八都県市首脳会議、千葉県の実施する対策との連携に努める。

① 「首都直下型地震対策大綱」における「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知徹底を図る。

また、帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であることから、通勤・通学者を中心にリーフレット等による普及啓発を行う。

② 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供するため、インターネットや防災行政無線等により情報提供を行う。

③ やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため、関係事業者等との協定により「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として位置づけられた幹線道路沿いなどに所在するガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の施設について、一時休憩所として飲料水、トイレ、情報提供等が受けられることを徒歩帰宅者に対し周知する。また、当該施設の位置を示した地図を作成するなど徒歩帰宅者への情報提供手段の整備に努める。

④ 災害時の安否確認のためのシステム（伝言ダイヤル「171」）や災害用伝言板サービス等の普及啓発を図る。

⑤ 災害状況や避難所に関する情報を帰宅困難者に対して提供できる環境の整備を行う。

⑥ 企業や学校等に対し、従業員や教職員、生徒等を一定期間収容すること、そのための飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄を図るよう要請を行う。

また、家族等との安否確認体制の整備を図るよう要請を行う。

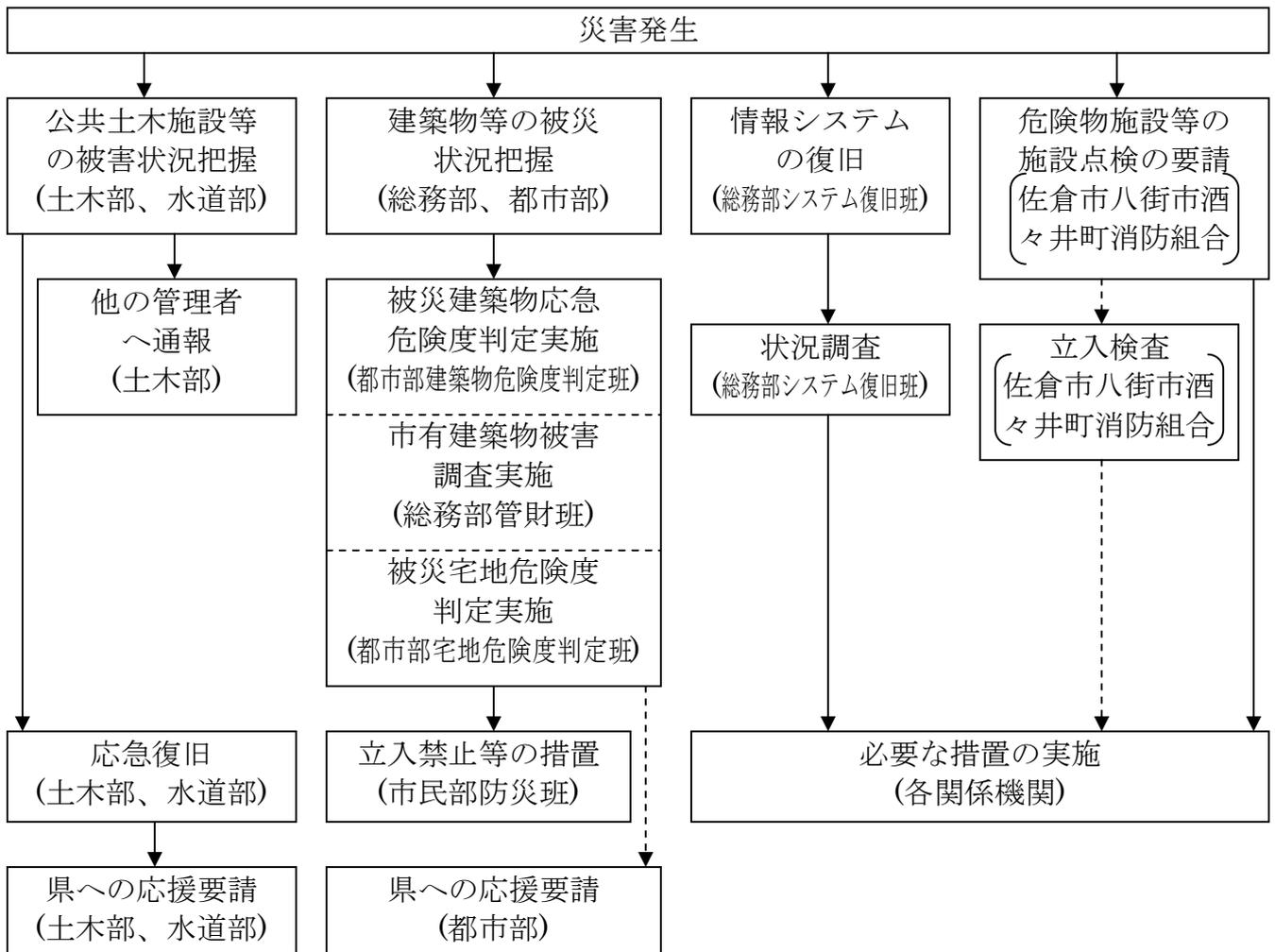
⑦ 企業等に対し、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施するよう要請する。

⑧ 臨時バスの運行など、多様な代替交通手段の確保について、関係機関と協議を行う。

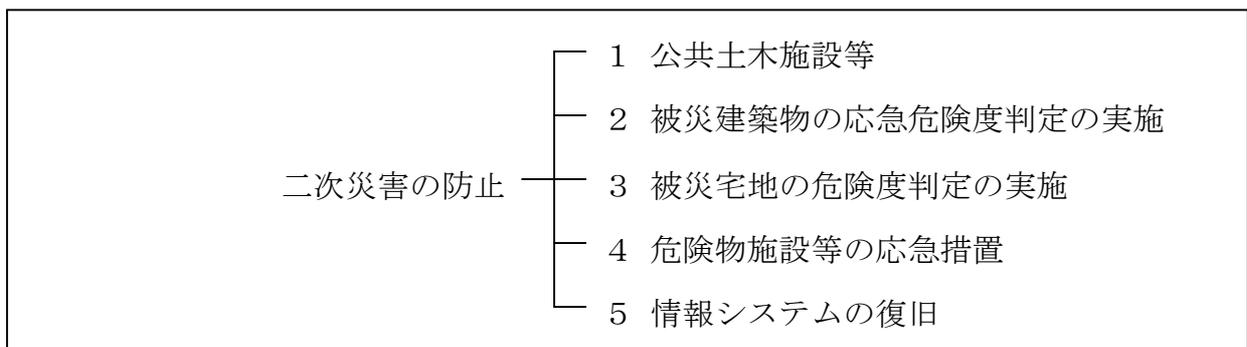
第2節 応急復旧期の対策活動

第1 二次災害の防止

余震、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。
 《応急対策の流れ》



《対策の体系》



1. 公共土木施設等

《実施担当機関》

土木部、水道部、佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

《対策の展開》

(1) 道路・橋梁

① 被害状況の把握

土木部道路班は道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。
また、危険箇所の早期発見に努める。

② 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者(千葉国道事務所酒々井出張所、印旛地域整備センター、東日本高速道路株式会社)に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに佐倉警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

④ 応急復旧

土木部道路班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、調整池等

① 被害状況の把握

土木部下水道班は、護岸の被害状況、橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

② 河川管理者等への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者(印旛地域整備センター、印旛沼土地改良区)に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 応急復旧

土木部下水道班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

(3) 危険区域等

土木部下水道班は、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定地の被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

2. 被災建築物の応急危険度判定の実施

《実施担当機関》

都市部建築物危険度判定班

《対策の展開》

応急危険度判定は、地震により被災した建築物を対象に、その余震等（降雨や積雪など）に対する安全性を判断することで、それらの損傷の更なる進行や倒壊による居住者や使用者あるいは付近の通行者への二次災害を回避することを目的に行うものである。

応急危険度判定の実施は、災害対策本部により決定し設置される、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という）において実施するものとする。

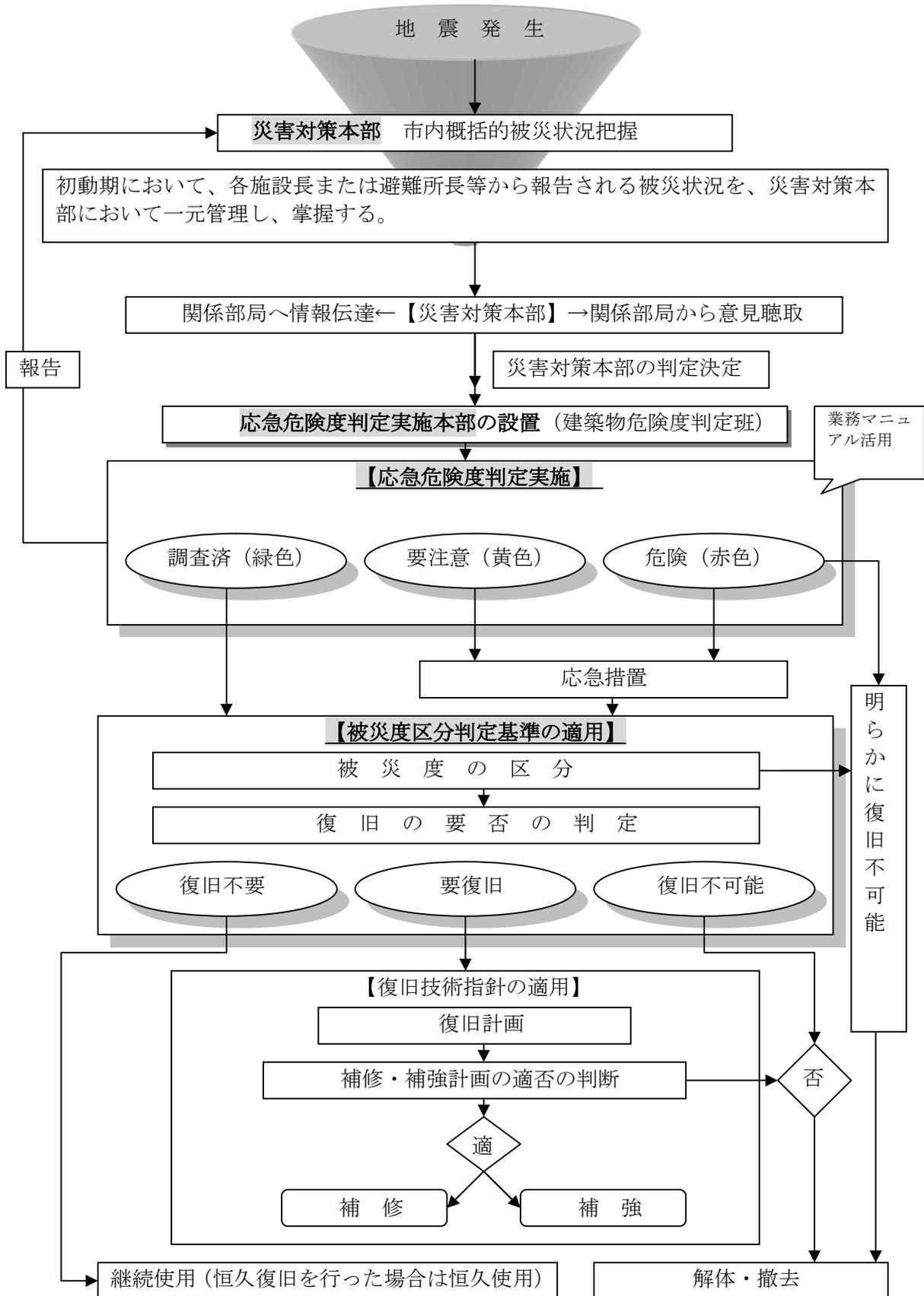
実施本部は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」（平成14年11月1日施行）を準拠し、別途定める「佐倉市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に則り、その業務を行うこととする。

(1) 実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県への支援要請
- ⑨ 住民への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談や被災度区分判定実施の指導など

(2) 応急危険度判定の実施及びその後の対応についてのフローは次のとおりとする。

なお、被災度区分判定は、応急危険度判定の結果をもとに建築物所有者が実施するものである。



3. 被災宅地の危険度判定の実施

都市部宅地危険度判定班は、大規模な地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、体制づくり及びその実施に努める。

《実施担当機関》

都市部宅地危険度判定班

《対策の展開》

(1) 体制の整備

都市部宅地危険度判定班は、被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」や千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」等に準拠して、災害発生時における被災宅地危険度判定体制の整備を行うものとする。また、支援体制の整備も図る。

(2) 都市部宅地危険度判定班の主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県への支援要請
- ⑨ 住民への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談など

(3) 応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受け入れ体制の整備を図る。

4. 危険物施設等の応急措置

《実施担当機関》

佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

《対策の展開》

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

(1) 立入検査等

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生する恐れのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

5. 情報システムの復旧

《実施担当機関》

総務部システム復旧班

《対策の展開》

二次災害防止に関する各業務の効率的な遂行に資するため、総務部システム復旧班は、情報システムの被害状況を調査し、必要に応じ情報システムの復旧を実施する。

(1) 情報システム復旧の準備

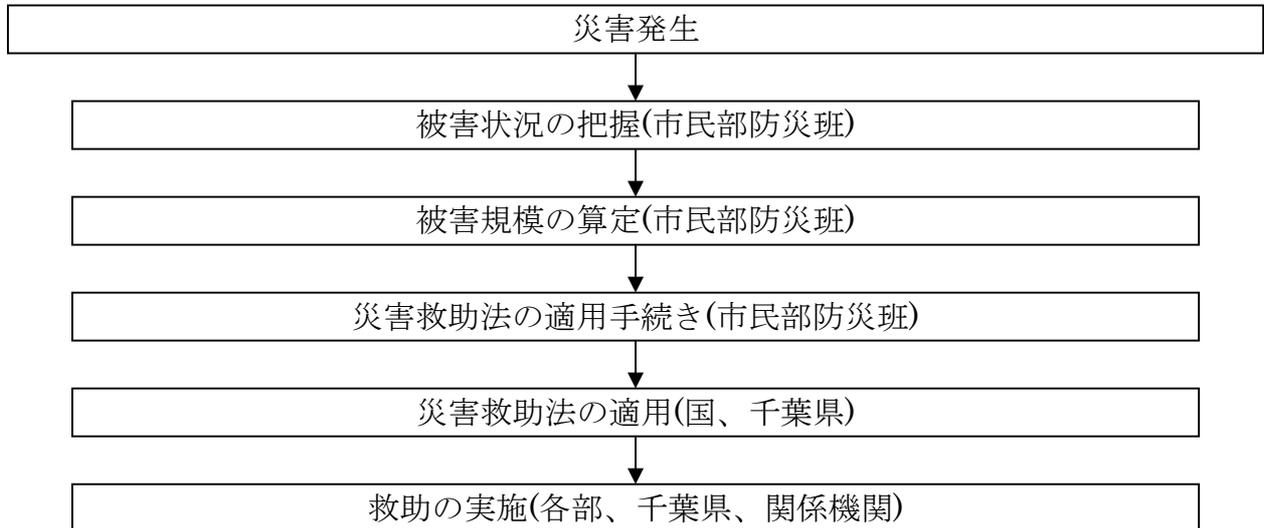
総務部システム復旧班は、情報システム復旧作業に必要なものを準備する。

- ① 情報システム復旧に関する技術者の受け入れ態勢の整備
- ② 代替手段の整備
- ③ 情報システム復旧に関する技術者の宿泊場所、食事、車両の手配

第2 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

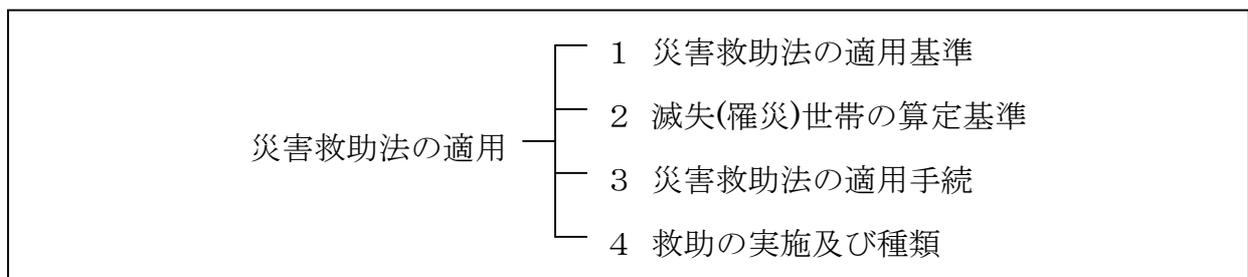
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害救助法の適用基準

人口が10万人を越え、30万人以下の本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯(以下「滅失世帯」という)の数が、100世帯以上に達した場合に適用される。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合において、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合に適用される。

- (3) 被害が全県域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、市の被害の状況が救助を要する状態にある場合に適用される。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合に適用される。

2. 滅失(罹災)世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家	1 世帯	=	全壊 (全焼・流失)	住家	1 世帯
滅失住家	1 世帯	=	半壊 (半焼)	住家	2 世帯
滅失住家	1 世帯	=	床上浸水、土砂の堆積によって 一時的に居住できない状態になった住家		3 世帯
(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。					

3. 災害救助法の適用手続

(1) 適用手続

市は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、または該当する見込みがある場合は、印旛健康福祉センター経由で県に災害救助法の適用手続を行う。

(2) 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度・方法及び期間については、資料編「災害救助法による救助の内容等」のとおりである。

4. 救助の実施及び種類

災害救助は市が行う。ただし、災害救助法が適用され、当該救助の実施者が県の場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができるものとする。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

【災害救助法による応急救助の種類と実施者一覧表】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	原則：知事 但し、必要に応じ救助の全部 または一部を市長に委任
応急仮設住宅の設置及び供与	20日以内に着工	知事
炊出し、その他による食品の給与	7日以内	原則：知事 但し、必要に応じ救助の全部 または一部を市長に委任
飲料水の供給	7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与 または貸与	10日以内	
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・関係医療機関）
災害にかかった者の救出	3日以内	原則：知事 但し、必要に応じ救助の全部 または一部を市長に委任
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	
埋葬	10日以内	
死体の搜索	10日以内	
死体の処理	10日以内	知事（救護班）
障害物の除去	10日以内	原則：知事 但し、必要に応じ救助の全部 または一部を市長に委任

(災害救助法第30条)

(災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第18条）

第3 緊急物資の供給

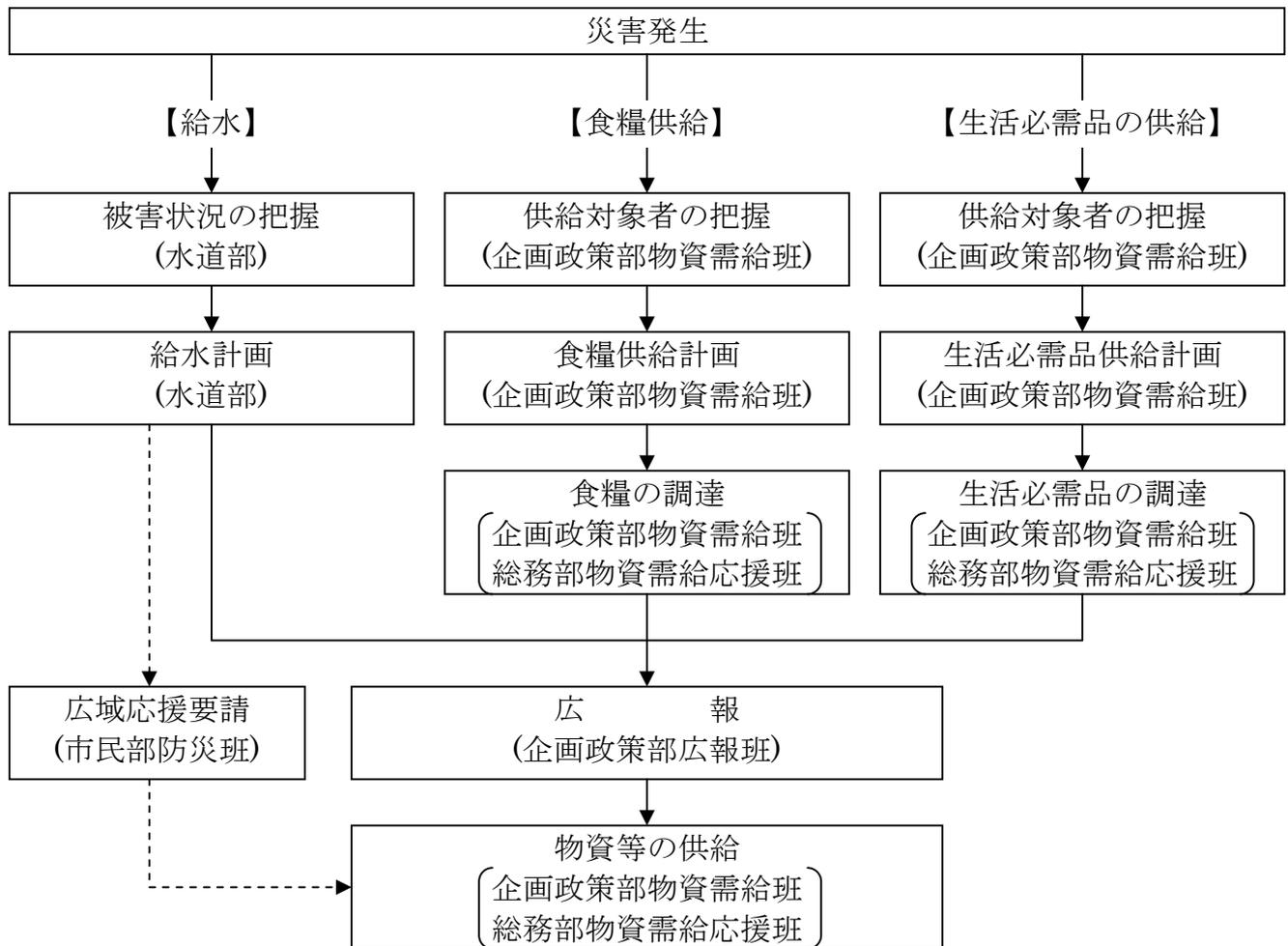
市は、家屋の倒壊、滅失等によって、水、食糧、衣料・生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができるものとする。

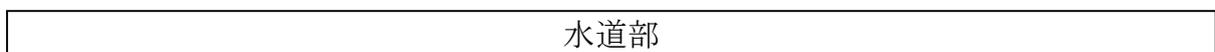
《応急対策の流れ》



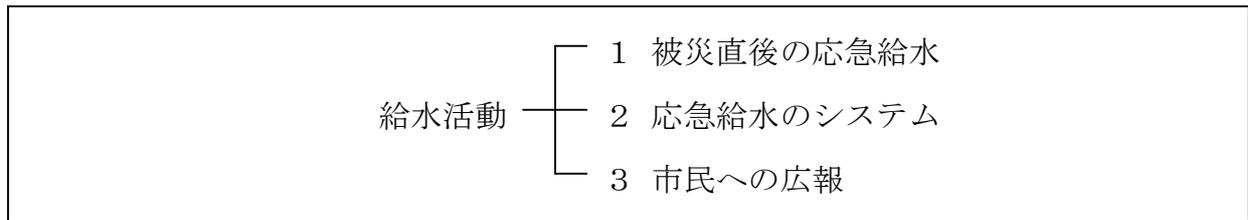
1. 給水活動

関係機関と協力し、必要に応じて千葉県水道災害相互応援協定等に基づく応援を要請しながら、速やかな給水に努める。

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 被災直後の応急給水

① 被災直後の情報の収集

被災直後は、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 地震発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

② 広報

ア 応急給水を実施するにあたり、給水車による給水場所、給水時間について広報車、防災行政無線で広報を行う。

イ 災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。

③ 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、市民部防災班を通じて県、他の市町村等に支援を要請する。

(2) 応急給水のシステム

① 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日飲料水3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

1) 通水されている配水管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。

2) 各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

② 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の災害時要援護者の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

③ 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄水場、拠点配水池を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水場、配水池が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

④ 家庭用水の供給等

水道部は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

(3) 市民への広報

① 手 段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得たり、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。

そのために、次の手段等の活用を図る。

- ア 広報車
- イ 防災行政無線
- ウ 市広報紙
- エ マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）
- オ 自治会・町内会等
- カ インターネット（佐倉市ホームページ）
- キ メール配信

② 情報提供

- ア マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める）。
- イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティア・NPO等による災害情報を提供する。
- ウ 地域や避難場所における水使用上の注意点等を広報する。

2. 食糧の供給等

県及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食糧の確保・供給に努める。

《実施担当機関》

企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班

《対策の体系》

食糧の供給等 — { 1 食糧の供給
2 炊き出し

《対策の展開》

(1) 食糧の供給

① 食糧供給の対象者

- ア 避難所で避難生活を営む者
- イ ライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等の帰宅困難者で他に食糧を得る手段のない者

② 供給する食糧の内容

供給する食糧は、地震発生直後はアルファ米等の備蓄食糧とする。

③ 供給方法

ア 食糧供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。

イ 供給計画に基づき、備蓄食糧や協定業者等からの調達によって確保供給する。

ウ 避難所等での配布については、管理責任者の指示により、ボランティア・NPO等が実施する。

④ 食糧の調達・搬送

企画政策部物資需給班及び総務部物資需給応援班は、関係部と密接な連携を図りながら食糧の調達を行い、配送する。

ア 備蓄食糧

備蓄食糧については、備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食糧

協定業者から調達した食糧については、原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送する。

(2) 炊き出し

食糧の供給ができない場合、企画政策部物資需給班が炊き出しの手配を行う。

① 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班、地域各種団体、ボランティア、NPO、自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、企画政策部物資需給班が関係部との調整のうえ受入れる。

② 炊き出しの場所

炊き出しは、小学校の調理室、中学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお給食調理施設が利用できない場合、または調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

③ 企画政策部物資需給班は、あらかじめ協定する販売業者から炊き出し等に必要なプロパンガス、及び器具等を調達する。

④ 企画政策部物資需給班は、炊き出しに必要とするプロパンガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示し、市民部防災班を通じて県に調達を要請する。

ア 必要なプロパンガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

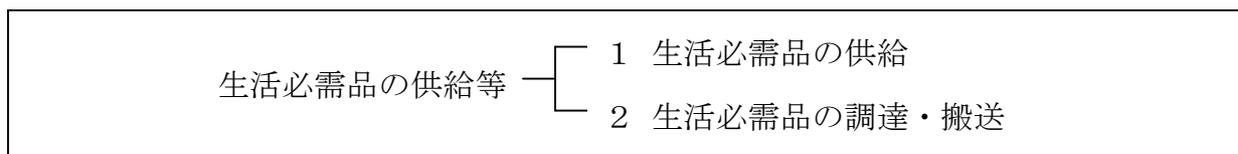
3. 生活必需品の供給等

県及び協定業者等の協力のもとに、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

《実施担当機関》

企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 生活必需品の供給

① 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

② 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- ウ 衛生用品
- エ 炊事道具、食器類
- オ 光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- カ 医薬品等
- キ 乳幼児用品
- ク 女性用品
- ケ 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

③ 供給方法

- ア 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、ボランティア・NPO等が実施する。

(2) 生活必需品の調達・搬送

企画政策部物資需給班、及び総務部物資需給応援班は、関係各部と密接な連携を図りながら、生活必需品を調達して搬送する。

① 生活必需品の調達・搬送

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

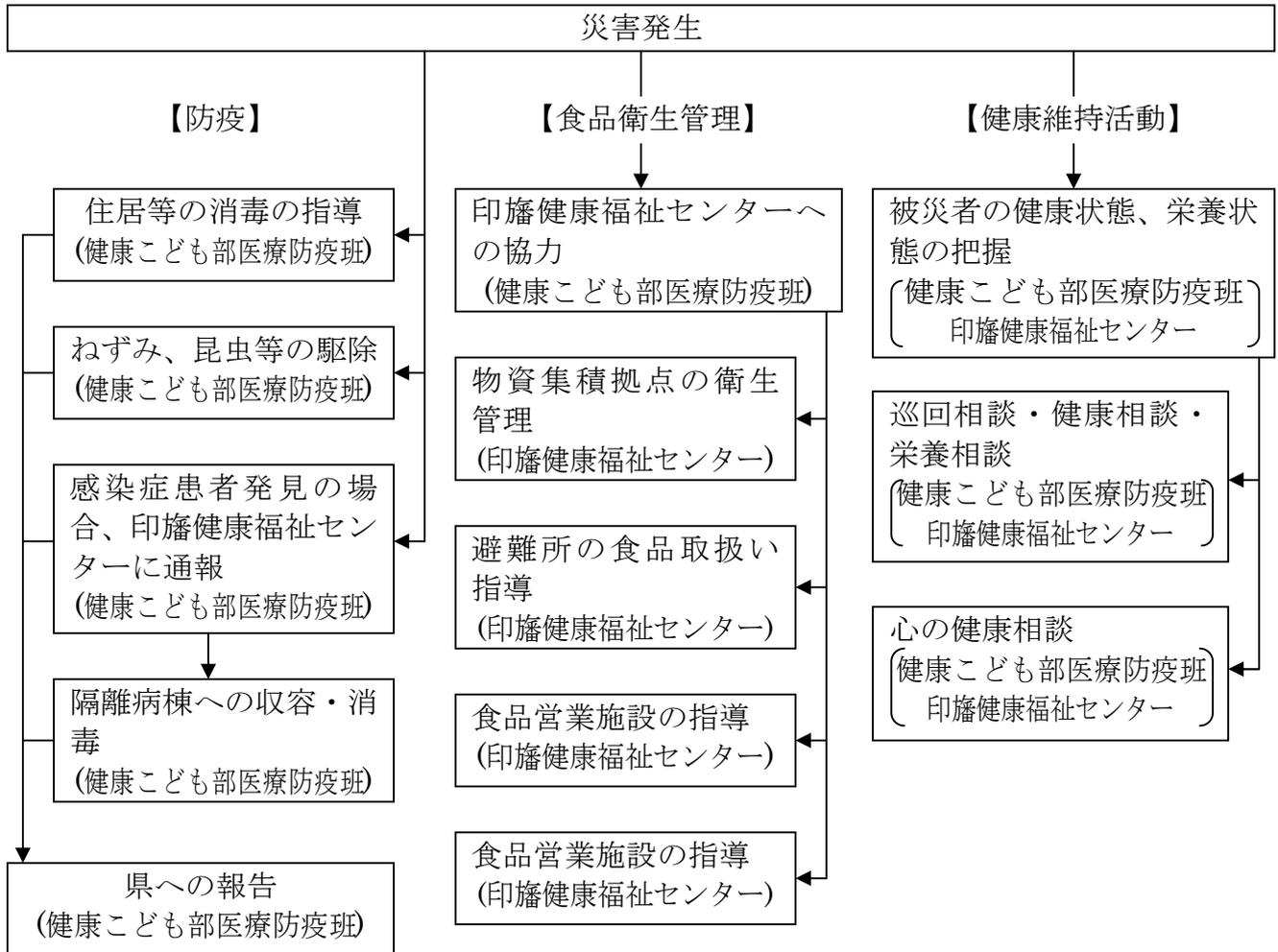
イ 調達品

- 1) 協定業者から調達する。
 - 2) 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。
 - 3) 市において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。
- 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

第4 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

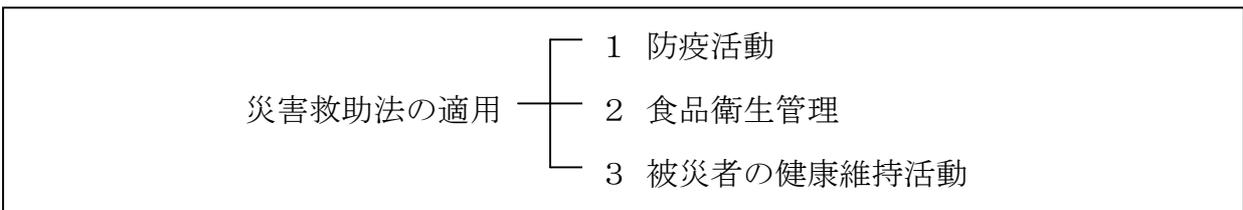
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

健康子ども部医療防疫班、印旛健康福祉センター、関係機関

《対策の体系》



1. 防疫活動

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

《実施担当機関》

健康こども部医療防疫班、印旛健康福祉センター、関係機関

《対策の展開》

健康こども部医療防疫班は、防疫及び保健衛生に万全を期する。

市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、印旛健康福祉センターに協力を要請する。

(1) 消毒

被害の状況によって、家屋、便所、その他必要な場所を消毒するよう指導する。

(2) 鼠族、昆虫等の駆除

県の指示に基づき速やかに鼠族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 感染症の予防

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生した場合、直ちに印旛健康福祉センターに通報するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行うなどの予防措置を講ずる。

また、印旛健康福祉センター長は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(4) 避難所等の防疫指導

印旛健康福祉センターの指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

(5) 報告

健康こども部医療防疫班は、随時県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

(6) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、県に提出する。

2. 食品衛生管理

健康こども部医療防疫班は、衛生上の徹底を推進するなど、印旛健康福祉センターの活動に協力する。

《実施担当機関》

健康こども部医療防疫班、印旛健康福祉センター、関係機関

《対策の展開》

(1) 食中毒の防止

① 印旛健康福祉センターは、物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。

② 印旛健康福祉センターは、避難所において、食品の取り扱い状況や容器の消毒等についての検査、食品衛生指導に努める。

③ 印旛健康福祉センターは、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

健康子ども部医療防疫班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3. 被災者の健康維持活動

市及び印旛健康福祉センターは、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

《実施担当機関》

健康子ども部医療防疫班、印旛健康福祉センター、関係機関

《対策の展開》

(1) 健康相談等

健康子ども部医療防疫班は、社団法人印旛市郡医師会、印旛健康福祉センター等と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

① 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

② 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

③ 災害時要援護者等への指導

経過観察中の在宅療養者や災害時要援護者の健康状態の把握に努め、適切な指導を行う。

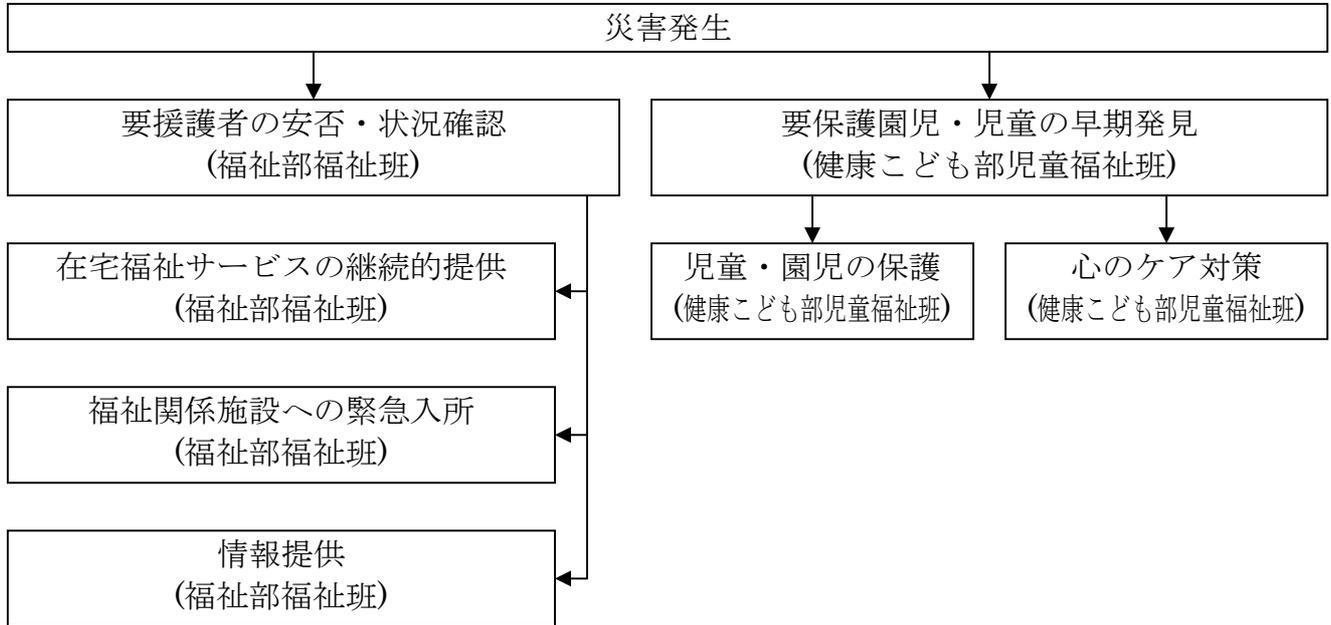
(2) 心の健康相談等

健康子ども部医療防疫班は、印旛健康福祉センターと連携し、心の健康に関する予防活動を実施する。

第5 災害時要援護者等への対応

被災した災害時要援護者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

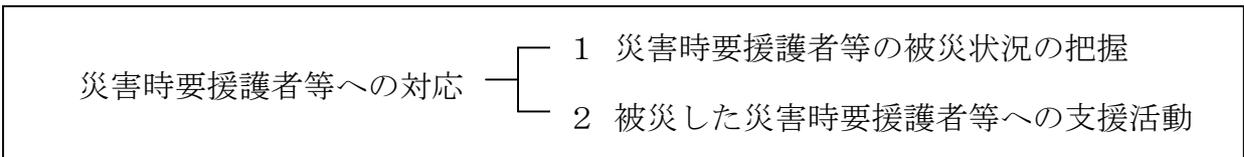
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

福祉部福祉班、健康こども部児童福祉班

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害時要援護者等の被災状況の把握

(1) 災害時要援護者等の安否確認及び被災状況の把握

福祉部福祉班は、民生委員・児童委員、地域住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア・NPO等の協力を得ながら、速やかに災害時要援護者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、健康こども部児童福祉班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

福祉部福祉班は、被災した災害時要援護者等の福祉ニーズの把握に努める。

2. 被災した災害時要援護者等への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

- ① 福祉部福祉班は、被災した災害時要援護者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- ② デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。
- ③ 健康こども部児童福祉班は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 災害時要援護者の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活ができない災害時要援護者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

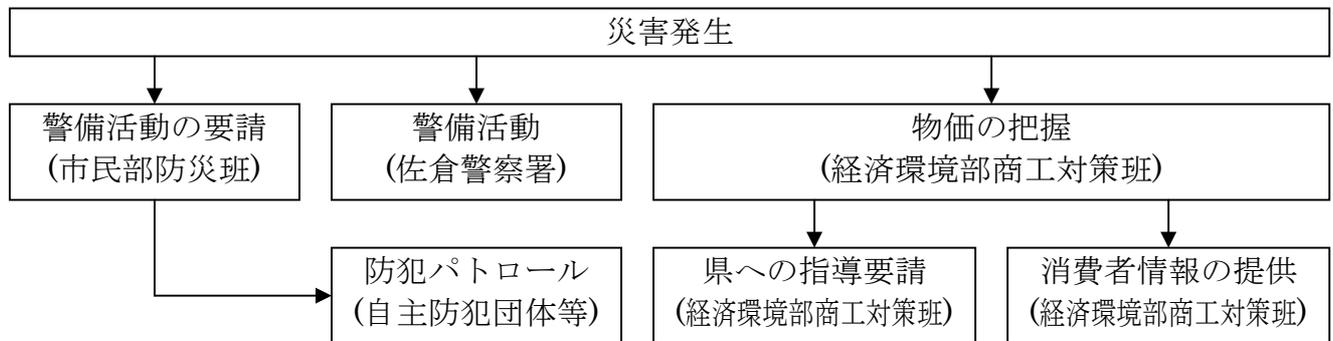
(3) 情報提供

福祉部福祉班は、関係団体やボランティア・NPO等の協力を得て、災害時要援護者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第6 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市民部防災班、経済環境部商工対策班、関係機関

《対策の体系》

社会秩序の維持 — 1 警備活動
2 物価の安定及び物資の安定供給

《対策の展開》

1. 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう佐倉警察署に要請する。

- (1) 佐倉警察署は、地震発生地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- (2) 自主防犯団体、自治会・町内会等は、自ら防犯パトロール等を行い、地域の安全の維持に努める。

2. 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握

① 物価把握

経済環境部商工対策班は、市民部市民生活班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

② 県への要請

経済環境部商工対策班は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

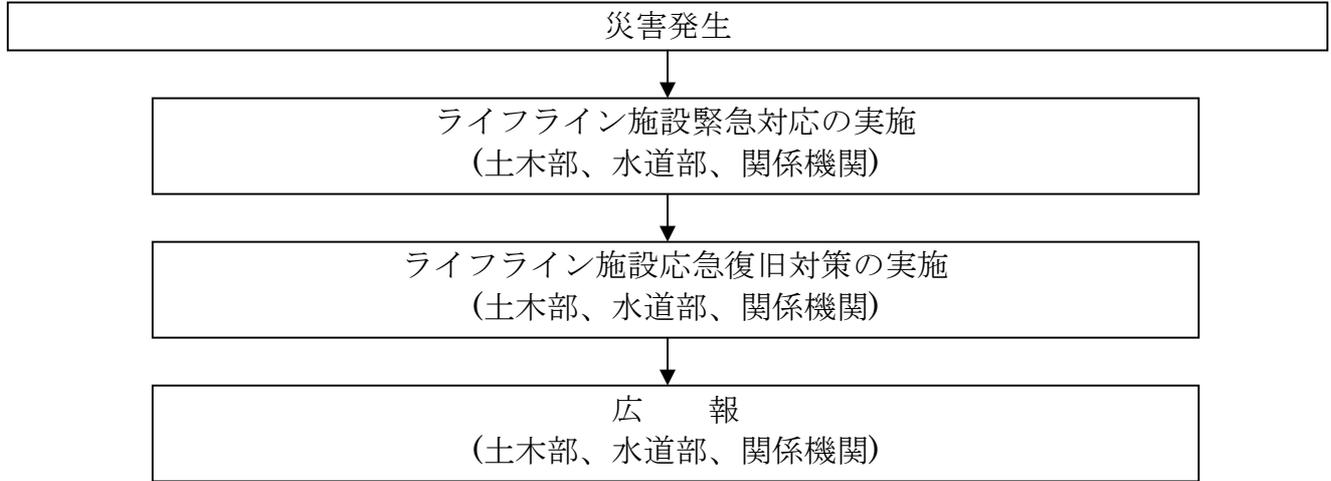
(2) 消費者情報の提供

経済環境部商工対策班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

また、これらの消費者情報については、市消費生活センターへ提供を行うものとする。

第7 ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。
 《応急対策の流れ》

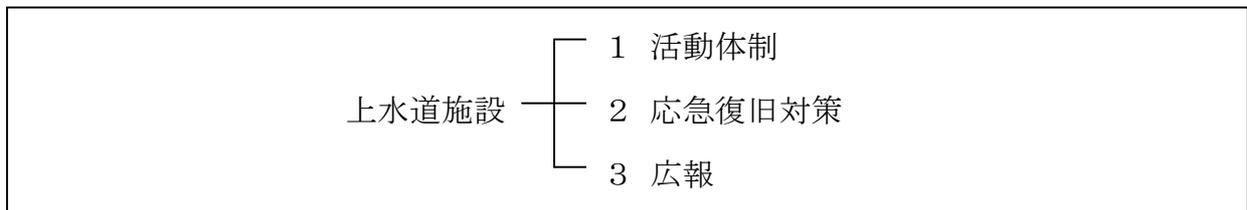


1. 上水道

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ県、他の市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

① 資機材等の確保

水道部は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

② 応急復旧

水道部は、医療施設への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 広報

水道部は、企画政策部広報班に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

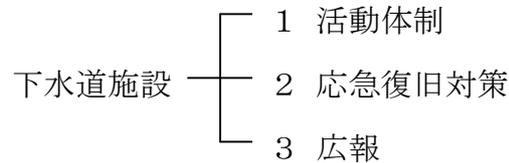
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

2. 下水道

《実施担当機関》

土木部下水道班

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

土木部下水道班は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じ、県、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

(2) 応急復旧対策

① 資機材等の確保

土木部下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

② 応急復旧

土木部下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

③ 広 報

土木部下水道班は、企画政策部広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

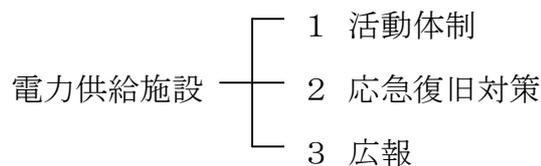
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

3. 電 力

《実施担当機関》

関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

東京電力株式会社は、地震によって機能が停止または低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

東京電力株式会社は、電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広 報

東京電力株式会社は、企画政策部広報班に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【東京電力株式会社の連絡先】

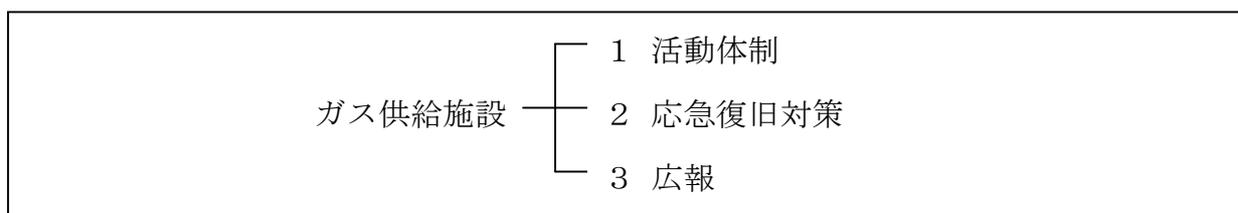
名称	所在地	電話番号
成田支社	成田市花崎町 822-1	—
千葉支社	千葉市美浜区幸町 1-21-19	—
千葉カスタマーセンター	千葉市中央区富士見 2-9-5	0120-99-5552

4. ガス

《実施担当機関》

関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

地震が発生した場合、千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社の社内に災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

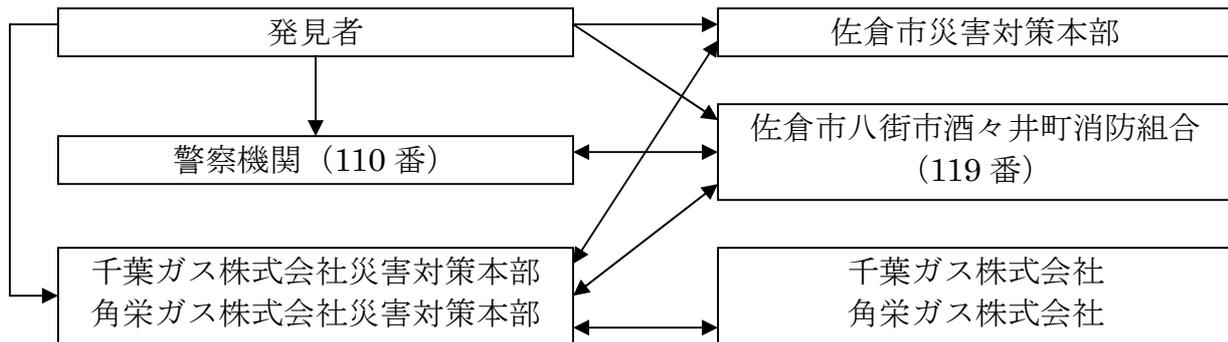
千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広 報

千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、企画政策部広報班にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【通信情報連絡体制】

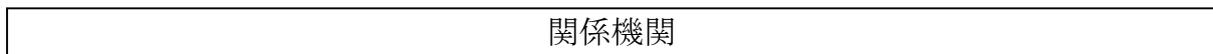


【千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社の連絡先】

名称	所在地	電話番号
千葉ガス(株)	佐倉市栄町 21-1	043-483-1161
角栄ガス(株)	佐倉市中志津 3-36-1	043-487-0802

5. 電気通信

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急復旧対策

東日本電信電話株式会社は、電気通信施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

東日本電信電話株式会社は、企画政策部広報班に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

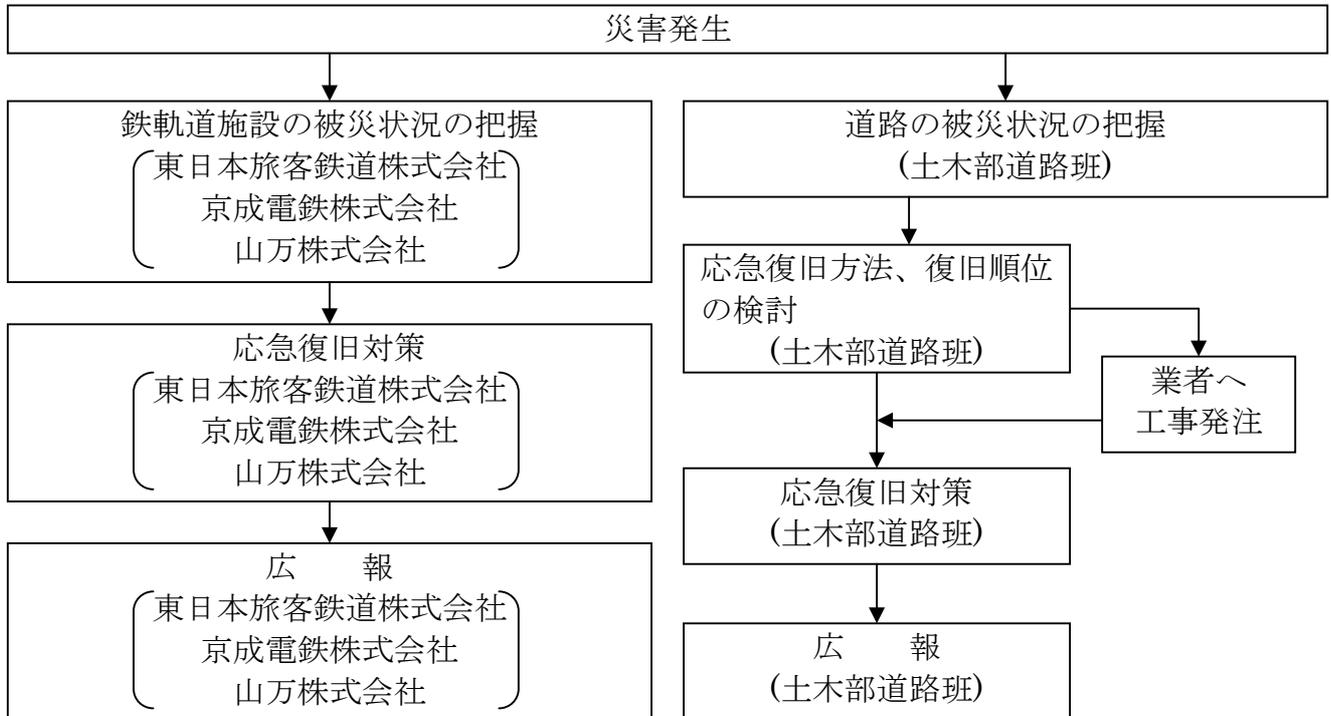
【東日本電信電話株式会社の連絡先】

名称	所在地	電話番号
千葉支店災害対策室	千葉市美浜区中瀬 1-6 N T T 幕張ビル 8 F	043-211-8652

第8 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《応急対策の流れ》



1. 鉄軌道施設の応急復旧

《実施担当機関》

東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び山万株式会社は、災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び山万株式会社は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

(3) 広 報

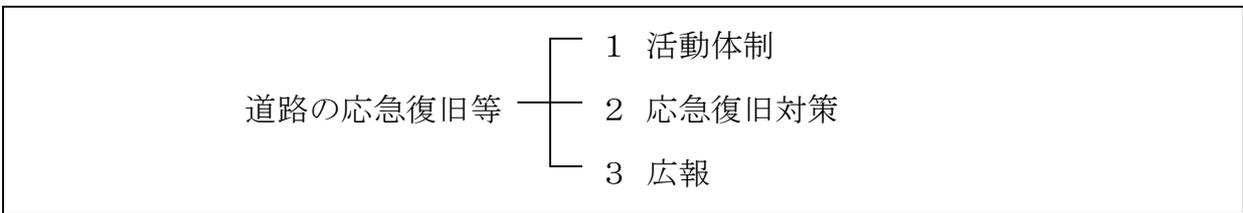
東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び山万株式会社は、市民部防災班に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

2. 道路の応急復旧等

《実施担当機関》

土木部道路班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。

(2) 応急復旧対策

① 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

土木部道路班は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

② 応急復旧工事

土木部道路班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

③ 道路上の障害物の除去及び処理

土木部道路班は経済環境部環境対策班と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

④ 緊急輸送路・交通規制対象路線の情報収集

土木部道路班及び市民部防災班、並びに県、東日本高速道路株式会社、佐倉警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

(3) 広 報

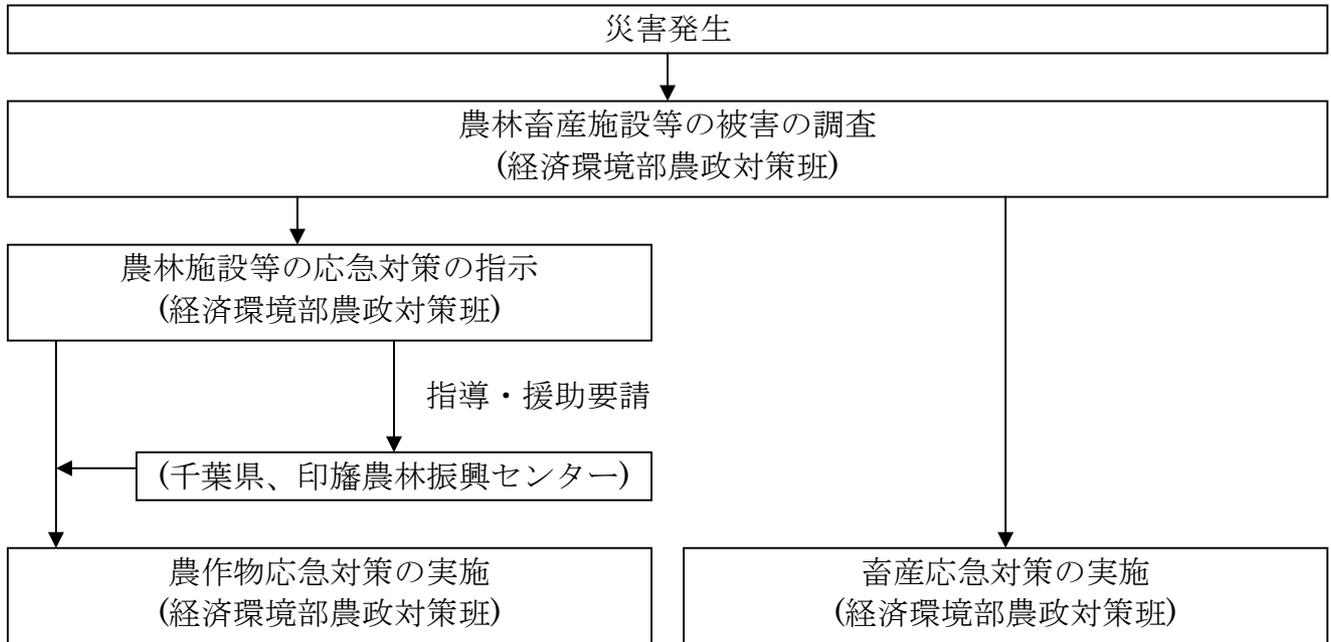
土木部道路班は、企画政策部広報班に緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を提供する。

また、市民に対しても、被害状況・復旧状況等についての広報活動に努める。

第9 農業関係応急対策

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、農畜産物並びに農林畜産施設の被害の発生を防止する、または被害の拡大を防止することを目的とする。

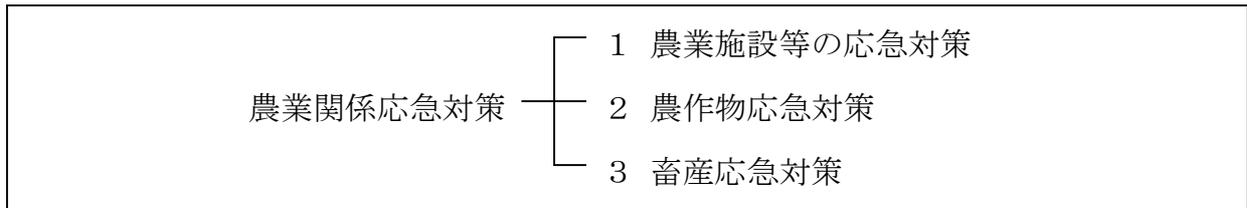
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

経済環境部農政対策班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 農業施設等の応急対策

(1) 公共施設の応急対策

農道、堤防、用排水路、揚排水機、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急を実施する。また、これらの施設に被害の恐れがある場合は、その箇所の補強工事を至急実施するよう指導する。

(2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、集荷場が被災したときは、被害の調査を早急を実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

2. 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、市は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、千葉県、印旛農林振興センター等に指導、援助を要請する。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保のあっせん

市は、必要に応じて、千葉県に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し確保を図る。

(3) 病虫害の防除

市は、印旛農林振興センター、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

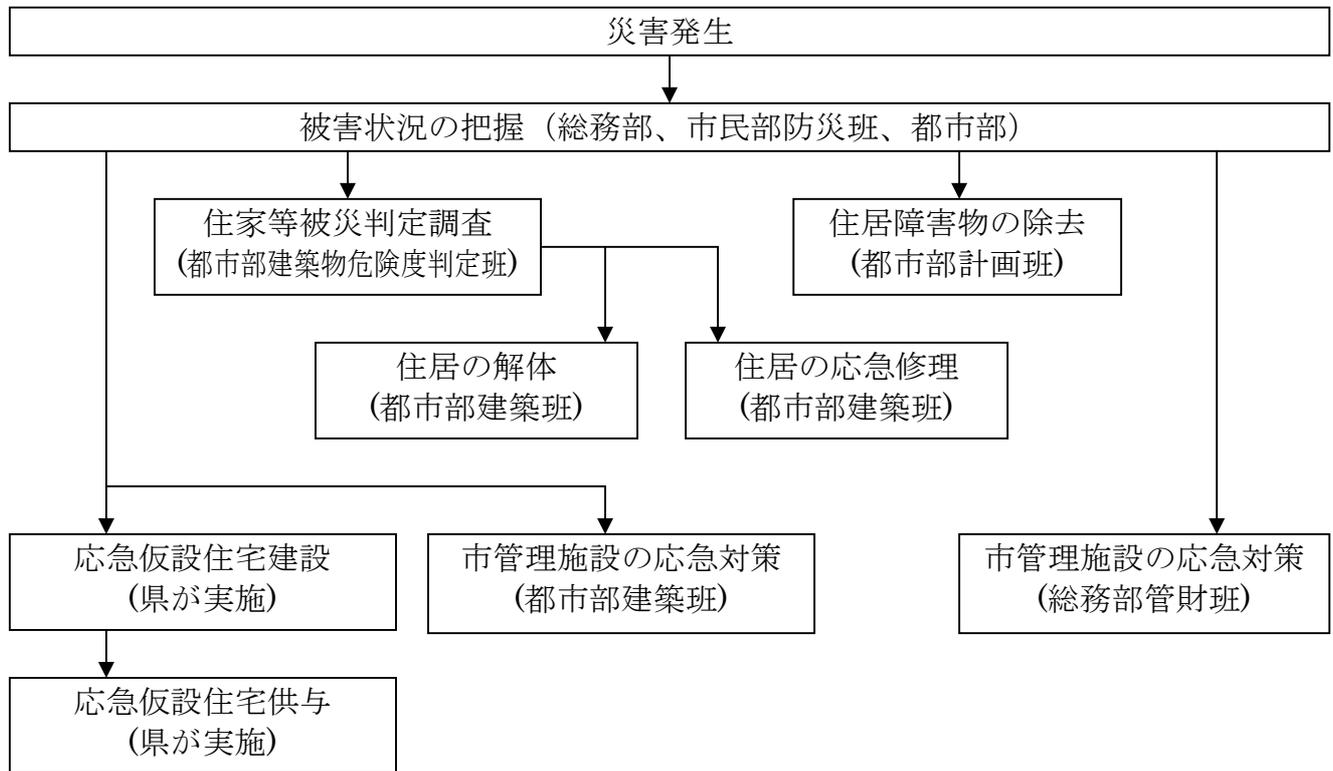
3. 畜産応急対策

市は、千葉県北部家畜保健衛生所等と協力して、家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の未然防止に努める。

第10 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

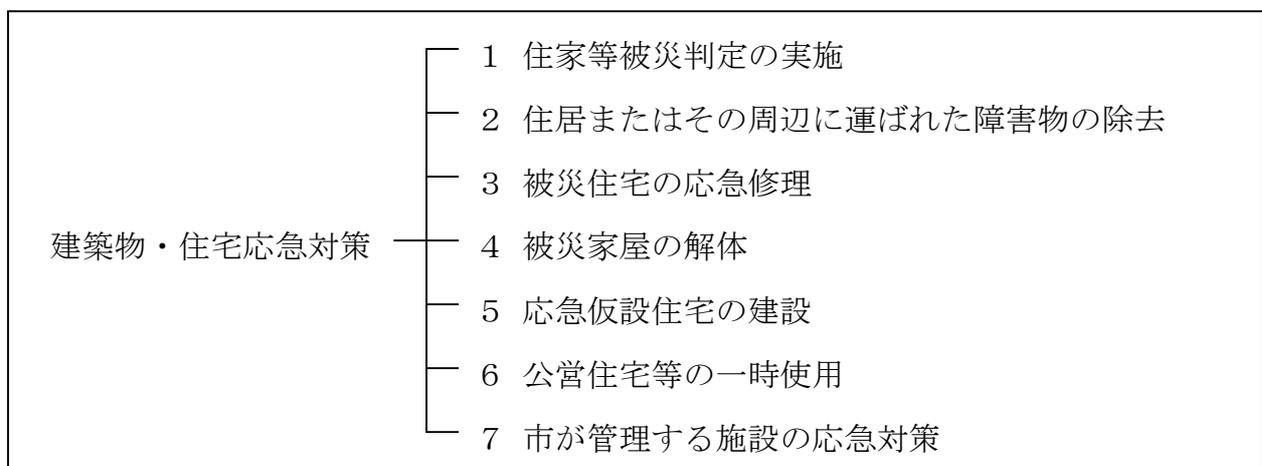
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

総務部管財班、市民部防災班、都市部計画班、建築班、建築物危険度判定班

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

実施のフローについては、第2節 第1「二次災害の防止」 2. 被災建築物の応急危険度判定の実施に記載されているフロー図を参照。

(1) 判定会議

① 役割

市民部防災班は、都市部建築物危険度判定班の協力を得て判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

② 構成員

構 成 員
市民部防災班、都市部建築物危険度判定班のうち指名された者

(2) 現地調査の実施

① 第一次判定

市内全域を対象として、外観目視調査によって判定する。

② 第二次判定

第一次判定で全壊と判定されなかった住家について、外観目視調査により判定する。この結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

③ 第三次判定

第二次判定を実施した住家のうち、再調査の申請があった住家について、外観目視調査に加え内部立入調査を行い判定する。

(3) 調査方法

① 第一次調査及び第二次調査時は、あらかじめ住民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

② 第三次調査時は、居住者、所有者等の申請者の立会いを必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

(4) 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりである。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

2. 住居またはその周辺に運ばれた障害物の除去

(1) 実施機関

- ① 住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。
- ② 市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。
- ③ 県は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができるものとする。
- ④ 市単独で処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

(2) 除去の対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者
- ③ 自らの資力をもってしては除去できない者

(3) 除去の方法

- ① 都市部計画班または県は、協定業者等の協力のもとに、人夫あるいは技術者を動員して、除去作業を実施する。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(4) 除去の経費の限度額

障害物の除去に要する費用は、一世帯当たり 137,500 円以内とする。

(5) 除去の期間

除去の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

3. 被災住宅の応急修理

住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 実施機関

- ① 住宅の応急修理は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。
- ② 市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。
- ③ 県は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。
- ④ 市単独での処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理の対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 住家が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者。
- ② 自らの資力をもってしては応急修理ができない者。

(3) 修理の方法

応急修理は、市の指定する建設業者によって実施する。

(4) 修理の範囲及び経費の限度額

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、修理に要する費用は、一世帯当たり 510,000 円以内とする。

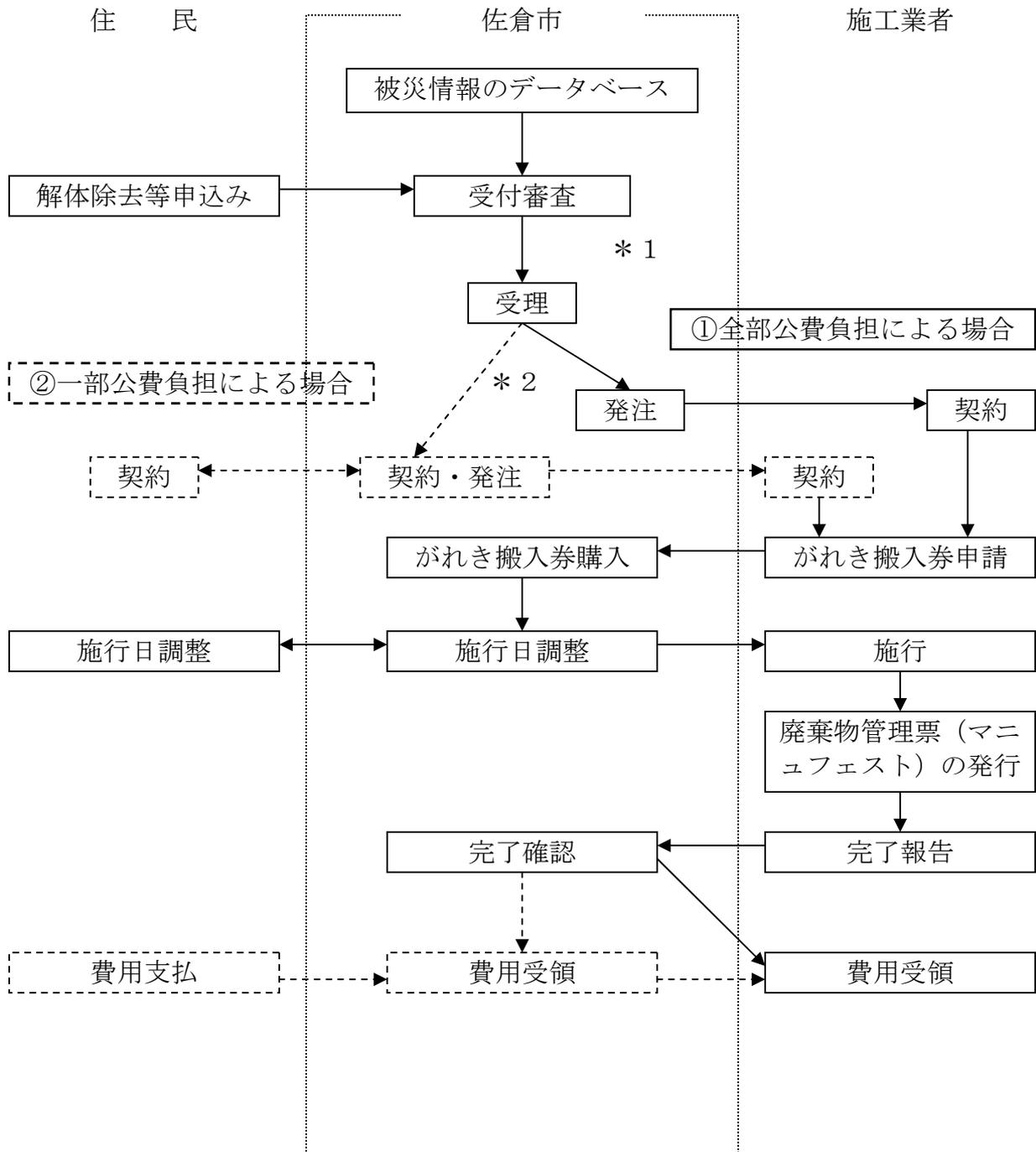
(5) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から 1 か月以内に完了する。

4. 被災家屋の解体

特別措置法に基づき解体・除去等を公費で実施する場合、都市部建築班は、経済環境部環境対策班と調整のうえ、次のように実施する。

なお、阪神・淡路大震災の事例のように、被災家屋が膨大な場合、市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、県を通じ国に対して、補助等の特別の措置を要請する。



* 1 受付審査は、被災判定の結果に基づく。

* 2 契約・発注は、全額公費負担による場合と一部公費負担による場合がある。

一部公費負担による場合は、不足分について申請者である住民より費用を徴収する旨の契約を、申請者である住民との間に締結する。

5. 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

- ① 応急仮設住宅の建設は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。
- ② 市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。
- ③ 市単独での処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、災害時において現実に本市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

- ① 生活保護法の被保険者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
- ④ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者等

(3) 応急仮設住宅建設用地

都市部建築班は、総務部管財班と調整のうえ、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- ① 当面利用目的が決まっていない公共用地
- ② 都市公園
- ③ 民間の遊休地

(4) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は2年(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間)以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

(5) 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用されていない場合については市が管理し、適用されている場合は県が管理する。ただし、県から要請があった場合、市が応急仮設住宅の管理を実施する。

6. 公営住宅等の一時使用

都市部建築班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

7. 市が管理する施設の応急対策

総務部管財班は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- ② 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ③ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

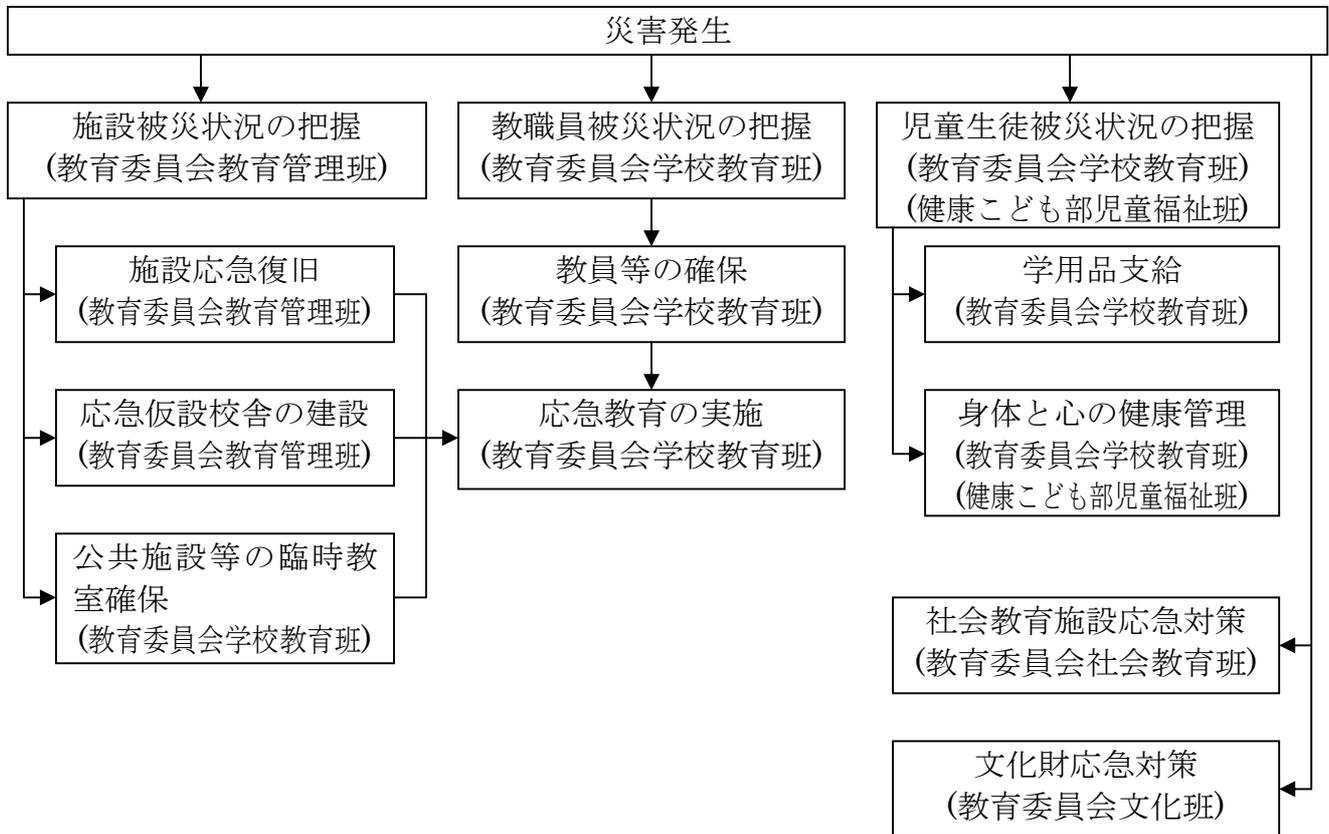
(2) 応急措置の不可能なもの

- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
- ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第11 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

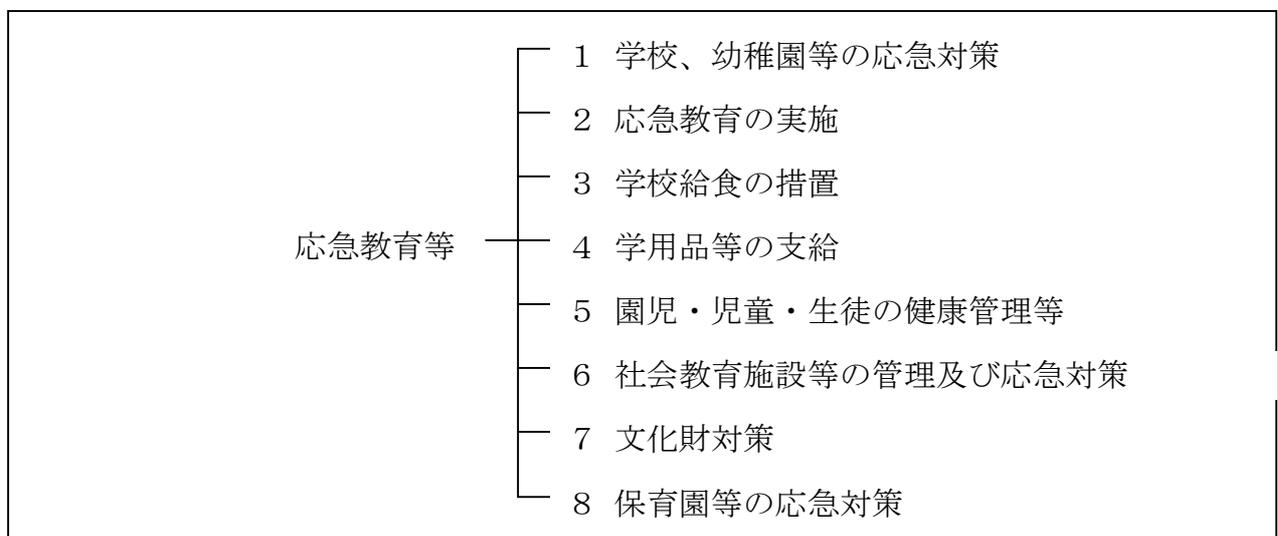
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

健康こども部児童福祉班、教育委員会教育管理班、学校教育班、社会教育班、文化班

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 学校、幼稚園等の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- (2) 授業または施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ① 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - ② 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

2. 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育委員会学校教育班は、災害によって施設が損傷、もしくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の罹災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ① 臨時休校
- ② 短縮授業
- ③ 二部授業
- ④ 分散授業
- ⑤ 複式授業
- ⑥ 上記の併用授業

(2) 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ① 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- ② 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ③ 小中学校については、次の措置をとる。

ア 交通事情等によって勤務校に出勤できない教員は、出勤可能な市立学校へ赴き指導する。

イ 県教育委員会と協議し、助教諭、臨時講師を任用する。

ウ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充措置を講じる。

3. 学校給食の措置

教育委員会学校教育班は、災害を受ける恐れが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4. 学用品等の支給

教育委員会学校教育班は、学用品等の支給を、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。

①教科書及び教材 ②文房具 ③通学用品

(1) 実施機関

- ① 学用品等の支給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。
- ② 市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う学用品等の支給を待つことができないときは、学用品等の支給に着手する。
- ③ 県は、災害救助法が適用された場合においても、学用品等の支給を迅速に行う必要があると認めるときは、市に学用品等の支給を行わせることができるものとする。

(2) 災害救助法による学用品の給与

災害救助法による学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

① 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

イ 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部生徒を含む。)、及び高等学校生徒(高等学校(定時制の過程及び通信制の過程を含む。)、中等学校の後期課程(定時制の過程及び通信制の過程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校)であること。

ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

② 学用品の給与方法

ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を樹立して行う。

ウ 実施に必要なものに限り支給する。

エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

③ 学用品の品目

ア 教科書及び教材

教科書は、小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書であること。

教材は、教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒においては正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

④ 学用品給与の費用限度

ア 教科書(教材を含む。)代
実費

イ 文房具及び通学用品

小学生 1人当たり 4,100円以内

中学生 1人当たり 4,400円以内

高校生 1人当たり 4,800円以内

⑤ 学用品の給与期間

教科書(教材を含む。)については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

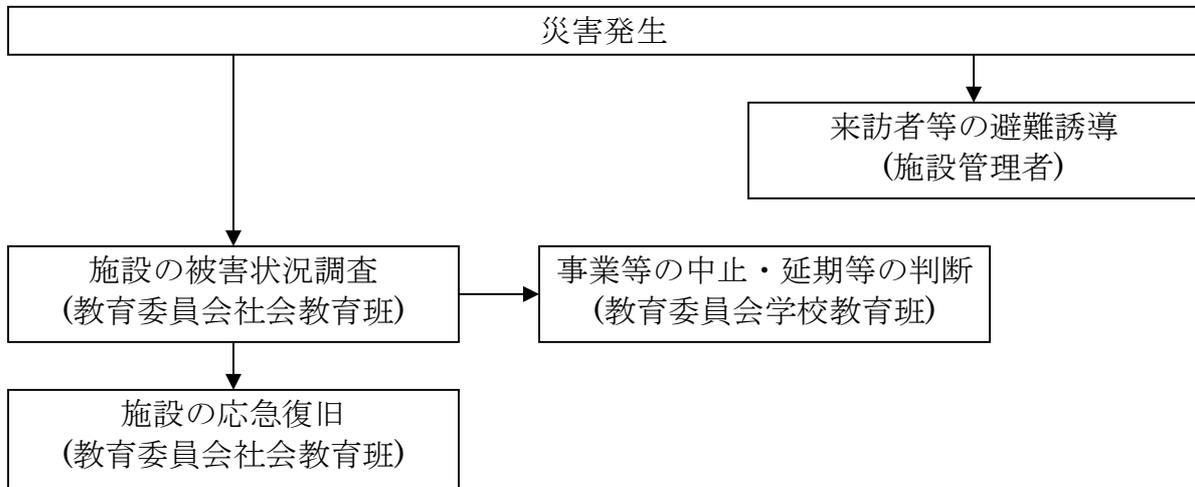
5. 園児・児童・生徒の健康管理等

教育委員会学校教育班及び健康こども部児童福祉班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、印旛健康福祉センター等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。

6. 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

《応急対策の流れ》

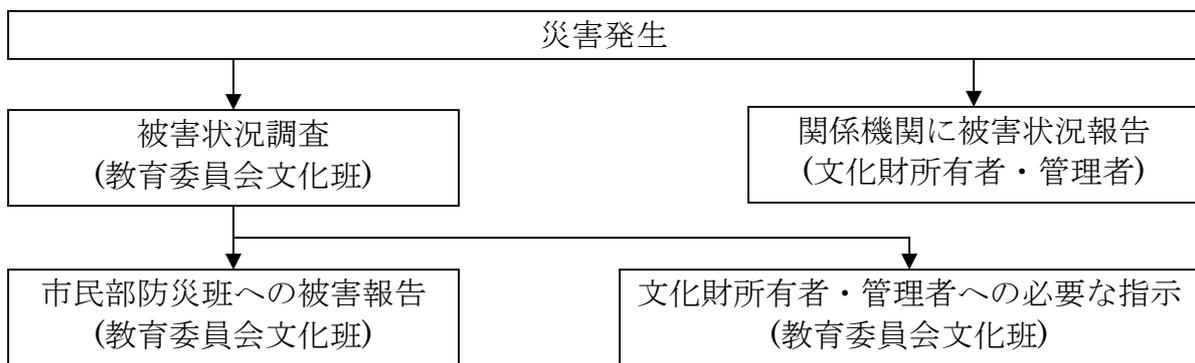


- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期または利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

7. 文化財対策

教育委員会文化班は、文化財の所有者、管理者に協力して文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

《応急対策の流れ》



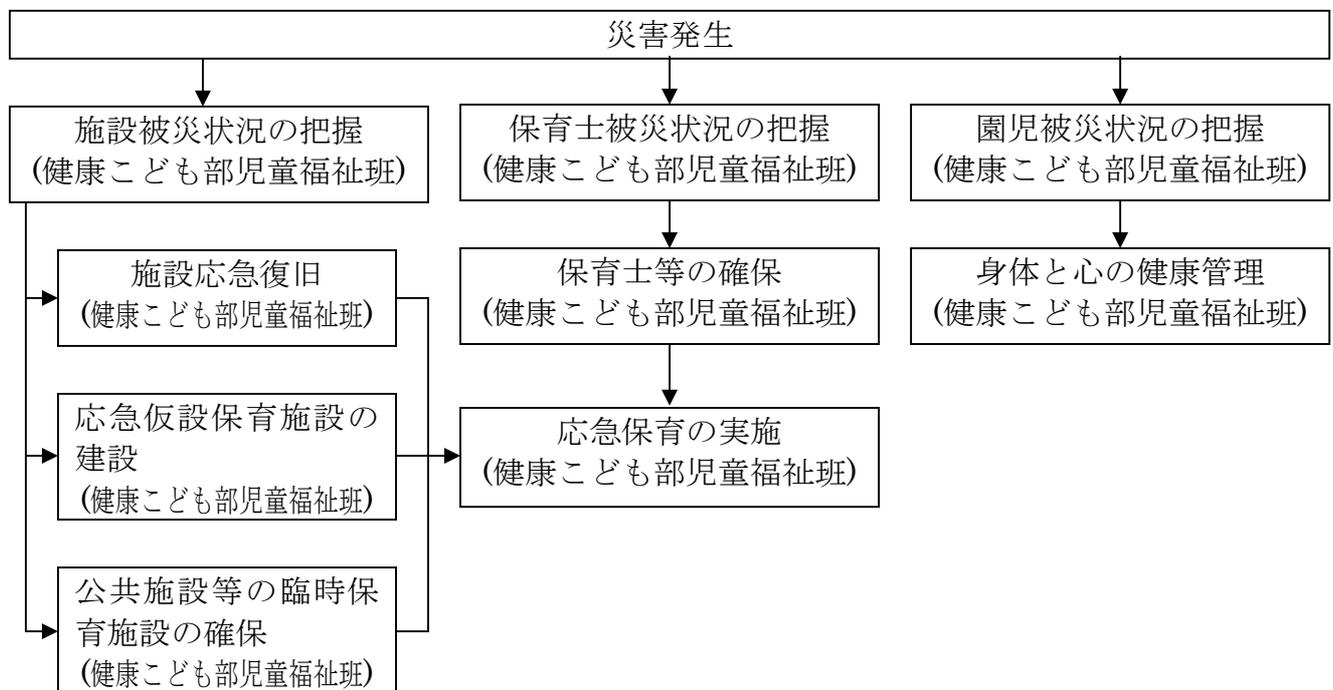
- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

- (2) 教育委員会文化班は、地震発生後直ちに市内の文化財の被害について調査する。また、文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を經由して、文化庁へ報告する。
- (3) 教育委員会文化班は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、関係機関と協力して被害の拡大防止と保護のため、応急措置を講じる。

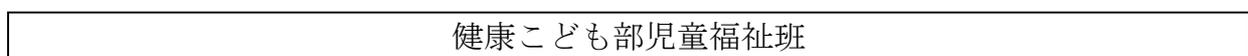
8. 保育園等の応急対策

速やかに平常の保育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替保育施設の確保など必要な措置をとる。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



(1) 事前準備

保育園長、及び学童保育所等の所長は、災害時の応急保育計画及びその実施方法などについて明確に策定しておくものとする。

また、災害の発生に備えて、次に掲げる事項について対策を講じておくものとする。

- ① 園児の避難訓練、及び災害時の保護者との連絡方法の確立。
- ② 保育時間内に災害が発生した場合において、保護者の引き取りが困難となった場合を想定した園児の保護についての対策。
- ③ 勤務時間外における所属職員との連絡方法、及び招集方法の確立。

(2) 被災状況の把握

健康こども部児童福祉班は、施設、保育士、園児の被災状況を把握し、復旧体制の確立に努める。

(3) 施設の応急復旧について

災害による被害が軽易な場合、施設の応急復旧は、その施設の長が実施する。

健康こども部児童福祉班は、保育活動や施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置し、保育活動や施設利用が円滑に行われるように努める。

(4) 応急仮設保育施設の建設

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設保育施設を建設する。

(5) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

- ① 近隣の小中学校など学校施設やその他施設などと協議、調整を行い、教室を確保する。
- ② その他、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

(6) 保育士等の確保

勤務時間外に災害が発生した場合、保育士等職員は、事前に定められた参集方法に基づき、各所属に登庁し、応急保育の実施等の体制の確立に努めるものとする。

(7) 応急保育の実施

保育園長、及び学童保育所等の所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児の保育を行うなど、応急保育を実施するものとする。また、罹災により通所できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。

健康こども部児童福祉班は、応急保育の実施にあたり、情報や指示の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長、及び学童保育所等の所長は、指示事項の徹底を図ることにより、円滑な応急保育の実施がなされるよう努めるものとする。

(8) その他

避難所または臨時避難所として開設された場合、保育園長、及び学童保育所等の所長は、避難所の開設に必要な協力をするものとする。

また、避難所または臨時避難所として開設されたことにより、長期間保育活動を実施することができない場合、健康こども部児童福祉班は、早急に保育活動が再開できるよう市民部防災班と協議、調整を行うとともに必要な措置を行うものとする。

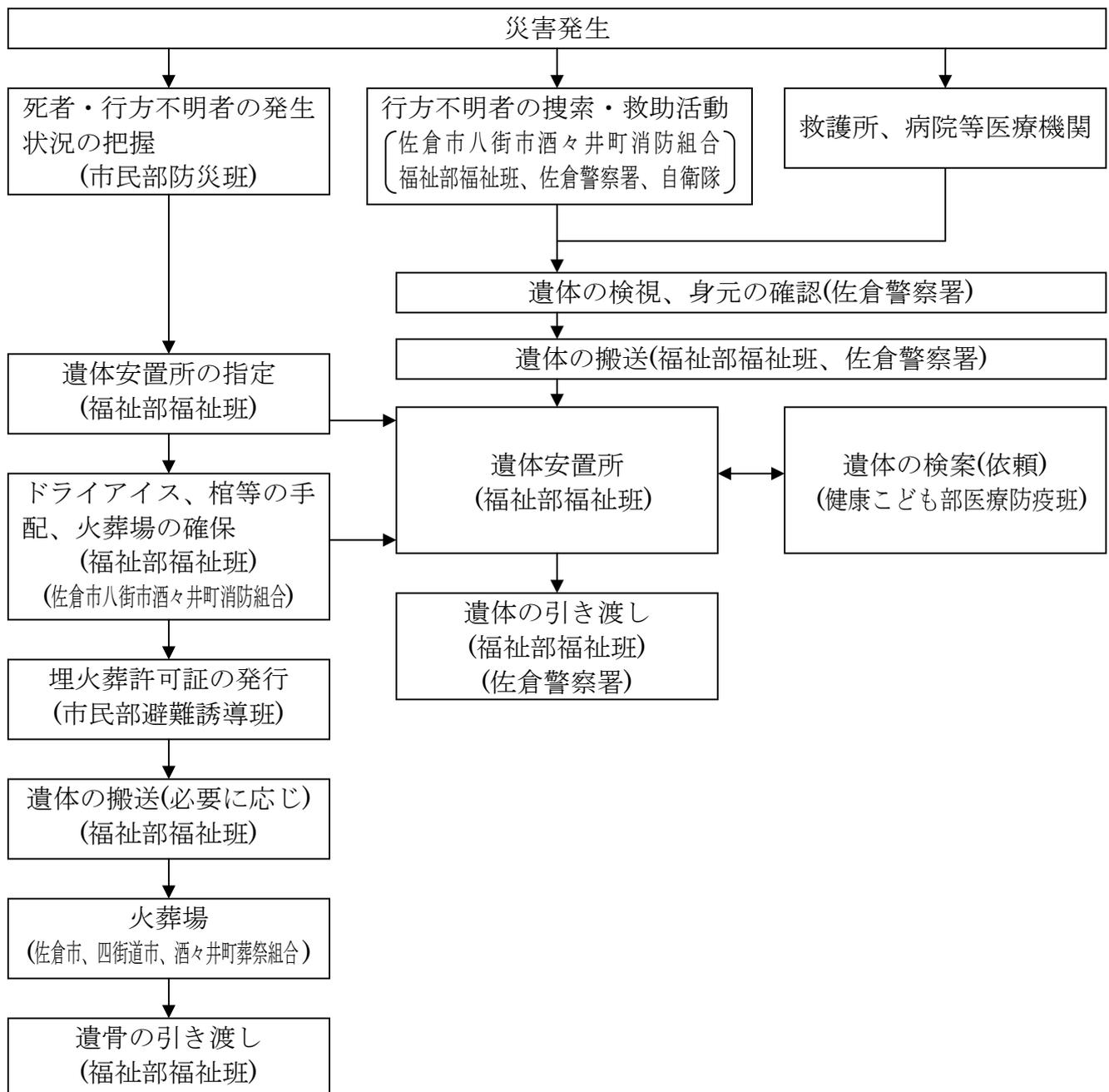
第12 遺体の捜索・収容・処理及び埋火葬

市は、関係機関と連携のうえ、遺体の捜索・収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。ただし、災害救助法が適用された場合には、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

県は、遺体の捜索及び埋葬については、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市に行わせることができるものとする。

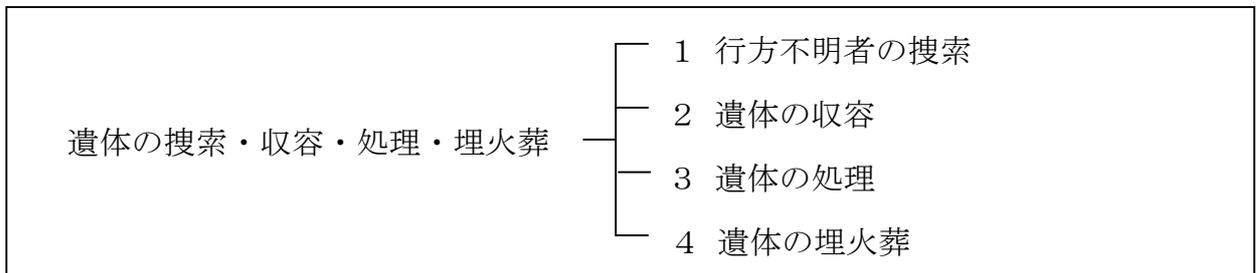
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

福祉部福祉班、健康こども部医療防疫班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、佐倉警察署、自衛隊等が地域住民の協力を得て実施する。

また、市民部防災班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者の捜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施する。

(3) 災害業務関係者が救出作業、または行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

2. 遺体の収容

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ① 遺体を発見した場合、発見者は速やかに佐倉警察署に連絡する。
- ② 佐倉警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者(遺族または福祉部福祉班)に引き渡す。

(2) 遺体の収容

① 遺体安置所

遺体の安置所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

② 収 容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

3. 遺体の処理

福祉部福祉班は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

(1) 遺体の処理方法

① 遺体の処理範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（依頼）

② 検案医師等の出動要請

ア 市は、検案医師等について、印旛市郡医師会佐倉地区、印旛郡市歯科医師会佐倉地区にそれぞれ出動を要請する。また、県、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤千葉県支部、千葉県医師会及び千葉県歯科医師会に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

③ 資機材等や車両の調達

ア 市は、ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。

イ 市は、資機材等や車両の調達が困難な場合は、県に応援を要請するほか、協定に基づき、葬祭業者等に協力を要請する。

④ 遺体の身元確認

ア 市は、遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 市は、身元が判明しない遺体については、佐倉警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

⑤ 遺体の引取り

ア 市は、身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

イ 市は、遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処理の期間

① 遺体処理の期間は、原則として地震発生から10日間とする。

② 地震発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き(知事への申請手続き)をとる。

(3) 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

① 遺体処理台帳

② 遺体処理支出関係書類

4. 遺体の埋火葬

福祉部福祉班は、遺族において対応が困難、もしくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

(1) 遺体の埋火葬方法

① 対象者は、災害によって死亡した者とする。

② 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合火葬場で対応できない場合は、県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

- ③ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、福祉部福祉班が確保する。
- ④ 身元が判明しない遺体は、市で応急措置として、火葬及び埋葬を行い、身元が判明次第引き渡す。

(2) 埋火葬の期間

- ① 遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生から10日間とする。
- ② 地震発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き(知事への申請手続き)をとる。

(3) 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- ① 埋葬・火葬台帳
- ② 埋葬・火葬支出関係書類

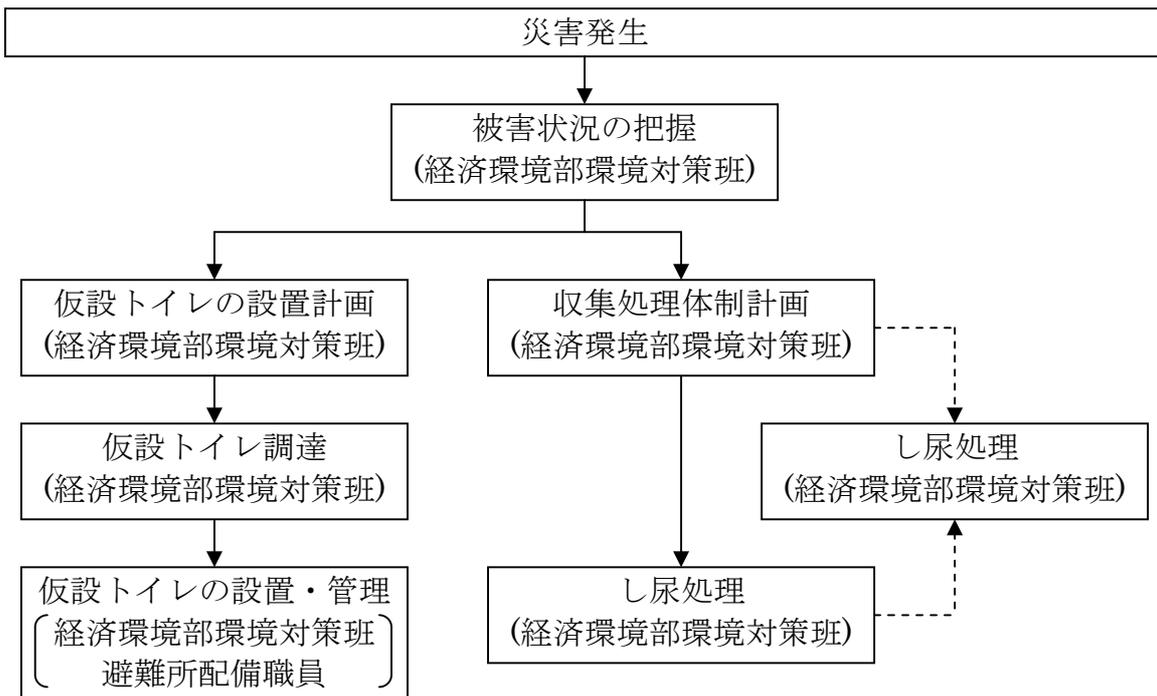
第13 環境対策

市及び関係機関は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

また、被災地の衛生状態保持のため、動物対策を実施する。

1. し尿処理

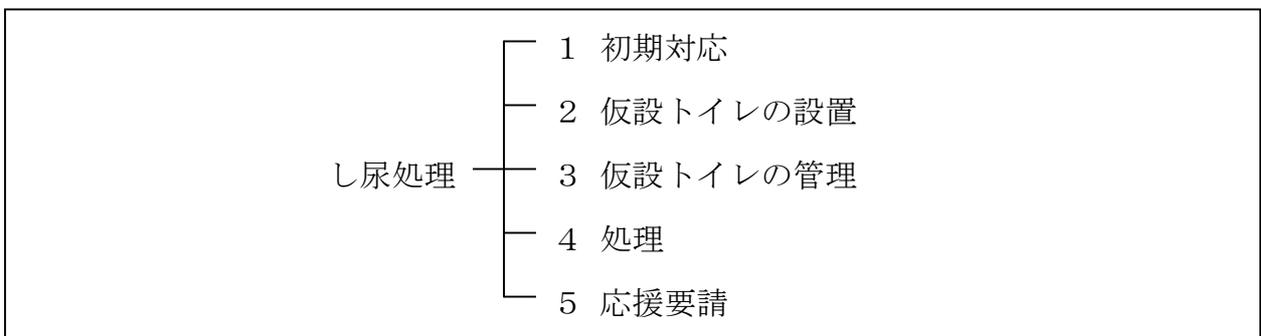
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

経済環境部環境対策班、印旛衛生施設管理組合

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

経済環境部環境対策班は仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- ① 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることをないよう、災害時要援護者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレの設置

仮設トイレを避難所の収容能力に対応できるよう設置する。

② 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

③ 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

④ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの期間とする。

(3) 仮設トイレの管理

経済環境部環境対策班は、関係業者、住民等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- ① し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- ② 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処 理

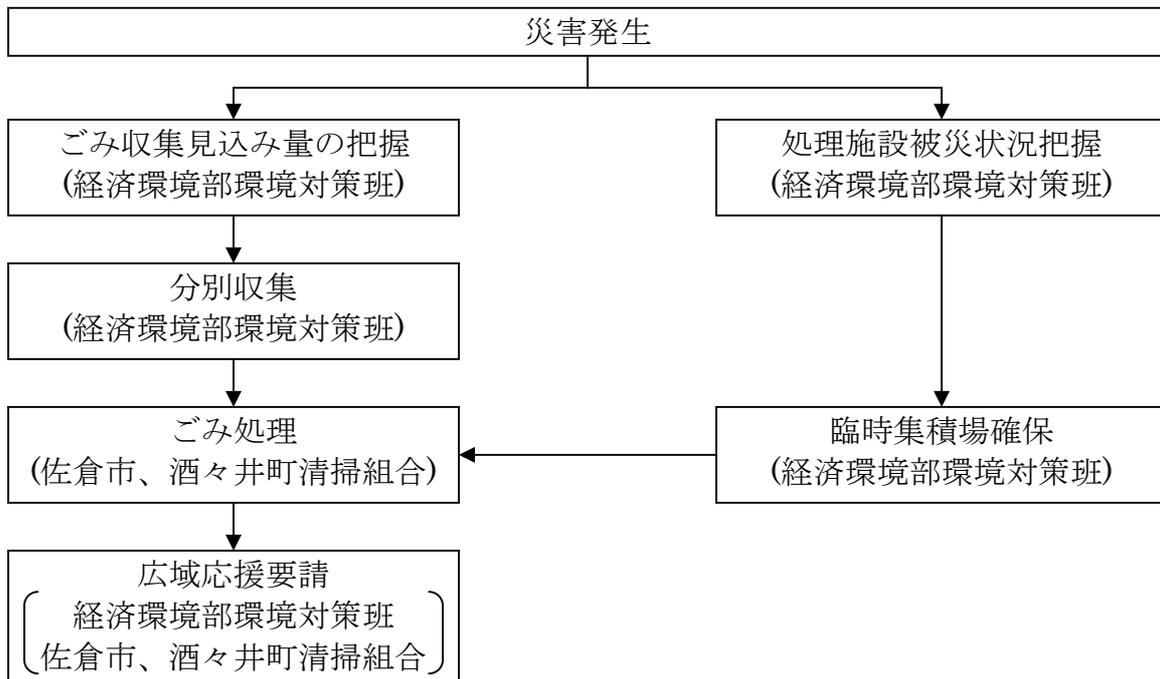
経済環境部環境対策班及び印旛衛生施設管理組合は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

(5) 応援要請

経済環境部環境対策班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

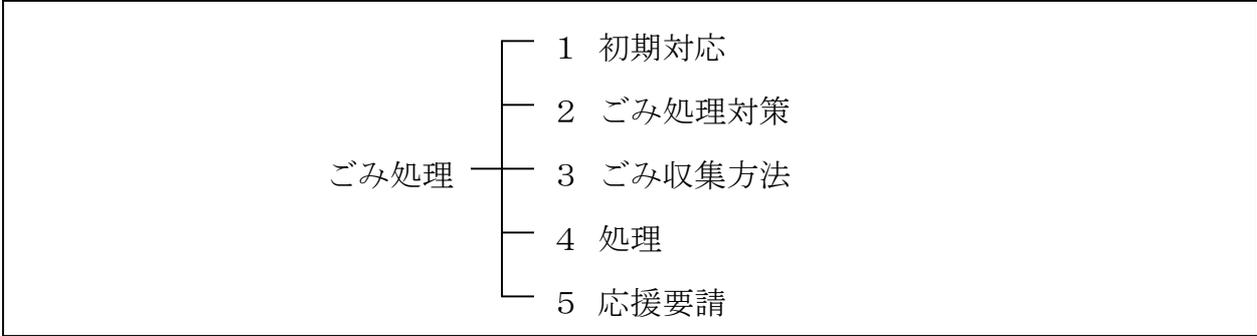
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

経済環境部環境対策班、佐倉市、酒々井町清掃組合

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

経済環境部環境対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、ごみ処理に必要な情報を把握する。

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみ処理対策

経済環境部環境対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、地震にともない発生したごみを、早急に収集・処分するよう努める。

① 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)に基づき、地震発生の日から収集・運搬し、処理を行う。

(3) ごみ収集方法

- ① 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は可燃物、不燃物、資源物とする。

(4) 処 理

- ① 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。
- ② 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、総務部管財班と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として利用するとともに、他の市町村に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

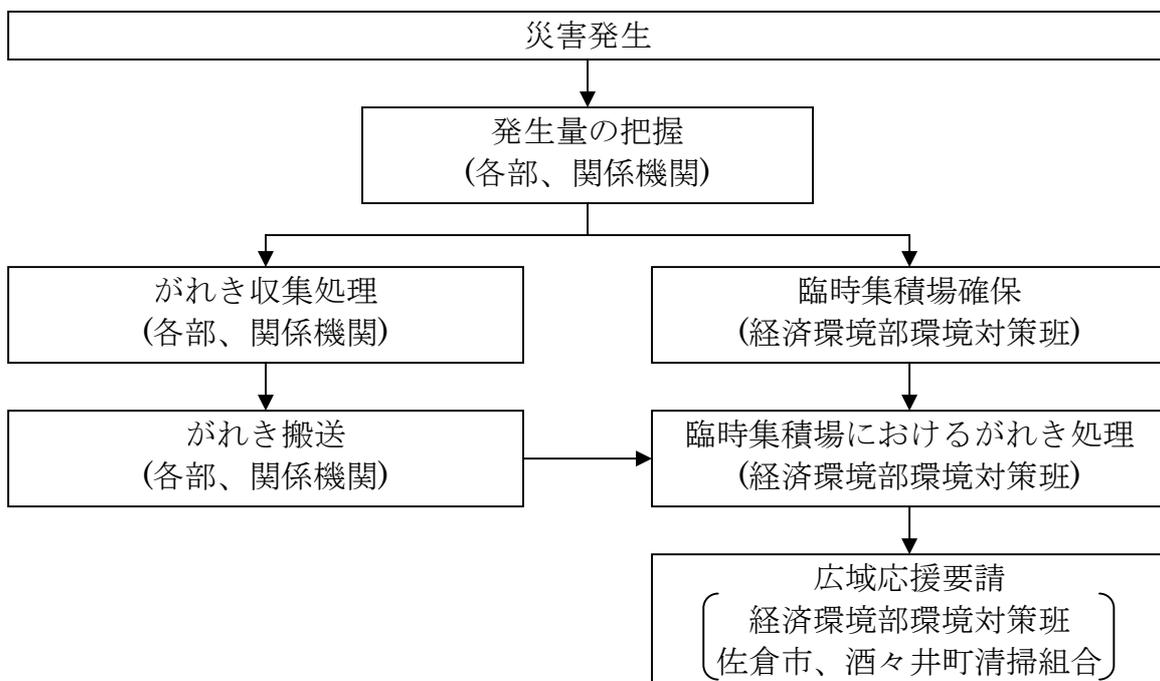
(5) 応援要請

経済環境部環境対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき応援を要請する。

また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

3. がれき処理

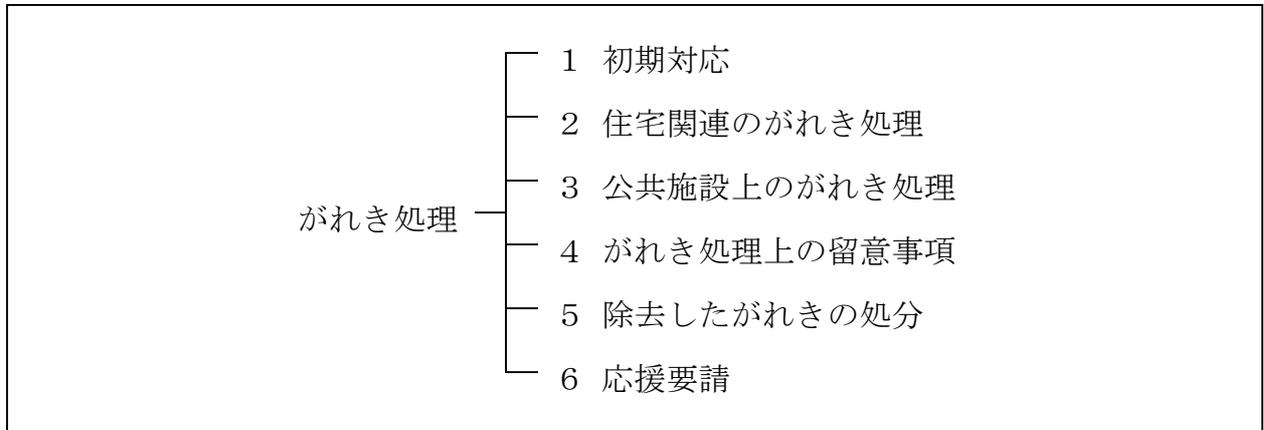
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

経済環境部環境対策班、各部、佐倉市、酒々井町清掃組合、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別・保管等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 住宅関連のがれき処理

都市部建築班は、協定業者等の協力のもとに住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに処理する。

(3) 公共施設上のがれき処理

① 主要道路上のがれき処理

土木部道路班は、震災時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしているがれきを除去・処理する。

② 河川関係のがれき処理

土木部下水道班は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等に障害を及ぼしているがれきの除去・処理する。

③ 鉄軌道上のがれき処理

東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び山万株式会社は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

(4) がれき処理上の留意事項

がれきの除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

- ② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ③ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去したがれきの処理

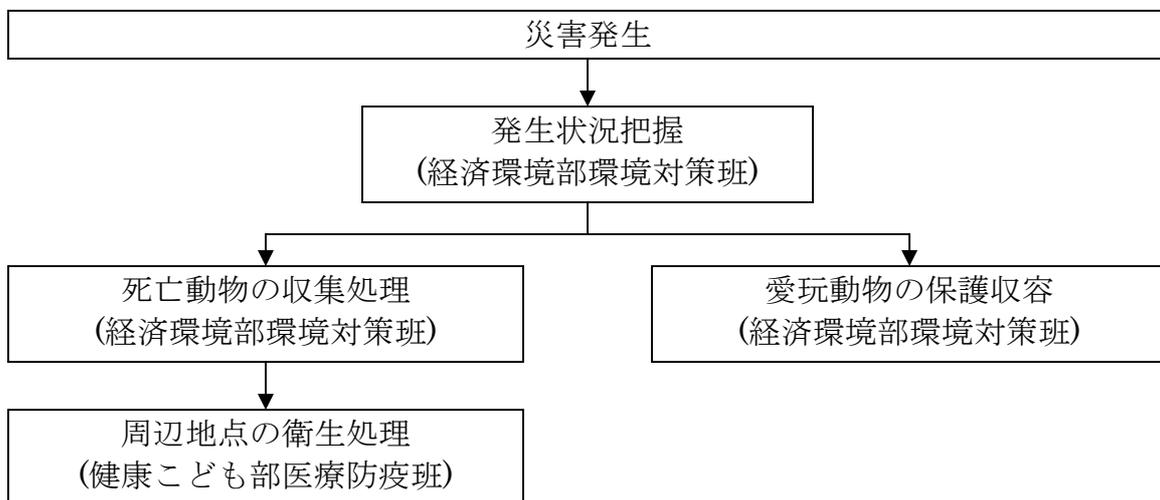
- ① 多量のがれきが発生した場合は、総務部管財班と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として選定する。また、公有地以外の土地において臨時集積場として利用することができるよう協力要請を行うものとする。
- ② 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。
なおアスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。
- ③ 可燃物で再使用不能のものは、経済環境部環境対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合において焼却する。
- ④ 臨時集積地に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

経済環境部環境対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、単独でがれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じ、県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

4. 動物対策

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

健康こども部医療防疫班、経済環境部環境対策班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。

(2) 死亡獣畜の処理

① 処理責任者

経済環境部環境対策班は、災害によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。

② 処理方法

ア 経済環境部環境対策班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。

健康こども部医療防疫班は、消毒その他の衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、家畜保健衛生所の指導により処理を行う。

(3) 愛玩動物の対策

地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県健康福祉部、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア・NPO等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

① 放浪動物の保護収容

② 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布

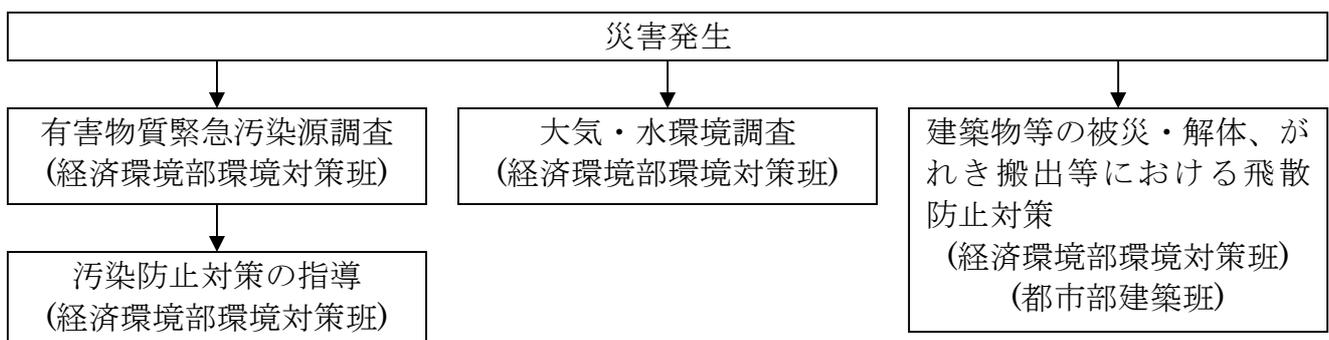
③ 負傷している動物の収容・治療

④ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し

⑤ その他動物に関する相談の受付

5. 環境保全対策

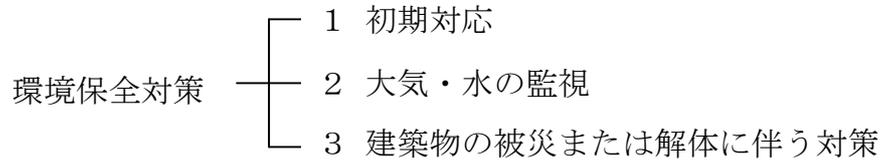
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

経済環境部環境対策班、都市部建築班

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

経済環境部環境対策班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染の恐れがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査についてそのつど国・県・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物の被災または解体に伴う対策

① 粉塵飛散防止対策

経済環境部環境対策班は、都市部建築班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

② アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物がアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ アスベスト使用建築物、またはアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

1) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。

2) 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化または散水の実施のうえで作業を行う。

3) 全壊した建物で、飛散の恐れがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

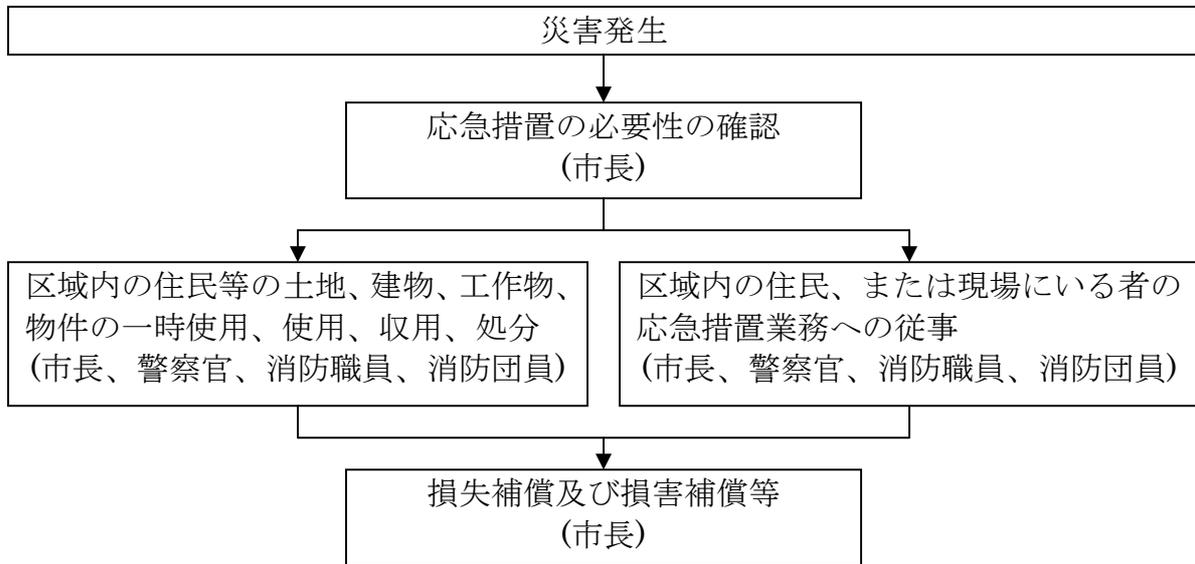
ウ アスベスト使用建築物、またはアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

③ がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第14 応急公用負担等

災害が発生し、または発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときは、一定の区域内の土地、建物または工作物等を使用・収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市長（市長の権限を行使する市の職員）、警察官、消防団員

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は市長が行うものとする。
- (2) 市長または市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、もしくは市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使するものとする。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防職員または消防団員が行うものとする。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、消防長または消防団長が行うものとする。

2. 応急公用負担等の要領

(1) 災害が発生し、または発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

① 市長

ア 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。

イ 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。

ウ 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用または収用し、処分すること。

② 消防職員・消防団員等

ア 消防職員・消防団員

1) 火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのものが存在する土地を使用し処分すること、または使用を制限すること。

2) 緊急の必要がある場合において、火災現場付近にいる者を、消火もしくは延焼の防止、または人命の救助その他の消防活動に従事させること。

イ 消防長、消防署長

延焼の恐れのある消防対象物及びこれらのものが存在する土地を使用し処分すること、またはその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、消防長、消防団長

1) 水防の現場において、必要な土地を一時使用すること、土石・竹木・その他の資材を使用（収用）すること、車やその他の運搬具を使用すること、工作物その他障害物を処分すること。

2) 水防のためやむを得ない場合において、水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

③ 手続き

ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。

イ 物的公用負担は、次により行うものとする。

1) 工作物等の使用、収用

i 使用または収用を行うときは、対象となる土地・建物等の占有者、所有者、その他土地・建物等について権限を有する者に対して、当該土地・建物等の名称または種類、形状、数量、所在した場所、処分の期間または期日等その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知するものとする。

ii 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地・建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市または佐倉警察署に掲示し、通知に代えるものとする。

- 2) 工作物等の障害物の除去
 - i 市長、警察官が障害物(災害を受けた工作物等)を除去したときは、市長、警察署長は、適正な方法で保管するものとする。
 - ii 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者、その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。
 - iii 保管した工作物等が、滅失または破損の恐れがある場合、もしくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管するものとする。
 - iv 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。
 - v 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6ヵ月を経過しても当該工作物等(売却した代金を含む。)を返還することができない場合、市長が保管する工作物等(売却した代金を含む。)は市に、警察署長が保管する工作物等(売却した代金を含む。)は県に帰属する。

3. 損失補償及び損害補償等

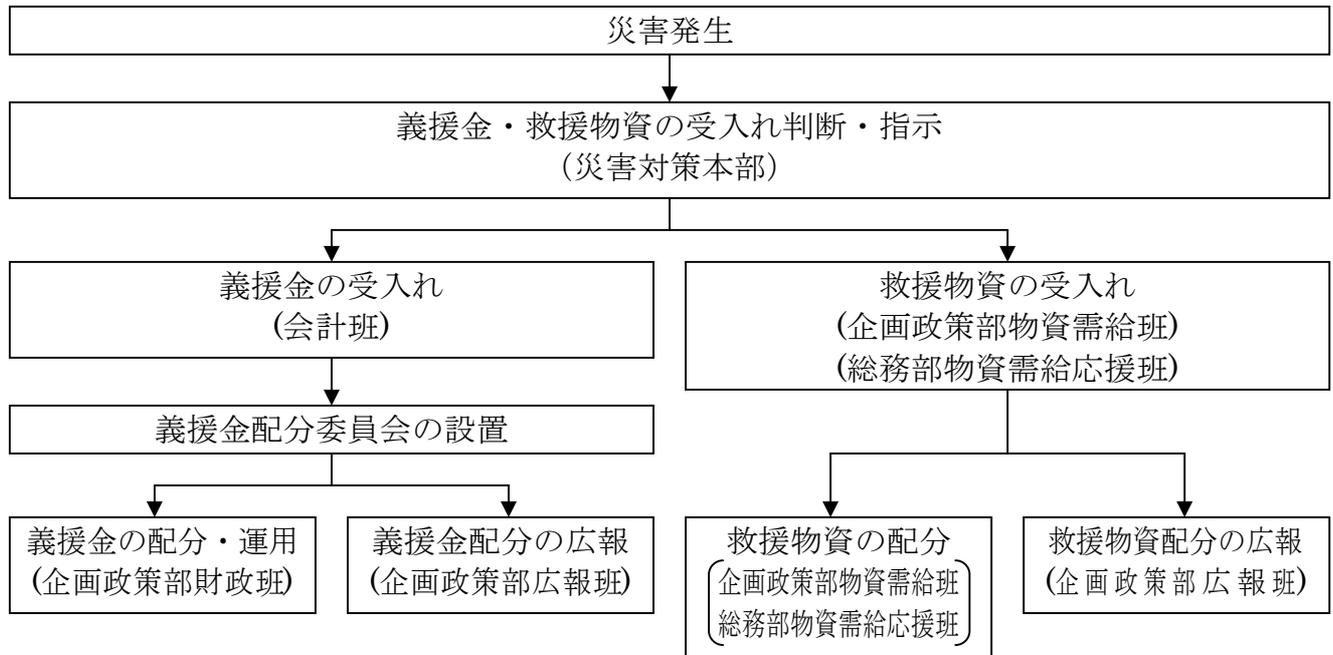
- (1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行うものとする。
- (2) 区域内の住民、または現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。

ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の定めに従い損害補償するものとする。

第15 義援金・救援物資の受入れ及び配分

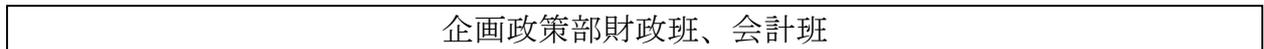
各地から寄せられる義援金・救援物資の申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《応急対策の流れ》

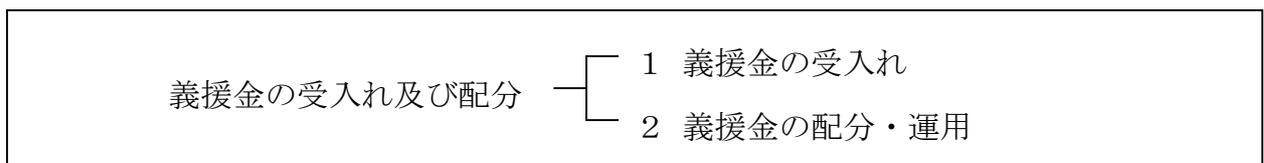


1. 義援金の受入れ及び配分

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 義援金の受入れ

① 市

会計班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

② 県

県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、県総務部において受け付け、県出納局において保管する。

③ 日赤千葉県支部

日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受け付けが困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

(2) 義援金の配分等

義援金の配分については、以下の構成による義援金配分委員会を設置し、配分方法、運用方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

職名	構 成 員
委員長	市長
副委員長	副市長
委員	教育長、水道事業管理者、危機管理監、企画政策部長、総務部長 税務部長、市民部長、福祉部長、健康こども部長、経済環境部長 土木部長、都市部長、議会事務局長、会計管理者 市長が認めるその他職員

企画政策部財政班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に配分する。また、企画政策部広報班は、義援金の配分にあたり被災者に対し情報を提供する。

- ① 市は、県または日赤から送付された義援金を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- ② 県で受けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。
- ③ 日赤千葉県支部

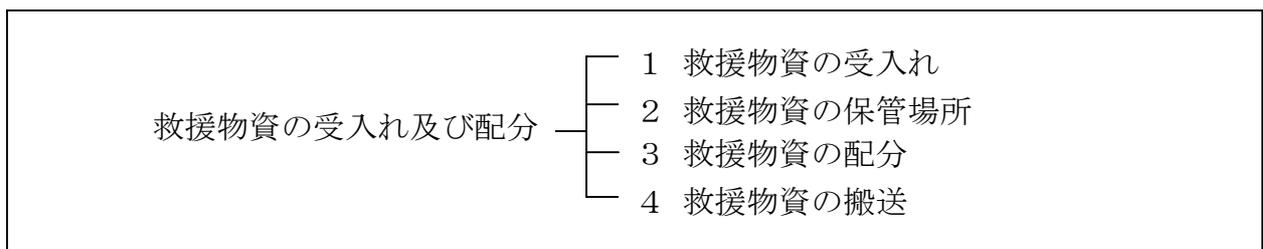
日赤に寄託された義援金の市に対する配分については、被災した県、各行政機関ならびに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金品募集委員会の協議により決定する。

2. 救援物資（義援品）の受入れ及び配分

《実施担当機関》

企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 救援物資の受入れ

- ① 企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- ② 企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ③ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
 - イ 複数の品目を梱包しないこと
 - ウ 近隣で協力者のある場合は連携を図り、小口での救援物資提供を避けること
 - エ 腐敗する食糧は避けること

(2) 救援物資（義援品）の保管場所

- ① 市
市は、救援物資（義援品）の一時集積所について、あらかじめ計画を立てておくものとする。
- ② 県
救援物資（義援品）を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
- ③ 日赤千葉県支部
救援物資（義援品）を配分するまでの一時保管場所として日赤千葉県支部の倉庫をあてるが、状況によっては、県に集積可能な場所の確保を要請する。

(3) 救援物資（義援品）の配分

救援物資（義援品）の配分については災害時要援護者を優先し、企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班が実施する。また、企画政策部広報班は、救援物資（義援品）の配分にあたり被災者に対し情報を提供する。

- ① 市は、県または日赤から送付された救援物資（義援品）を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- ② 県は、救援物資（義援品）の市町村に対する配分を被災地の状況を勘案して決定し、市の指定する場所まで輸送して市に引き渡すものとする。
- ③ 日赤千葉県支部
救援物資（義援品）は、市が指定する場所まで県の協力を得て輸送し、市に引き渡すものとする。

(4) 救援物資（義援品）の搬送

- ① 救援物資（義援品）は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- ② 搬送は、企画政策部物資需給班、総務部物資需給応援班の管理のもとに、ボランティア・NPO等の協力を得て実施する。

地震災害対策編

第4章

災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

第1 被災者の生活確保

震災により被害を受けた市民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、市民の自力復興心を喚起し、生活の早期安定を図る。

1. 雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防に向けた事業主への支援援助を図る。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、県を通じて厚生労働省への要請を行う。

2. 職業の斡旋

- (1) 千葉労働局は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにあっ旋を図る。
- (2) 千葉労働局は、震災により離職を余儀なくされた市民等の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じるものとする。
 - ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ② 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
千葉労働局は、震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

3. 市税の減免等

被災した納税義務者または特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法、佐倉市賦課徴収条例、その他法令等の規定により、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出、または市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

① 災害が広範囲にわたる場合

市が、適用の地域及び期日を指定するものとする。

② その他の場合

納税義務者等の申請により、税務部長が、災害が収束した日から納税義務者については2ヵ月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、地方税法、佐倉市賦課徴収条例、その他法令等の規定により、減免及び納入義務の免税等を行うものとする。

4. 災害援護資金

地震等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付を行う。

(1) 貸付対象

①もしくは②に掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者の被害を受けた年の前年の所得合計額が、下表に掲げる額に満たない世帯。

- ① 世帯主が療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である負傷を負った場合
- ② 住居または家財の被害金額が、当該住居または家財の価値の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1 人	2 2 0 万円
2 人	4 3 0 万円
3 人	6 2 0 万円
4 人	7 3 0 万円
5人以上	1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、世帯の住居が滅失した場合は1, 270万円	

(2) 貸付金額

- ① 上記(1)の①の場合 150万円以内
- ② 上記(1)の①と家財の損害が重複した場合 250万円以内
- ③ 上記(1)の①と住居が半壊した場合 270万円以内
- ④ 上記(1)の①と住居が全壊した場合 350万円以内
- ⑤ 家財の損害の場合(上記(1)の①の場合) 150万円以内
- ⑥ 住居が半壊した場合 170万円以内
- ⑦ 住居が全壊した場合(⑧を除く) 250万円以内
- ⑧ 住居の全体が損壊もしくは流失し、またはこれと同等と認められる特別の事情がある場合 350万円以内

(3) 貸付条件

- ① 償還期間：10年（うち据置期間3年）
- ② 利 子：年3%（据置期間中は無利子）
- ③ 保証人：連帯保証人になること

(4) 償還方法

年賦償還または半年賦償還とする。

(5) 申込方法

佐倉市福祉部社会福祉課に申し込む。

5. 生活福祉資金

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、災害援護資金（生活福祉資金の一種）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯とする。

(2) 貸付金額

一世帯 150万円以内である。

(3) 貸付条件

- ① 据置期間：1年以内
- ② 償還期間：据置期間経過後7年以内
- ③ 利 子：年3%（据置期間中は無利子）

ただし、償還期間内に償還した場合は、県単独事業により利子補給の適用がある。

④ 保証人

ア 連帯保証人となること

イ 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

ウ 生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者

(4) 償還方法

年賦、半年賦または月賦

(5) 申込方法

官公署が発行する罹災証明書を添付し、佐倉市社会福祉協議会へ申し込む。

6. 生活相談

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情または要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉、医療、商工、農林水産、土木、都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、独立行政法人住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

7. その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
郵便事業株式会社 ・ 郵便局株式会社	<p>災害が発生した場合に、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策の実施に努める。</p> <p>1. 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付できるものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あての料金を免除できるものとする。</p> <p>(3) 救助用の郵便物の料金免除 災害時には、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の郵便物の料金を免除できるものとする。</p> <p>(4) 寄附金を内容とする郵便物の料金免除 災害時には、被災者の救助を行う日本赤十字社、共同募金会、共同募金会連合会等にあてた社会福祉の増進を目的とする事業の実施に必要な費用に充てることを目的とした寄附金を内容とする郵便物の料金を免除できるものとする。</p>
NHK	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第2 罹災証明の発行要領

1. 目的

罹災証明は、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために必要となる家屋等の被害について、市長、消防長または消防署長が発行する。

2. 罹災証明を行う者

罹災証明は、市内に所在する家屋等を対象とし、次の者が行う。

- (1) 火災による被害
消防長または消防署長
- (2) 上記以外の災害による被害
市長

3. 罹災証明の対象

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋等について、次の事項の証明を行うものとする。

- (1) 市が発行するもの
全壊、流失、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
なお、家屋以外のものについても、特に必要があると認められるときは、罹災証明を発行するものとする。
- (2) 消防本部及び消防署が発行するもの
火災による焼損、水損及び煙損

4. 申請手続き

災害により被害を受けた家屋等の所有者、使用者等が、次の場所において申請手続きを行うものとする。

- (1) 火災による被害
消防本部または各消防署において申請手続きを行うものとする。
- (2) 上記以外の災害による被害
市民部交通防災課において申請手続きを行うものとする。
ただし、大規模被害が発生し、交通防災課が災害対策本部事務局となった場合においては、本部付き職員から罹災証明担当職員を指名し、専用の窓口を開設するものとする。

5. 被害調査・発行手続き

(1) 大規模災害が発生した場合

① 市長が発行する罹災証明

ア 罹災証明担当職員は、都市部建築物危険度判定班とともに、外観目視等による被災地全体の被害調査を実施し、その結果に基づき、被災家屋台帳を作成する。

また、都市部建築物危険度判定班による被災建築物応急危険度判定等の調査済み情報の提供を受け、被災家屋台帳へ記載する。

なお、調査にあたっては、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考とする。

イ 罹災証明担当職員は、罹災証明の申請・交付窓口を開設するとともに、市民に対し周知を行う。

ウ 申請を受理したときは、被災家屋台帳により確認し、罹災証明書を交付するものとする。

なお、台帳により確認できない場合は、確認のための調査を実施するものとする。

この際、都市部建築物危険度判定班は、調査のための必要な協力を行う。

② 消防長または消防署長が発行する罹災証明

火災による家屋の焼損及び消火活動に伴う水損については、消防本部または消防署において被害調査及び罹災証明の発行を行うものとする。

③ その他

被害調査に関し、市、消防本部は相互に協力するものとする。

(2) その他の場合

市民部交通防災課が、被災者より申請された家屋等の被害について調査等を実施し、罹災証明を発行する。

6. 証明手数料

手数料は、徴収しないものとする。

第3 住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等または公営住宅の空き家の活用を図る。

1. 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取または被災者へ転貸するために借り上げる。

なお、災害公営住宅の建設等を行うにあたっては、県の指導・支援を受けて実施する。

2. 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第4 中小企業への融資

災害の度合いに応じて、県は以下の対策を講じる。

1. 適用の基準

- ① 激甚法または災害救助法の適用を受けた災害
- ② 経済産業大臣が地域・業種を指定した災害
- ③ その他特に必要と認めた場合

2. 融 資

- ① 貸付資金 災害対策緊急融資資金
- ② 貸付対象者 県内で6ヶ月以上事業を営んでいる被災中小企業者
- ③ 融資用途 設備資金、運転資金
- ④ 融資限度額 1 中小企業者 3,000万円以内 1組合 6,000万円以内
- ⑤ 融資期間 設備資金10年以内 運転資金7年以内
- ⑥ 融資利率 年2%以内

(上記融資条件については、災害の度合いに応じて別途定められる。)

3. 利子補給

上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。

(条件については、災害の度合いに応じて別途定められる。)

第5 農林業者への融資

県は被災した農林業者に以下の資金による融資または融資の斡旋を行う。

- ① 天災資金
- ② 県単災害資金
- ③ 農林漁業金融公庫資金
- ④ 農業セーフティネット資金

第6 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援する。

1. 対象災害

地震、暴風、洪水その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合。

- ① 市において災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
- ② 市において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2. 対象世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、次に掲げる事由により、その住宅をやむを得ず解体し、または解体されるに至った世帯
 - ア 当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要がある場合。
 - イ 当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合。
 - ウ その他ア、イに準ずるやむを得ない事由がある場合。
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が、長期間継続すると見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額が以下の2つの支援金の合計額となる。

なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2①の場合)	解体した場合 (2②の場合)	長期避難 (2③の場合)	大規模半壊 (2④の場合)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一度賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200万円が限度額となる。同様に賃借後、補修する場合は、合計で100万円が限度額となる。

4. 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人として、(財)都道府県会館が指定されている。

また、県は、県が行う支給事務に関し、(財)都道府県会館へ委託している。

5. 支援金支給の手続き

(1) 支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館へ提出し、申請書を受理した(財)都道府県会館は交付決定等を行う。

(2) 申請時の添付書面

- ① 基礎支給金：罹災証明、住民票等
- ② 加算支給金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(3) 申請期間

- ① 基礎支給金：災害発生から13ヵ月以内
- ② 加算支給金：災害発生から37ヵ月以内

第2節 生活関連施設等の復旧計画

第1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

1. 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- (1) 施設の耐震化を図る。
- (2) 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- (3) 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

2. 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- (1) 漏水調査を実施する。
- (2) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

また、計画の作成・実施にあたっては、次の点に留意する。

- ① 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- ② 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

第2 下水道施設

災害の本復旧は、将来の地震災害に備える事業計画とし、地震災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

1. 復旧計画の対象とする災害

一般的な地震動では機能に重大な支障が生じないこと、直下型地震、海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動に際しては、人命に重大な影響を与えないことを基本とする。

2. 下水道施設の被害想定

過去の下水道施設の地震災害事例の整理、施設の地震被害想定を行い、被害を最小限にとどめる予防対策や被災後の作業量(緊急時の供給等)を把握し、適切な計画策定を行う。

第3 電気施設

1. 復旧の順位

東京電力株式会社は、原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

2. 復旧作業

(1) 送電設備

① 送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ア 全回線送電不能の主要線路

イ 〃 のその他の線路

ウ 一部回線送電不能の重要線路

エ 〃 のその他の線路

(2) 変電設備

① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

② 都市部に送電する系統の送電用変電所

③ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

① 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

② 保守用回線

③ 業務用回線

(4) 配電設備

「配電線路送停電マニュアル」により定められた復旧順位による。

第4 ガス施設

ガス供給事業者は、ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

1. 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の施設について被害調査を行う。

- (1) ガス製造設備
- (2) 供給設備
- (3) 通信設備
- (4) 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

2. 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

3. 復旧作業

(1) 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

(2) 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

(3) 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 気密試験(漏えい箇所の発見)
- ③ 漏えい箇所の修理

(4) 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- ① 閉栓確認作業
- ② 被災地域の復旧ブロック化
- ③ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管・供内管漏えい箇所の修理

- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 内管検査及び内管の修理
- ⑧ 点火・燃焼試験
- ⑨ 開栓

4. 再供給時事故防止措置

(1) 製造施設

ガスの製造、供給を一時もしくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

(2) 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

(3) 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

第5 通信施設

東日本電信電話(株)における復旧の順位

震災により被災した通信網の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

順位	回線の種類	復旧する回線	
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	専用サービスなど	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については事業所ごとに1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	

順位	回線の種類	復旧する回線
第2順位	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については事業所ごとに1契約回線以上
第3順位	・第1順位、第2順位に該当しないもの	

順位	重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第6 農林業施設

1. 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ① 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊する恐れのあるもの。

(2) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(3) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害の生じる恐れのあるもの。

(4) 地すべり防止施設

- ① 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

2. 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な天然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

(2) 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

第7 公共土木施設

道路等の土木工事施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

1. 道 路

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

2. 河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深堀で、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管または天然の河岸の全壊または決壊で、これを放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(2) 砂防施設

- ① 砂防ダム、床固工等の決壊またはその恐れがあるもの。
- ② 砂防ダム、床固工、護岸工等の脚部の深堀で、根固をする必要があるもの。
- ③ 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると、著しい被害を生じる恐れのあるもの。
- ④ 天然河道の埋没で砂防ダム等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じる恐れのあるもの。

(5) 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じる恐れのあるもの、またはその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

第1 激甚災害の指定

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。)の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1. 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害に関する調査は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

2. 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日中央防災会議決定)と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日中央防災会議決定)の2つの基準がある。

第2 特別財政援助額の交付手続

1. 市

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

2. 県

激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算出の関連法令等に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

地震災害対策編

付 編

東海地震に係る周辺 地域としての対応計画

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、関係機関・事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果に基づき東海地震に係る強化地域として8都県(東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)の263市町村を平成14年4月23日に指定した。

この指定地域は、東海地震が発生した場合、震度6弱以上または発生後20分以内に、大津波(津波高3m以上)が来襲する地域を基準としており、千葉県は、この地域に含まれなかった。

しかしながら、本県域はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、木造建築物の全半壊約8,000棟、死者約300人の被害が想定(平成3年度～7年度「直下型地震等対策調査」)されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念される場所である。

このため、本計画では、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2節 基本方針

1. 計画の内容

計画の内容は、次の措置を定めることによって、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会的経済活動を維持しながら、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても、被害を最小限にとどめるために必要な措置

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、各団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2. 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生(または発生の恐れがなくなる)までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても、可能な範囲で含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、「佐倉市地域防災計画(地震災害対策)」で対処する。

3. 前提条件

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間(概ね午前10時から午後2時)とする。

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。東海地震については予知できる可能性があることから、千葉県では各防災機関が緊急に促進すべき事前の措置について定めており、本市に関連する部分は以下のとおりである。

区分	機関名	業務大綱
情報伝達手段の整備	千葉県総務部	(1) 県防災行政無線網の拡充整備 ネットワークに未加入の関係機関への無線局設置により、ネットワークの増強を図る。 (2) 市町村防災行政無線の整備 県は、市町村が住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する市町村防災行政無線の整備事業について、必要な指導及び助成を行う。 (3) 他の通信施設の利用 関係機関は、非常時、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の耐震対策及び道路・河川・地すべり等の対策	千葉県県土整備部	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 県有の庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 防災上重要な市町村有建築物及び民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。 (2) ブロック塀等の倒壊防止対策 通信路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強改修の実施を指導する。 (3) 外壁等の落下防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。 (4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期または随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

区分	機関名	業務大綱
道路・河川・地すべり等	千葉県農林水産部	<p>(1) 地すべり等危険地域の把握 県及び市町村は、地すべりの危険地域を把握し、定期または随時に点検整備を行う。</p>
	関東地方整備局	<p>(1) 施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p>
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社・東京支社	<p>(1) 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2) 旅客の避難対策 駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。</p> <p>(3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>(4) 食糧、飲料水の調査 ア 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあつ旋について打合せを行うとともに、非常食糧等の確認をする。 イ 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>(5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。</p>
	民鉄 京成電鉄株式会社 山万株式会社	<p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>

区分	機関名	業務大綱
被害想定調査の実施	千葉県総務部	(被害想定調査の実施) 東海地震対応計画(修正)の基礎となる前提条件の確度の向上及び地域別影響度等を把握するため、震度分布、被害予想等に係る調査を実施する。
食糧確保の計画化	千葉県農林水産部	(災害応急食糧の精米計画) 地震発生時における応急食糧の配給において、市町村長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市町村は管内の小売販売業者または卸売業者等と精米計画を策定しておくよう指導する。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	千葉県教育委員会	(公立学校に対する指導事項) (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないよう固定する。 (3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	千葉県健康福祉部	(一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項) (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 (社会福祉施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

1. 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機関名	指導事項
千葉県総務部	<p>(1) 県は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時などにおいてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導を要請する。</p> <p>ア 対象事業所 消防法第8条第1項もしくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>イ 計画策定上の指導事項</p> <p>〔消防計画〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 火気の取扱い ② 自衛消防組織 ③ 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い ④ 教育訓練 ⑤ 顧客、従業員等の安全確保 ⑥ 情報収集、伝達、広報 ⑦ 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 ⑧ 営業方針、従業員の時差退社 ⑨ その他必要な事項 <p>〔予防規程〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の安全確保のための緊急措置 ② 火気の取扱い ③ 教育訓練 ④ 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い ⑤ 危険物輸送の安全対策 ⑥ 情報収集、伝達、広報 ⑦ 必要資機材の点検整備 ⑧ 操業方針、従業員の時差退社 ⑨ その他必要な事項 <p>ウ 指導方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 講習会、研修会 ② 印刷物 ③ 各種業界の集会 ④ 消防行政執行時、その他
千葉県健康福祉部	<p>(1) 警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。</p> <p>ア 施設等の緊急点検、巡回</p> <p>イ 充填作業、移し換え作業等の自粛</p> <p>ウ 施設の損壊防止措置</p>

機関名	指導事項
千葉県商工労働部	<p>(1) 高压ガス施設（高压ガス取締法第5条第1項の許可に係る事業所）に対する指導（不活性ガスまたは圧縮空気の製造に係る事業所を除く。）</p> <p>ア 警戒宣言時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。</p> <p>イ （社）千葉県エルピーガス協会、（社）千葉県高压ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防意識の徹底を図る。</p> <p>(2) 火薬類取扱施設（火薬類取締法第3条の許可に係る事業所）に対する指導</p> <p>ア 警戒宣言発令時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。</p> <p>イ 千葉県火薬類保安協会等の関係保安団体、及び警察、消防機関と連携を密にし、危害予防意識の徹底を図る。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>(1) 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気及びガス等の危険物等の生産集荷、販売、貯蔵等を行う関東経済産業局所管の事業所のうち、地震防災上必要な措置を講じる必要があると認められる事業所の名簿を作成し、警戒宣言が発せられた場合における情報連絡体制の確立、監督及び指導の内容などについて事前に検討する。</p>

2. 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食糧、生活物資等を扱う事業所

機関名	指導事項等
千葉県農林水産部	<p>(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、県内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p>
千葉県商工労働部	<p>(1) 食糧及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を市町村、商工会議所、商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。</p> <p>また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、（社）千葉県エルピーガス協会に要請する。</p>
関東経済産業局	<p>(1) 生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱う卸、小売業者に対して、警戒宣言発令時に極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみ、買いだめの防止等について要請する。</p> <p>(2) 生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p>

機関名	指導事項等
関東農政局	(1)加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。

(2) 金融機関

機関名	指導事項等
千葉県商工労働部 千葉県農林水産部 関東財務局 千葉財務事務所	<p>左の各機関は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常通り営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。</p> <p>イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

第3節 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する知識の普及浸透に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、気象庁は、平成16年1月より新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について、適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

1. 市における広報計画

市は、県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。また、各防災機関はそれぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、(1) 平常時、(2) 東海地震観測情報発表時、(3) 東海地震注意情報発表時、(4) 警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

① 東海地震に関する一般的知識

ア 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

イ 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

ウ 地震が発生した場合の市域への影響度等

② 警戒宣言時に主要防災機関のとりべき措置

③ 市民、事業所等が具体的にとりべき行動基準

④ その他必要な事項

2. 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、「佐倉市民防災啓発センター」の展示品や防災研修会、広報誌等の印刷物によるほか、映画及びテレビ、ケーブルネット296等による市提供番組を通じて実施する。

第4節 教育

市は、佐倉市災害対策本部要員、及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

1. 市職員に対する教育

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- ① 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- ② 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ③ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- ④ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- ⑤ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- ⑥ 今後取り組むべき課題
- ⑦ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については市民部交通防災課が実施するほか、必要に応じ各部局等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

2. 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育の次のとおり実施する。

また、市民部は私立学校の児童生徒等に対する防災教育を公立学校に準じて実施するよう指導する。

(1) 教育内容

- ① 東海地震に関する基本的知識
- ② 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- ③ 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- ④ 警戒宣言発令時に学校がとる措置
- ⑤ 児童生徒等の学校内及び通学(園)時における安全対策、行動指針
- ⑥ 学校施設等の防災対策
- ⑦ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動(ホームルーム)を中心に指導し、避難訓練は、学校活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- ① 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- ② 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ③ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- ④ 避難訓練の実施に当たっては、学級活動(ホームルーム)、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加できるよう配慮する。

第5節 地震防災訓練

1. 市民防災訓練

市は、各防災機関の協力を得て、例年実施する市民防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、市民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り市民、事業所、NPO等の参画を得ることにより、広く防災意識の普及と意識の高揚を図る。

2. 各関係機関の訓練

各関係機関は、上記の市民防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等の目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所、NPO等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3. 市民、事業所が実施する訓練

市、各関係機関は、自主防災組織、自治会・町内会等、事業所などが独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第3章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 警戒宣言発令までのあらまし

「東海地震に係る防災対策強化地域」の観測データに異常が発見された場合、気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」、内閣総理大臣が発令する「警戒宣言」及び市の対応は、以下のとおりである。

情報の種類	基準	警戒宣言発令の 手続	市の対応
東海地震 観測情報	(発表) 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに評価できない場合	気象庁の観測データに異常発見	【第1 配備体制】 ・情報収集
	(解除) 東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合や前兆現象とは関係ないことがわかった場合		
東海地震 注意情報	(発表) 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合	・地震防災対策強化地域判定会を招集	【第2 配備体制】 ・防災対策の遂行上重要な機関・団体・市民等へ直ちに伝達 ・社会的混乱を防止するための措置 ・災害対策本部の設置準備 ・地震発生のおそれなくなった旨を関係機関・市民等へ伝達
	(解除) 東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合		

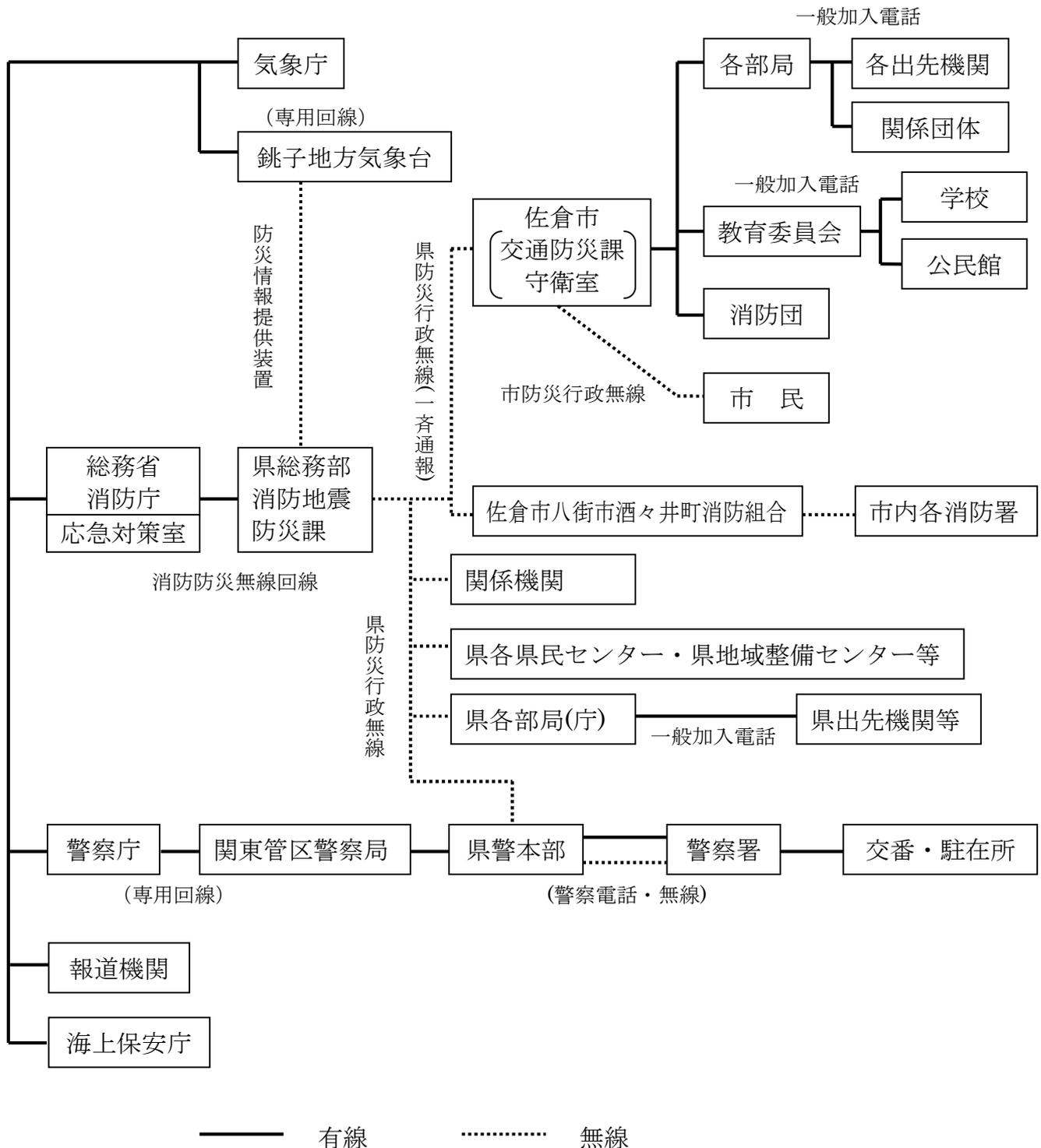
情報の種類	基準	警戒宣言発令の手続	市の対応
東海地震 予知情報	(発表) 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁長官が「東海地震予知情報」を内閣総理大臣に報告 ・ 内閣総理大臣は、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認める場合、閣議を招集し、閣議決定を経て「警戒宣言」を発令 	【災害対策本部設置】 【第3 配備体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策遂行上重要な機関・団体・市民等へ直ちに伝達
	(解除) 東海地震発生のおそれなくなったと認められる場合		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生のおそれなくなった旨を関係機関・市民等へ伝達

第2節 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達系統及び伝達手段

市は、県等から東海地震注意情報を受けた場合、または報道機関の報道に接した場合の市役所内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段を、あらかじめ定めておくものとする。

【東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達経路】



2. 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報を受けたときは、関係機関、団体、市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

この段階では、必要に応じ混乱防止等のための広報を実施する。

3. 伝達事項

市は、市役所内部及び出先機関等へ東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて、必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

また、その他必要と認められる事項も伝達する。

第3節 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに第2配備体制をとり、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制を県に準じるものとする。

1. 災害対策本部の設置準備

第2配備体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

2. 職員の招集

職員の招集は、第2配備体制とする。なお、職員の参集方法については、地震災害対策第3章 第1節 第1「組織動員」に定めるところによる。

3. 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理監、市民部交通防災課が関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- ② 社会的混乱防止のための必要な措置
- ③ 他市町村、関係機関との連絡調整

第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

市内において、混乱発生のおそれが予想される場合は、市及び関係機関は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（千葉県総務部消防地震防災課、千葉県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

1. 市の活動体制

佐倉市災害対策本部の設置	警戒宣言が発せられた場合、直ちに佐倉市災害対策本部を設置し、第3配備体制をとる。
本部設置場所	佐倉市役所1号館4階交通防災課
本部組織	地震災害対策 第3章 第1節 第1「組織動員」による。
所掌事務	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 (2) 関係機関の業務に係る連絡調整 (3) 社会的混乱防止に係る施策の決定、実施 (4) 報道機関等への情報提供 (5) その他必要な事項
職員の動員	地震災害対策 第3章 第1節 第1「組織動員」による。

2. 県の活動体制

千葉県災害対策本部の設置	直ちに千葉県災害対策本部を設置し、第3配備体制をとる。また、各機関に所定の災害対策本部支部を設置する。
本部設置場所	本庁舎5階 大会議室
支部設置場所	千葉支部 …消防地震防災課内 葛南支部 …葛南県民センター内 東葛飾支部…東葛飾県民センター内 北総支部 …北総県民センター内 東上総支部…東上総県民センター内 南房総支部…南房総県民センター内
所掌事務（支部）	(1) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 (2) 各防災機関の業務に係る連絡調整 (3) 社会的混乱防止に係る施策の決定、実施 (4) 報道機関等への情報提供 (5) その他必要な事項

3. 関係機関等の活動体制

千葉県警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社 千葉支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡室の設置 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労中の社員は、応急対策等所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては、非常招集により要員を確保する。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支店・東京支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等の地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
民鉄 京成電鉄株式会社 山万株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

その他の防災機関	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災対策をとる。 また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>
----------	---

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

1. 警戒宣言の伝達

(1) 伝達方法

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統は、第3章第2節「東海地震注意情報の伝達」の伝達経路によるものとする。

機 関	伝達方法等
市	(1) 県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に対して、直ちにその旨を伝達する。 (2) 市民に対しては、次のような方法で伝達する。 ① 防災行政無線（サイレン使用可） ② 広報車 ③ インターネット・メール配信 ④ 庁舎内に対し、庁内放送を実施
消防組合・消防団	消防車両を使用し、サイレンの吹鳴、警鐘といった防災信号により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警察署	警察車両の活用等により、広報を実施。
その他関係機関	直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。

(2) 防災信号

警 鐘	サイレン
(5点) 	吹鳴 (約 45 秒) 間 隔 (約 15 秒) 吹鳴 (約 45 秒) 

※ 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。
必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

(3) 伝達事項

①警戒宣言等の内容 ②本市への影響予想 ③各機関がとるべき体制 ④その他の必要事項

2. 警戒宣言発令時の広報

警戒宣言が発令された場合、駅、道路等における混乱や電話回線の混雑等の発生が予想される。これらに対処するため、市及び関係機関は、積極的に広報活動を実施する。

なお、各現場において、混乱発生の恐れが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、佐倉市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

(1) 市の広報

市は、警戒宣言が発令されたときは、関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

① 広報の項目及び内容

- ア 警戒宣言等の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

なお、広報の内容については、概ね次のとおりとする。

市民向け	情報の把握	テレビ、ラジオ、警察署、消防機関、市からの正確な情報の把握
	出火防止	ア 火気器具類の使用の制限・周囲の整理の確認 イ 灯油等危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	ア 家具類の転倒防止 イ ガラス、照明器具類の破損・落下防止 ウ ブロック塀等の倒壊防止または縄張り
事業所向け	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部等の設置及び防災要員の配備
	情報の収集・伝達等	ア テレビ、ラジオ等からの正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
	出火防止及び初期消火	ア 火気使用設備の使用制限 イ 危険物、薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火体制の確立
	危害防止	ア 設備器具類の転倒防止 イ ガラス、照明器具、商品、看板等の破損・落下防止 ウ ブロック塀等の転倒防止または縄張り
共通事項	駅等の混乱防止	ア 時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ イ 駅等の混乱状況等の広報
	道路交通の混乱防止	ア 走行中の車両への減速走行の呼びかけ イ 自動車利用の自粛及び中止要請等
	電話の輻輳による混乱防止	電話利用の自粛要請等

共通事項	買い出しなどによる混乱防止	買い急ぎをする必要のないこと等
	金融機関等の混乱防止	急いで引出しをする必要のないこと等

② 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、自主防災組織を通じて行う。

(2) 関係機関の広報

市民及び施設利用者等に対する広報は、次のとおり市に準じて行う。

① 広報の項目

- ア 警戒宣言等の内容及び東海地震予知情報
- イ 関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- ウ その他必要と認める事項

② 広報の実施方法

関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達の方法を各関係機関の実態にあわせて積極的に行う。

3. 報道機関の発表

佐倉市災害対策本部は、警戒宣言が発令された場合、住民、事業所等における社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を実施する。

第3節 警備、交通安全対策

1. 警備対策

警察署は、警備本部を設置し、次の活動を実施する。

(1) 基本的な活動

- ① 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員または特別に指示された警備要員の参集
- ② 避難の指示、警告または誘導
- ③ 警備部隊の編成及び事前配置
- ④ 通信機材・装備資器材の重点配備
- ⑤ 補給の準備
- ⑥ 通信の統制
- ⑦ 管内状況の把握
- ⑧ 交通の規制
- ⑨ 広報

2. 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前措置

- ① 主要駅等人の混雑が予想される場所
- ② 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点の交通要点
- ③ 災害危険場所
- ④ その他必要と認める場所

(2) 広報

① 広報内容

- ア 警戒宣言及び関連する情報等の正確な内容
- イ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
- ウ 住民及び自動車運転者のとるべき措置
- エ その他民心の安定を図るため必要な情報

② 広報手段

- ア パトロールカー、広報車等車載拡声器による広報
- イ 警察署、派出所等の備付け拡声器による広報
- ウ その他報道関係機関、関係機関への情報提供

第4節 消防、危険物、水防対策

1. 消防対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、平素の消防業務(防災活動を除く)を停止または縮小し、次のとおり対応措置を講じる。

(1) 活動体制

警戒宣言発令時の対応措置は、次の事項を基本として行う。

- ① 震災消防部隊の編成強化
- ② 資機材及び救急資機材の確保
- ③ 見張警戒体制の確保
- ④ 特定事業所に対する安全措置対策の指導報告
- ⑤ 防災活動上、必要な情報の収集

(2) 市民及び事業所に対する呼びかけの実施

出火防止及び混乱防止等の呼びかけを行う。なお、内容は第2節を参照。

2. 危険物対策

消防本部は、危険物取扱い施設等に対し、次の防災措置を指導する。

施設	防災措置の内容
危険物取扱施設	(1) 操業の制限、停止 (2) 資機材の点検、配置 (3) 緊急遮断装置の点検、確認 (4) 火気使用の制限または禁止 (5) 消火設備等の点検確認
化学薬品取扱施設	(1) 転倒・落下・流出拡散防止等の措置 (2) 引火または混合・混触等による出火防止措置
輸送施設	(1) 出荷、受入を制限・停止 (2) 輸送途上における遵守事項の徹底

3. 水防対策

地震災害対策編 第3章 第1節 第10「地震水防」に準じて、対応措置を講じる。

第5節 公共輸送対策

1. 東日本旅客鉄道株式会社

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報が出された際は、次に掲げるとおり列車、駅及び乗客に伝達する。

伝達先	伝達方法
機関内部	定められた経路により、指令専用電話、緊急連絡用電話により伝達。
運転中の列車	最寄りの駅長等が、列車の停車を待って速やかに乗務員に対し伝達。
駅の旅客	駅の放送により、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
車内旅客	車掌は、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

手 段	内 容
テレビ、ラジオ、新聞、駅の掲示・放送	① 運転状況及び運転計画の概要 ② 旅行の自粛及び時差退社の実施の要請 ③ 近距離通勤者の徒歩帰宅の実施の要請

(3) 列車の運転規制

① 各路線は、次のような規制速度による減速運転を行う。

線 名	区 間	規 制 速 度
総武本線	千葉～佐倉	45 km/h
	佐倉～八日市場	65 km/h
成田線	佐倉～佐原	65 km/h

② 駅構内または専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の措置

① 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て、警備体制を確立する。

② 旅客の安全を図るため次の措置を講じる。

ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

- ① 強化地域内を目的地とする乗車券類あるいは強化地域内を通過する乗車券類の発売を停止する。
- ② 状況により警備本部長の指示または承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- ③ 強化地域内を通過する特急列車等各列車は運転中止のため、発駅まで無賃送還の取扱いを実施する。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

① 出火防止措置

ア 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて、取扱の停止、制限等の具体的措置をとる。

② 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

③ 食糧及び飲料水の確保

ア あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食糧のあっせん及び非常用食糧の確認をする。

イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2. 京成電鉄株式会社、山万株式会社

(1) 警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客に協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ① 平常時から、運転計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。
- ② 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。
- ③ 駅において、放送、掲示等により運行状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

各関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道株式会社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。なお、警戒宣言発令時の運行についての基本方針は、次のとおりである。

輸送機関名	発令当日	翌日以降
京成電鉄株式会社 山万株式会社	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止、優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整のうえ実施する。なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

① 旅客の安全を図るための措置

- ア 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。
- イ 状況により、改札止めの入場制限等を行う。
- ウ 状況により、警察官の応援を要請する。

② その他の措置

- ア 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- イ 状況により乗車券の販売を制限または中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運行確保にあたっては、市、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一、市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合、または踏切故障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(6) その他措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意の点検、監視を行う。

3. バス、タクシー等の対策

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1. 警察による交通規制

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通道路確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施または地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- (3) 上記の交通対策の実施等によって生じる市内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

（広域交通規制対象道路及び広域交通検問所）

東関東自動車道潮来線 佐倉インター（番号12）

2. 道路管理者のとりべき措置

(1) 市の措置

- ① 危険箇所の点検
避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検を実施する。
- ② 工事中の道路についての安全対策
原則として工事を中止し、保安対策を実施する。

(2) その他の機関の措置

機 関	内 容
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> ① 道路施設に関する対策 <ol style="list-style-type: none"> ア 被災が予想される地域において、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 イ 工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全措置に努めるものとする。 ② 道路交通対策 <ol style="list-style-type: none"> ア パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。 イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。 強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを、横断幕等を用いて行うものとする。 ③ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制 発災後の緊急輸送路確保に備えた資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

機 関	内 容
東日本高速道路株式会社 関東支社	<p>① 東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路において、千葉県公安委員会が実施する車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。</p> <p>② 他の道路管理者の管理する道路において、関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。</p> <p>③ 道路利用者に対する必要な緊急広報の実施に努める。</p> <p>④ 道路巡回等により、道路状況の把握に努める。</p> <p>⑤ 自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。</p> <p>⑥ 工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。</p>
千葉県県土整備部	<p>① 危険箇所の点検 災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁等を重点的に、緊急点検巡視を実施する。</p> <p>② 工事中の道路の安全対策 緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立したうえで、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第7節 通信対策

1. 東日本電信電話株式会社千葉支店

警戒宣言の発令にあたっては、関係機関としての機能を確保するため、電話等の輻輳を防止し、関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本とする。施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、一般市民に大きな支障をきたさないよう努める。

(1) 電 話

要員の確保	(1) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。 (2) 休日、夜間等においては非常招集を行う。
情報連絡室	千葉支店災害対策室に速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 電話番号 043-211-8652 (代) また、千葉支店管内各地域支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。
資機材の点検・確認等	(1) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検・確認 (2) 応急ケーブル等災害復旧用資機材・車両の確認 (3) 工事中の施設等の安全措置
応急対策	(1) 防災機関等の重要な通話は、最優先で確保する。 (2) 非常・緊急通話の取扱いを確保することとし、その他‘100’番通話に対しては、可能な限り取り扱う。 (3) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。 (4) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行う。 (5) 緑、グレー色の公衆電話からの通話は、可能な限り確保する。

(2) 電 報

非常・緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(3) 営業窓口

平常業務を行う。

(4) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通報を確保するため、〇〇地方への電話のご利用は、できるだけ控えていただくようお願いします。」

2. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店

警戒宣言の発令にあたっては、関係機関としての機能を確保するため、携帯電話等の輻輳を防止し、関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本とする。

施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、一般市民に大きな支障をきたさないよう努める。

(1) 要員の確保

- ① 就労中の社員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- ② 休日、夜間においては非常召集により要員を確保する。

(2) 情報連絡室

速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(3) 資機材の点検、確認等

- ① 移動無線基地局車、移動電源車、発動発電機の点検、確認
- ② 災害復旧用資機材、車両の確認
- ③ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

- ① 関係機関等の重要通信を優先的に確保する。
- ② 緊急を要する通信を優先的に確保する。
- ③ 一般通信については、通信の集中による輻輳を生じさせないよう状況に応じ利用の制限を行う。

第8節 上下水道・電気・ガス対策

1. 上水道

市水道事業は、警戒宣言が発令された場合に、次の対策を講じる。

(1) 応急措置

原則として供給を継続する。また、市民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災時の緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

① 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に、応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

② 指定水道工事店への連絡

③ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

④ 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(2) 広 報

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報活動を行う。

内 容	<p>① 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</p> <p>② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること</p> <p>ア 飲料水の汲置き : ポリタンク、バケツを利用しフタをし、3日毎に新しい水に汲替え、密封状態で暗所に保管し水質保持に留意する。</p> <p>イ 生活用水の汲置き : 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>ウ その他 : 汲置き容器の転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。</p> <p>③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
手 段	<p>① 報道機関(テレビ、ラジオ等)への放送依頼</p> <p>② 広報車による広報</p> <p>③ 水道工事店としての店頭掲示</p> <p>④ ホームページによる広報等</p>

2. 下水道

市土木部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

- (1) 要員の確保
- (2) 資機材の確保及び点検整備
- (3) 施設等の保安措置
 - ① 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については市職員、委託職員連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
 - ② 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。
- (4) 危険物等に関する措置
 - ① 石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蓄タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。
 - ② 塩素ガスについては緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量の確認等のほか、塩素室の各扉の閉鎖、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

3. 電 気

東京電力株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。

- (1) 人員の確保・資機材の点検整備等
 - ① 要員の確保
非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発令された場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。
 - ② 資機材の確保
警戒宣言が発令された場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) 施設の予防措置
 - ① 特別巡視及び特別点検等
東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。
 - ② 通信網の確保
保安通信設備の点検、整備を実施し、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。
東日本電信電話株式会社、鉄道、警察、消防及び関係機関と連絡を密にし、通信網の確保に努める。
 - ③ 応急安全措置
仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身の安全を図る。

(3) 広 報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

内 容	① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手に触れず、カスタマーセンターへ通報すること ③ 屋外へ避難する場合は、安全器またはブレーカーを切ること ④ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと ⑤ その他必要な事項
手 段	① 報道機関(テレビ、ラジオ等)による広報 ② 広報車等による広報

4. ガ ス

千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社は、警戒宣言が発令された場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 人員の確保

ア 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ポケットベル、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

イ 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所またはあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

ウ 工事会社関係

千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社は、警戒宣言が発令された場合、必要に応じて、工事会社関係等に動員要請を行い工事会社関係等に動員要請を行い、工事会社関係等の要員は、要請を受けた会社の指示に従い、警戒体制に入る。

② 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

ア 初動措置に必要な車両を確保・配置し、緊急用工具、資機材の点検準備を実施する。

イ 非常用の食糧、飲料水、医薬品等を手配・準備する。

(3) 施設等の保安措置等

① 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

② 施設の巡視、点検

ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

イ 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

ウ 工事等の作業の中止と安全措置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員、サービス店作業員は、需要家または地先における作業を中止し、工事による事故の発生防止措置をとる。

(4) 広 報

警戒宣言が発令された場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件にかかる需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続きガスを供給していること ② ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法 ③ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法 ④ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報車により、直接需要家に呼びかける。 ② 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) その他

① 関係省庁、自治体、消防及び警察等との連絡について対策を協議し、協力体制をつくる。

② 緊急を要するもの以外の電話使用は控えさせる。

③ 社員等の退社時刻を集中させずに分散させる。

第9節 学校・病院・社会福祉施設等の対策

1. 学 校

市教育委員会は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置を行い、警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。

(1) 在校時

警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、園児、児童、生徒等を定められた計画にしたがって帰宅させる。なお、それぞれの学校における措置は、次のとおりとする。

幼稚園 小学校	① 帰宅にあたっては、定められた計画により保護者または保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に、帰宅先を確認してから引き渡す。 ② 引き渡すまでは、学校等において保護する。
中学校 高等学校	① 帰宅経路手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間等を確認する。 ② 自宅以外の寄宿先が定まっている者は寄宿先を確認する。 ③ 交通機関の運行・安全等の情報を把握する。 ④ 帰宅に際して留意すべきことを指導する。
特別支援学校	① 保護者への引き渡し、保護者等は、小学校と同様の措置をとる。 ② スクールバスの利用者については、指定場所にて保護者に引き渡す。 ③ それぞれの児童・生徒、学校等の状況に応じた措置をとる。

※ 小中学校特別支援学級についての措置は、特別支援学校に準じた措置をとる。

(2) 校外指導時

移動教室・夏 季施設・修学 旅行等	① 地元官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。 ② 学校へ連絡をとる。 ③ 校長は、対応の状況を教育委員会等に報告し、保護者に報告する。
遠足等	① 即時帰校の措置をとる。 ② 帰校ができない場合あるいは強化地域内では上記と同様の措置をとる。

(3) その他の対応策

被害防止	① 備品の転倒・落下防止 ② 危険物等の出火防止 ③ 消火器及び応急備品の点検
遠足等	① 職員、児童・生徒数の把握 ② 教育委員会への報告 ③ 生活必需品、食糧等の手配

(4) 警戒宣言解除後の措置

解除後の授業再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

2. 病院・診療所

(1) 診療対策

病院及び診療所は、次のような措置をとる。

外来診療	入院患者	手術等
① 可能な限り平常通りの診療を行う。 ② 救急患者の診療は、継続的に行う。 ③ 緊急度が加われば、重症患者の診療優先を行う。	① 可能な限り患者の希望に応じ、帰宅許可等を与える。 ② 救急患者の受入れ体制を講じる。	① 医師の判断により、可能な限り手術検査等日程変更を検討する。

(2) 防災措置等

- ① 建物及び設備の点検
- ② 落下物の防止
- ③ 水、食糧の確保
- ④ 医薬品、危険物等の安全対策
- ⑤ 非常用設備、備品の点検及び確保

(3) その他

警戒宣言発令等の収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

3. 社会福祉施設等

(1) 保育園等

警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休園とし、次の措置をとる。

帰宅措置	① 園児は名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 ② スクールバス利用の園児は、通常の場合で保護者に引き渡す。 ③ 保護者の引き取りが済むまで、園児は園で保護する。 ④ 園外における指導時は、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園が困難な場合、園及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。
防災措置	① 施設設備、消火器、火気等の点検 ② 転倒、落下物の防止措置 ③ 飲料水の確保、食糧、ミルク等の確保 ④ 医薬品等の確保 ⑤ 保護者に対する応急保育計画等の事前周知

(2) その他の社会福祉施設及び老人保健施設

社会福祉施設及び老人保健施設は、施設の種類、通所(園)者・入所者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

- ① 職員間及び保護者との情報の受伝達
- ② 応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置等
- ③ 消火器等の点検、緊急貯水等の出火防止措置
- ④ 要保護者の引き取り方法がない場合及び引き取り困難な場合の措置
- ⑤ 緊急救護体制、避難スペースの確保、食糧・飲料水・医薬品・衛生材料・生活物資・救護運搬用具等の確保
- ⑥ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知

第10節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地域にあつては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告または指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1. 警戒宣言発令時の措置

(1) 避難勧告・指示

市長は、消防署等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告または指示を行う。

(2) 指定避難所の確認

- ① 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

指定避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

指定避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 幼児、児童、老人、病弱者等、災害時要援護者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食・給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な支援を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2. 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 指定避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、指定避難所を指定する。

(3) 避難勧告、指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難勧告または指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 災害時要援護者に対する支援体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、災害時要援護者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底しておく。

第11節 救援・救護、防疫、保健活動対策

1. 救援体制

救援体制	地震発生に備え、情報連絡、資機材の点検を実施する。
食糧等の配付体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の救助に必要な備蓄品等の輸送・配付の準備を実施する。 (2) スーパー、農協等に対して精米の確保・納入ができるよう準備を要請する。 (3) 物資集積地を準備し、避難場所等へ輸送できる体制をとる。 (4) 商工団体、小売店等に供給体制の整備を要請する。

2. 医療救護体制

各機関が実施する内容は次のとおりとする。

市の措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 印旛市郡医師会佐倉地区に医療救護班の編成準備を要請する。 (2) 佐倉市薬剤師会等に応急薬品の確保・供給の準備を要請する。 (3) 日赤千葉県支部に対し、血液製剤等の供給、医療救護班の準備の要請、連絡体制の確保を図る。
日本赤十字社 千葉県支部	<p>警戒宣言が発された場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は、傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。 (2) 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班の待機を指示する。 (3) 血液業務 千葉県赤十字血液センターに対して、血液製剤の在庫数及び供給体制の確認と需給調整体制の準備を指示する。 (4) 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発令された場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。

	日赤における保有等の状況は次のとおりである。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物資の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毛布</td> <td>24,000 枚</td> </tr> <tr> <td>敷布</td> <td>7,000 枚</td> </tr> <tr> <td>日用品セット</td> <td>8,000 組</td> </tr> <tr> <td>ガーゼケット</td> <td>7,000 枚</td> </tr> <tr> <td>バスタオル</td> <td>7,000 枚</td> </tr> <tr> <td>緊急セット</td> <td>600 組</td> </tr> </tbody> </table>	物資の種類	数量	毛布	24,000 枚	敷布	7,000 枚	日用品セット	8,000 組	ガーゼケット	7,000 枚	バスタオル	7,000 枚	緊急セット	600 組
物資の種類	数量														
毛布	24,000 枚														
敷布	7,000 枚														
日用品セット	8,000 組														
ガーゼケット	7,000 枚														
バスタオル	7,000 枚														
緊急セット	600 組														
印旛市郡医師会	会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。														
印旛郡市歯科医師会	会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。														
佐倉市薬剤師会	会員に対し、医薬品の確保・供給の準備を要請する。														

3. 防疫対策

健康こども部は、災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

- (1) 防疫作業員及びその組織化等の準備
- (2) 発災後に必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認

4. 保健活動対策

福祉部及び健康こども部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者のリスト等について把握し、発災時には、医療機関の開設状況、救護活動状況、災害時要援護者の被災状況、健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握については、プライバシー保護に十分注意すること。
- (2) 避難者の健康管理及び災害時要援護者等への処遇調整を行う。
- (3) 県保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は印旛健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第12節 その他の対策

1. 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時において、次の措置をとる。

- (1) 百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し、営業の継続を呼びかける。
- (2) 市民に対して、小売店の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける。

2. 緊急輸送の実施準備

市、県及び各防災機関は、警戒宣言が発令された場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

関係各機関は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震災害対策 第3章 第1節 第11「緊急輸送活動」による。

(3) 関係団体による協力

(社)千葉県トラック協会は、千葉県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。

3. 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、美術館、図書館等については、原則として開館、開催を自粛し、それぞれの施設利用者等に協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

4. 市税の申告、納税に関する措置

- (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- (2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5. その他（危険な動物の逃走防止）

経済環境部は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は次のとおりである。

- (1) 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。

6. 金融対策

金融機関の措置	① 顧客、従業員・職員に警戒宣言発令を伝達する。 ② 窓口業務を確保する。
市民への広報	① 金融機関・郵便局の営業状況 ② 預貯金の引出しの抑制

第5章 市民等のとるべき措置

第1節 市民等のとるべき措置

市民、事業所、自主防災組織、自治会・町内会等が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれがとるべき措置基準を示し、一体となって社会的混乱の防止を図る。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。</p> <p>① わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</p> <p>② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。</p> <p>① タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。</p> <p>② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</p> <p>③ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <p>① ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。</p> <p>② プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</p> <p>③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</p> <p>④ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火水の準備をする。</p> <p>① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</p> <p>② 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食糧の準備をする。</p> <p>① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。</p> <p>② 食糧は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食糧、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にに入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p>

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ① 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ③ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ① 市等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 ② 県、市、警察署、消防署等関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ① 家具、棚等の上の重いものをおろす。 ② 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ③ ベランダの置物を片づける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ① 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ② ガス器具等の安全設備を確認する。 ③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 ④ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険個所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食糧を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の使用を自粛する。 ① 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>② 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、老人、病弱者の安全を確認する。</p> <p>① 幼児、児童生徒、老人、病弱者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 2. 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3. 防災訓練を行う。 <p style="margin-left: 20px;">災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> 4. 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 5. 防災資機材等を整備する。 <p style="margin-left: 20px;">地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</p> 6. 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2. 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織の活動態勢を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2. 市、消防署等関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3. 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。(第1節を参照のこと)。 4. 防災資機材等を確認する。 5. 幼児、児童、生徒、老人、病弱者の安全対策措置を呼びかける。 6. 食糧、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

注：自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会・町内会等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2. 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3. 防災訓練 <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4. 危険防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5. 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6. 消防・防災資機材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> 7. 情報の収集、伝達体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2. 自衛防災体制を準備、確認する。 3. 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4. その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

区 分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2. 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3. 危険防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4. 出火防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5. 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 6. 食糧品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7. 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8. 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9. バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の使用は、原則として自粛する。 10. 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11. 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 12. 不要な預貯金の引き出しを自粛する。